

令和5年第3回龍郷町議会定例会

第 1 日

令和 5 年 9 月 1 2 日

令和5年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年9月12日（火曜）

午前10時00分開会

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 一般質問

1. 圓山和昭議員 P 12－P 27
2. 徳永義郎議員 P 27－P 46
3. 長谷場洋一郎議員 P 46－P 65
4. 久保誠議員 P 66－P 80
5. 高橋研太郎議員 P 80－P 93

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥君 書記 岡江敏幸君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典君	町民税務課長	大吉正一郎君

副町長	則 敏 光 君	建設課長	屋 浩 仁 君
会計管理者	豊 山 さゆり 君	農林水産課長	迫 地 政 明 君
教育長	碓 山 和 宏 君	生活環境課長	園 田 徳 一 君
総務課長	井 一 馬 君	土地対策課長	竹 山 智 幸 君
企画観光課長	勝 元 隆 君	教育委員会 事務局長	里 園 一 樹 君
保健福祉課長	加 藤 寛 之 君	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	大 司 昭 二 君
子ども子育て 応援課長	松 尾 昭 宏 君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

ただ今から、令和5年第3回龍郷町議会定例会を開催いたします。

本日は、傍聴席のほうに、我が町老人クラブ連合会の方々が満席に近い状態でお見えでございます。

質問者も執行部のほうも張り切ると思いますので、今後とも傍聴のほうをよろしくお願いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前田豊成君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、徳永義郎君及び田畑浩君を指名いたします。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前田豊成君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より9月27日までの16日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの16日間に決定いたしました。

△ 日程第3 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第3、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

圓山和昭君の一般質問を行ないます。

○6番（圓山和昭君）

町民の皆様、おはようございます。

圓山和昭でございます。

そしてまた、傍聴席にお越しの老人クラブ連合会役員の皆様、女性委員会の皆様、おはようございます。

本日はお越しいただいてありがとうございます。

6月の議会が終了してから、ふるさと祭り、鹿児島国体関連行事、離島甲子園、盆踊りや敬老会など、新たな行事とともに各種行事が4年ぶりに通常開催され、いろいろと制限や中止を余儀なくされたコロナ禍からの復活の息吹と、奄美群島日本復帰70周年記念を祝うようなにぎわいを感じております。

今後は運動会からアラセツ、シバサシ、ドゥンガ、種下ろし、11月の駅伝大会まで秋の行事が続きます。

健康、安全や熱中症対策には十分ご留意され、龍郷町民の皆様がますます生き生きと躍動されますことを祈念申し上げまして、質問に移ります。

はじめに、教育行政について。

中学校再編・統合に関するアンケート調査の結果について質問いたします。

かねてより中学校のことは取り上げられてきましたが、前回、6月議会の同僚議員による一般質問の答弁にて、地域や保護者の考えを吸い上げるためにアンケート調査を実施すると、初めて踏み込んだ答弁がありましたので、その後の動きや結果について質問いたします。

2点目は、消防行政です。

台風時の消防団員の対応について質問いたします。

8月に発生したノロノロ、ウロウロ台風6号は、前代未聞の速度とコースを進み、避難所や消防団員の対応や判断なども大変困難であったことと思います。

ここ数年の台風の発生状況を鑑みると、いわゆる前代未聞の台風が増えてくるように感じていますので、それぞれの関係機関がしっかり対応を検証して、臨機応変に対応していける体制づくりが求められる世の中になってきていると思います。

そういう中で、今回は台風時の消防団員の対応について伺います。

3点目は、全棟調査について。

趣旨とその目的、進捗状況を伺います。

今年度施政方針に、令和3年度から準備を進めてきた家屋の全棟調査を本格的に実施し、実態に沿った固定資産税の課税に努めてまいりますとあります。

取りかかりから3年度目になりますので、改めて全棟調査の趣旨と目的、進捗状況について質問いたします。

以上、3項目の質問につき当局の答弁を求め、総括質疑といたします。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

先ほど議長からも圓山議員からも、今日老人クラブの会員の皆さんが傍聴に訪れていただいて、本当にありがとうございます。

一般質問ということで、活発な議論が展開されるものだろうと思っているところですが、どうぞ皆さん、老人クラブ会員の皆さんも行政に関心を持っていただいて、これからお過ごしを願えればと思います。

圓山議員から、教育行政について、消防行政について、さらに全棟調査についての3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。まず、2項目の消防行政について。

台風時の消防団員の対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

台風時の消防団員の対応につきましては、消防団員は地域に密着した地域防災力の要として、消防分署や役場、そして、集落にあります自主防災組織など、関係機関との連携を図りながら、住民への声かけや避難誘導、巡回による警戒活動など、地域に寄り添った防災・減災活動に努め、取り組んでいるところでございます。

次に、3項目の全棟調査について、趣旨と調査の目的、進捗状況等についてのご質問にお答えを申し上げます。

調査の趣旨、目的についてですが、本町の固定資産家屋台帳に登録している用途、種類、構造、床面積等と現地において家屋の現況とを比較して、すでに取り壊しとなっている家屋や増築、未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査確認し、これまで課税されている家屋との公平を期し公正で適正な固定資産税の課税を行なうために実施しているところでございます。

また、進捗状況ですが、現在、秋名、幾里、嘉渡、円集落まで進んでおり集落数で約20%終了しているところでございます。

各集落での進捗スピードには、それぞれ差がありますが、令和5年度には40%～50%終了できるのではないかと考えておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

1項目の教育行政について。

中学校再編・統合に関するアンケート調査についてのご質問にお答えいたします。

中学校再編・統合に関するアンケート調査につきましては、6月下旬に龍北中学校

校区及び赤徳中学校校区の集落へ、区長さんを通じて全世帯配布していただいて、アンケート調査への協力をお願いしたところでございます。

アンケート調査の内容ですが、1世帯ごとの回答とし、世帯主の性別・年代・住んでいる小学校区・統廃合に賛成か反対か等であります。

7月末を期限として郵送にての回答をお願いし、8月から集計に取りかかりましたが、提出忘れの方も考慮し、現在も提出を受け付けている状況です。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

それでは、それぞれ再質問に移っていききたいと思います。

まずは、1項目めの中学校再編・統合に関するアンケート調査についての再質問にいききたいと思います。

やはり今現在の町内の小学校、中学校生徒数、児童数の数を見ますと、将来的にはどれほどの教育機会の均等、環境整備、教育の環境というのを整えていくかというのは、非常に大事なところだと思います。

そしてまた、その環境を整えていくのも町の責任、教育行政の責任ではないかと感じているところでございますので、この質問を取り上げていたところでは。

このアンケートの調査方法については、今、答弁をもらいましたけれども、今回のこの龍北中学校校区、そして赤徳中学校校区の全世帯へのアンケート調査、このアンケート調査に関する回収率やその回答の状況というのはいかがだったでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

龍北中学校校区及び赤徳中学校校区の全集落、1,026世帯に配布、回答をご協力をお願いして、366世帯から回答がございました。

回答率が36.67%となります。

調査の結果なんですが、寄せられた回答の中ではございますが、中学校の統廃合に賛成であるが54.2%、反対であるが16.4%、どちらがいいかわからないというような回答が48.6%ございました。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

統廃合に賛成は54.2%ということですね。

ただ、やはりどちらがいいかわからないという意見も48.6%、非常に高いなど。

やはり、我々今現在子育てをしている世代、PTAの世代、そしてこれから学校へかかわっていく世代、そして子育てが少し落ち着いた世代ということで、いろいろと

温度差もあることだと思います。

しかしながら、全体の36.67%が回収率だったということで、この回収率、各小学校区別の回収率もこれわかりますでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

各小学校別の回答率なのですが、秋名小学校校区で38.6%、円小学校校区で37.5%、龍郷小学校校区で、これは安木屋場集落の回答となりますが、35.2%、赤徳小学校のほうで32.8%となっております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

大体平均の回収率、回答率なのかなと思います。

このアンケート、我が円集落にもアンケートがきましたので、私も答えておりますけれども、その他自由意見等の記入項目等も記入欄もありました。

何か自由意見とか、またはこのアンケート以外での町民の皆さんの反響、反応など、そしてまた、町民と語る会も同じ時期にあったと思います。

各校区、町民と語る会でまわっていると思います。

このアンケートの自由意見、そしてまた町民と語る会、またそれ以外の中での町民の反響などございましたら、答弁いただけますでしょうか。

○教育長（碓山和宏君）

記述式のほうで自由意見も聞いております。

その中で多かったのが、中学校の統廃合を早急に進めて、教育環境の質を高めてほしいという意見もありましたし、中学校がなくなることを考えると、非常に寂しく感じると。

しかし、子どもたちのことを考えると仕方がないというような意見もありました。

それから、1学年複数学年を可能にして、1学年2学級可能にして、より大きい集団で学んでもらいたいという意見や、荒波の学校を残してほしいという意見もありました。

これは当然あるだろうなとは思いますが。

それから、小規模校には小規模校の良さがあるというような意見もありました。

また、通学が気になるというような子どもたちの意見もありました。

それから、アンケート以外で町民の反響はということですが、町民と語る会、議会のあとにあったところではこの問題が出たんですが、そこで出たのは、円集落と赤徳集落、中学校の統廃合はどのようになっていくのかというような質問がございました。

それから、町内の中学校、できるだけ早い時期の一つにしてほしいという意見も個人的には寄せられています。

そういった状況です。

○6番（圓山和昭君）

ちょっと1点、今の内容から聞きますけれども、1学年2学級にという声もあったということで今、答弁がありましたけれども、1学年2学級にするためには、1学年何名以上であれば2学級が可能となるのかを教えてください。

○教育長（碓山和宏君）

1学級の学級編制が40名になっていますので、2学級にするためには41名を超えると2学級編制ができます。

2学級編制にしたときの良さというのは、結局その学年で子どもたちの入れ替えができるんですね。

そういった意味でもというような意見でした。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

それでは、今回のこのアンケートの調査結果から、今後の展開の方針はどのようになっていますでしょうか。

○教育長（碓山和宏君）

今後の方向性ですけれども、このアンケートの結果を受けて、中学校のあり方検討委員会、これ仮称ですけれども、そういった検討委員会をまず立ち上げてみたいと思っています。

その中で、さらにいろんな意見を集約をして、統廃合を含めた今後の中学校のあり方について、どうしたらいいかという考えを集約をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ちなみに、この中学校のあり方検討委員会、これは予定している検討委員会のメンバー構成等は考えておられますでしょうか。

○教育長（碓山和宏君）

メンバーですが、今、検討中ですが、大体中学校の学校長、そしてPTA会長、それから区長さん、それにまた何名か加えた形での検討委員会になるんじゃないかなどは考えていますが、人選についてはこれからまた検討していきたいと考えています。

○6番（圓山和昭君）

それでは、この検討委員会での結論、その結果の報告、そして今後の方針決定の時期というのは、いつごろを見据えてこの検討委員会を運営していくのでしょうか。

答弁をお願いします。

○教育長（碓山和宏君）

このアンケートの結果を受けて、本年中には、できれば早い段階で、10月、11月あたりに検討委員会を立ち上げることができればなあとは思っております。

そして、最終的には何回か検討委員会を持ったうえで、令和6年中には方向性を出していきたいと考えております。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

学校の問題というのは本当に地域の思いもあります。

保護者の思いもあります。

卒業生の思いもそれは本当に強いものがあります。

そういった中で将来どうしていくかというところは、本当に慎重に、そしてまた将来の方針をしっかりと定めて進めていってほしいと思います。

龍郷町立の学校ですので、やはり設置主体は町でございます。

町長のご意見までお願いします。

○町長（竹田泰典君）

大変この学校統廃合問題は重要な課題であると思っております。

龍郷町として、定住促進を図りながら、子どもたちを増やしていこうという活動も展開したところですが、なかなかうまくいかないという状況にありまして、この少子化の中で子どもたちがしっかりと人生の中で、中学校という大事な時期をどのようにしていけばいいのかというのは、これ保護者の皆さん、また地域の皆さん、大変いろいろお考えだと思っておりますけれども、子どもたちの立場に立ち返った場合、いろんな部活動、団体競技、いろんなものができないという状況になっています。

また一方、クラブ活動においては、地域移行型に移行ということで今、検討を加えているところですが、いずれにしても少子化の中で、子どもたちがしっかりとその中学校期、大事な時期を過ごせるような形に展開をしていかなければならないと思っております。

再度申し上げますけれども、やはり、これは行政だけでできるものではなくて、地域の皆さんの協力がなければできないものだと思います。学校というのは地域のコミュニティの場でありまた活力でもあると思っております。

議員がご指摘のとおりだと私も思っておりまして、このことについては、しっかりと議論を通しながら進めてまいりたいと思います。

そういうことで、今後とも町民の皆さんが関心を十分持っていただいて、龍郷町のしかるべき学校問題については、ご意見を賜りたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ぜひ子どもたちにとって快適な学舎となりますように、将来に向けた議論をしっかりと進めていってほしいと思います。

○町長（竹田泰典君）

この場を借りてまた町民の皆さんにお願いをしたいんですけれども、少子化の中で、今、教育民泊ということで取り組んでいるところなんですけれども、本土の子どもたちを本町に民泊を通して呼び込み、この少子化の中で、本町の子どもたちと交流も含めた形のイベント等も展開できないかということで、これは町民の皆さんの協力がなければできないことでございます。

現在、教育民泊の関係についても3年目に入っていますけれども、なかなか引き受けてもらえる状況に至りませんで、ぜひ子育てが終わり、広い家屋をしっかりと子どもたちと一緒に過ごせるような状況で、この教育民泊を導入していければと思っているところでございます。

どうぞ町民の皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

それでは、2項目めの台風時の消防団員の対応についての再質問に移りたいと思います。

最初の総括答弁においては、非常に大まかな大枠の答弁をいただきましたので、少し細かく掘り下げていきたいと思いますが、まずはこの前の8月のノロノロ、ウロウロ台風6号の対応についての検証はどのように行なっておりますでしょうか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

お答えいたします。

8月の台風6号についてなのですが、消防団員の延べ出動人員が83名、14カ所の避難所に交替で2名ずつ詰めてもらいました。

本町の避難所の開設と災害警戒本部設置は8月5日の午前9時です。

消防団の活動はちょっとそれより早まりまして、午前8時半から活動を開始し、午後1時半までには全ての避難所に団員の配置が完了しております。

結果として、この台風6号では、特に特筆するような大きな災害とか、消防団が活動したという特異な事例は報告を受けておりません。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

今、この消防団の避難所への配置、8時半前には配置を指示したということの答弁でありました。

コロナ禍のときのスーパー台風、そのときぐらいから消防団の避難所への配置が行なわれていると思いますけれども、そして今回の台風6号でも消防団が避難所に配置をいたしました。この消防団員による避難所への配置の基準というのは設けているのでしょうか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

消防団の配置基準についてですが、地域防災計画や条例などで特に基準等は明文化されておりません。

これにつきましては、災害発生による被害の内容や大きさ、または種類によって対応が大きく変わるものではないかと思われるもので、一様に決められないのではないかと考えております。

特に台風については、あらかじめ予想される台風進路とか大きさ、方向から、各集落でもそれぞれ違った対応になると思いますので、一番それを詳しくわかっておられる自主防災組織や消防団の方の考えも聴きながら、配置しているのが実情でございます。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

ちょっと今の件でもう一回聞きたいんですけども、明文化されていない状態ですので、となると今回の台風6号の避難所配置というのは、この決定というのは、決定プロセスはどうだったのでしょうか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

台風の進路をあらかじめ町の防災側の当局側とずっと2、3日前から検討いたしまして、どうも直撃かそれに近いものが、暴風雨圏内に入ることが予想されましたので、前回の台風を踏まえて、もし何かあった場合にはすぐ対応できるように消防団の配置を決定しました。

それで消防団長さんとも協議して、まず2名ずつで交替するという事で配置をお願いしたという結果になります。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

それでは、この避難所に配置された消防団員に規定する活動内容というのは、どういった内容でしょうか、答弁をお願いいたします。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

活動内容についてお答えします。

避難所に待機しながらの見守りと、情報収集が一番になると思います。

何かあった場合にはすぐに対処できるよう、避難所で待機している団員以外の方についても自宅待機を命じてご協力をいただいております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

待機をして、特に何も災害が起きないのが一番ではありますので、万が一のために備えるというのが団員の務めでもあるのかなと感じるところでもあります。

今回の台風につきましては、役場の職員ですとか会計年度任用職員、そしてまた各集落の区長さん、駐在員さん、また自主防災組織の皆さんもそれぞれの役割を持って避難所のほうに配置されたり、活動をしたりしていたと思いますが、この避難所に配置される職員の皆さんや自主防災組織に期待する連携のあり方について、答弁をいただきたいと思います。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

お答えします。

消防団と自主防災組織の皆さんは、生活する場所が非常に近いというメリットがございます。

普段からのご近所づきあいで、例えば、家族構成や要介護者の有無とかご病気の方がいる等の情報をお持ちになっておられます。

これが実際に災害が発生した場合には、避難誘導や救助活動、あるいは消火活動等でも一番重要な情報になります。

この情報が生かされると考えておりますので、これを踏まえて期待する連携といたしましては、どの組織も協力して随時情報の更新を続け、いざ災害発生時には協力して、状況に適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（井 一馬君）

自主防災組織ですが、20の全集落で組織されております。

今回襲来した台風6号では、組織として活動した集落は2集落と報告されております。

配置職員からの話では、避難所によっては炊き出しを行なった場所もあると聞いております。

台風のように事前に対応できる場合もありますが、災害はいつ何どき発生するかわからないと。

そういうことから集落における自主防災組織が大事であると考えております。

自主防災組織が中心となって、避難誘導や避難所における活動をお願いしたいと考えているところでございます。

○6番（圓山和昭君）

今、総務課長の答弁で、最初に20集落の自主防災組織が立ち上がったということで、龍郷町には全ての集落で自主防災組織があるということですね。

組織率は100%ということだそうですので、今後それぞれ自主防災組織、消防団、それぞれが訓練を重ねながら、連携のあり方、また模索しながら、円滑に、そしてまた地域住民の皆さんが安心して安全に避難所でこういった災害対策、災害時の避難所として過ごせるように運営をしていってほしいと思います。

この避難所に配置される職員の皆さんですとか消防団員で、ちょっとこれは関連質問になっていくと思うんですが、消防団員に避難所に配置するように指示があります。

配置された消防団員への食料の提供などは、今後考えたりなどはありますでしょうか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

避難所に配置する消防団員の食料の提供につきましては、今のところ考えておりません。

町では、台風や大雨、ある程度被害の予想がされる場合には、あらかじめ避難所を開設してそこに避難される方々に、可能な限り食料品とか、普段常用されているお薬、そういったものを準備して避難されるようお願いして避難所を開設しておりますので、これからは行かれる消防団につきましても、もちろん交替で配置しているのですが、そのたびごとに準備する食料とかの備蓄状況を、それぞれが増強する必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

それでは、消防団員の補償について、これも質問したいと思います。

消防団員の台風時等の災害が予想されるときの出動時の報酬や保険など、そういった補償はどういった状況なんでしょうか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

お答えします。

消防団員の報酬につきましては、消防団の条例に基づいて出動報酬を支給しています。

また、公務災害等につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金や、日本消防協会消防団員等福祉共済などを活用して、加入しておりますので、万が一の場合にはこれらの制度を利用して補償していきますので、ご理解をお願いします。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

やはり消防団員の皆さんも安全を最優先して、様々な活動をしながらか地域住民の皆様の安全対策を行なってほしいと思うところです。

平成25年には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律も施行されました。

消防団員が地域防災力の要だということで位置づけております。

消防団に代わる存在はないというぐらいのこれは法律であります。

やはり消防団員といえども1人の人間ですので、そこまでの危険な行為というのは、まず自分の身を守るというのが優先されるべきだと思いますので、最後に、そういった面からも、消防団員の安全対策はどのようになっておりますでしょうか。

そしてまた、消防署のほうからはどのように指示を送っているのでしょうか。

最後の答弁をお願いいたします。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

お答えします。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の法律に則りまして、消防団の安全装備についても国が示した基準がありますので、それに沿って随時更新して新しいものを取り入れていっております。

例を挙げますと、二次災害を防止するように無線機やヘルメット、ゴーグル、手袋、安全靴等を配備しております。

出動に際しましては、これらの機材を活用して出るように、消防団の皆様にはお願いしているところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

消防団員の皆様の装備品も以前に比べると大分そろってきておりますので、私も消防団員の1人もありますので、今回の避難所配置といたしまして、住民の皆様との安全を確保して頑張ったつもりではありますけれども、今後ますますまた団員も活動しやすいような指示、命令とともに、安全対策を行なっていただけたらと思います。

それでは、最後の3項目めが全棟調査についての質問に移りたいと思います。

この調査の趣旨、目的についての答弁は最初にいただきました。

目的そして進捗については20%ほどということで答弁をもらいました。

令和5年度末には40~50%程度調査できるのではないかとということですが、この全棟調査の対象となっているもの、言い替えると家屋調査みたいなものだったと思うんですが、この調査の対象となるものは、どういった建物になるのでしょうか。

いわゆる家屋の概念、について答弁をお願いいたします。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

全棟調査の対象ということでございますけれども、固定資産税の課税対象となる家屋、これも全国どの市町村も一緒なんですけれども、まずその建物が土地の定着性があるか、いわば基礎があるかどうかという、土地に定着しているかということですね。

今、はやりのコンテナハウスとかああいうものは、また使わなくなったらどこかに運べるとか、そういうものについては対象になりません。

それから、屋根があって壁、周壁ですけれども、三方向以上囲まれているもの、例えば、家と言うと車庫とか、車の出入り口の壁は空いているけれども、三方向は閉まっていますよと。

三方向以上囲まれているもの、それから、その建物が居住用、作業用、貯蔵棟、紙に使用できる状態にあるかという、この三つの条件を満たした建物について調査の対象としております。

固定資産税の課税対象となる家屋となっております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

車庫も対象になるということですね。

そうなりますと三方面、三面ある、いわゆる、例えば農地に建っている農業用倉庫ですとか、いわゆる物置小屋なども、これは固定資産の課税対象になるという認識でよろしいでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

その認識で結構です。

大丈夫です。

課税対象となる家屋となります。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

となると今回に関しましては、そういった自分でその認識がなくて、車庫を手作りでつくっていたと、例えばそういう人がいた場合に、そういった方々もこれからは課税されるということですね。

はい、わかりました。

では、この調査の方法はどのようにして行なっているのでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

この調査方法ですが、今、龍郷町では、木造家屋が課税台帳に令和5年度ですけれども課税をした棟数が、木造家屋3,546棟、非木造、非木造というのは、鉄筋コンク

リートとか鉄骨、木造以外の建物が605で、4,151棟課税台帳のほうに載っております。

なかなか現地のほうとこの課税台帳と一致されるというのが非常に難しく、龍郷の場合は土地対策課でやっている地籍調査事業で、地番確定をほとんどの集落、今、終わっていますので、その地番が確定しているものについては、その地番の建物ということで、これまで課税台帳に載っているものと照合しておりますけれども、そこに載っていないものについて課税漏れがあるということで調査をしております。

また、載ってはいるんですけども、また現地のほうに行ったらその物がなかったと、実は取り壊されていましてというものについては、当然滅失ということで落としでいかないといけないんですけども、この滅失については、届け出制になっておりまして、滅失届が出た家屋については課税台帳から落としているんですけども、なかなか住民の方もそこが認識がなかなかやられていないのか、ちょっと滅失届というものが出されにくいというのがありまして、今、空き家対策、地域おこし協力隊のほうでやっている空き家対策のほうの航空写真、あと統合型GISの航空写真とか等も、航空写真のほうで各集落の建屋のほうも上のほうから見たり、また集落の調査をして、その家屋があるのかないのか等も含めて、そのような方法で今のところやっております。

また、その建物はあるんですけども土地の所有者、また建物の所有者というのが突き止められないとか、その建物の所有者がわからないという建物等もありまして、そういうところについては、ある程度までは戸籍等も追っかけながらとか、集落の周りの方とかにも聞き取りをしながら、建物の所有者も突き止めていこうとしているんですけども、なかなかそれもできないという建物もありまして、そういうものについては、この調査でそこをずっと突き止めていくと非常に時間がかかりますので、所有者がわからないものは省略をして、今のところ調査を進めている状況です。

○6番（圓山和昭君）

そうですね、やはり税の公平性の観点からも、本当に真面目に税金を納めている方々のためにも、そこらへんのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

今の課長の答弁からは、家屋の滅失届というのがありましたけれども、いわゆる車庫を壊した場合とか、例えば自分の畑に造っていた物置小屋とか倉庫を壊した場合とかでも、これは役場のほうに届ける必要があるという認識でよろしいでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

はい、その認識で結構です。

必ず滅失届というのをを出していただければ、こちらのほうも現地のほうに赴いて、ちゃんとなくなっているのを確認をしてこの課税台帳から落とすんですけども、ち

よつとなかなか集落入り込んだところとか非常にわかりにくかったりするものですから、今、ただ先ほども言いましたとおり、航空写真等も毎年毎年確認をしておりますので、それが非常に新しいものと、そこから消えているとかいうのがあれば、こちらのほうからも現地のほうを調査して落とすとしてもおりますけれども、取り壊したものが確実にというのは、その届けを出していただければ確実にこちらのほうの滅失の対応をとらせていただいているところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

やはりそこまでの認識がなかなかなくて、例えば、やっぱり自分の畑に造っていた物置小屋を、知らずに造って知らずに壊していたという方も中に入るのかなということもありましたので、そういったところがこういった調査によってはっきりしていくということでも、また認識が町民の皆さんのほうにも浸透して行ってほしいと願うところであります。

この全棟調査の結果を経て、再評価、その評価の調査が再度必要となるような家屋があった場合、その家屋の内部の調査ですとか、そういったもののまた必要性というのは出てくるのでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

本来であればこの改修というのも対象にはなるんですけども、非常に大がかりなもの、例えば、改修でも外壁・内壁を全部外したりとか、屋根の全面を、例えば瓦の屋根だったものをトタンに変えたとか、非常に大規模なものについては、調査対象として今のところはこちらのほうも再評価のほうに伺っているところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

はい、わかりました。

それでは、この全棟調査の結果のあと、それぞれの固定資産税にはいつからこの調査の結果が反映されるのでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

固定資産税については、その物の実態主義というのがありまして、今年度まわって例えば取り壊されていますよ、滅失されていますよと、その建物についてはありませんよというのがわかれば、当然来年度からは課税されないと。

ただ、まわって、実は車庫が課税漏れになっていました、倉庫が課税漏れになっていましたというものについては、当然今年で評価しますので、来年度からやりたいと思っております。

ただ、先ほども議員さん心配されているのは、今年度、40～50%の進捗というところ

ろで、まだその全棟調査に入っていない集落とかとの差が出るんじゃないかと、調査したところは、例えば評価漏れにあったもので税金が上がって、調査に入っていないものについてはという心配をされているかと思えますけれども、この事業も一応うちの町民税務課としても頑張って、何とか令和6年度末までには終了させたいと、令和6年末、だから、令和7年からの課税台帳には、全て調査したものが反映されるようにしたいと思っておりますので、令和5年に調査したものは令和6年にと、令和6年に調査したものは令和7年にということで、反映させていきたいと思っております。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

今の課長の答弁のいろいろな根拠というものも大変理解もいたしますけれども、やはり税制の基本原則の一つでもあります公平性の原則の観点から申し上げますと、私といたしましては、やはり全て調査が終わってから一斉にその評価後の課税がスタートというほうがいいのかと私は思っておりますが、そうすると今度は、今回調査終わっているのが秋名、幾里、嘉渡、円ということで、ではこの調査に入ったこの順番はどういった順番で決めたのかなとになってしまうわけですが、そのへんのところのお考えをお示しいただけますでしょうか。

○町民税務課長（大吉正一郎君）

そのへんを聞かれると非常に難しい問題ではあるんですけども、私どもの考え方としては、龍郷町の場合、都市計画区域内に指定されている土地については、建物を建てる場合には建築確認をもらう必要があります。

今行っている秋名からのところは、その指定区域に入っていない関係で、建築確認を出さずに建物が建てられるというところがありまして、ある程度、この内場のほうについては建築確認が出ているものとして、課税漏れが少ないんじゃないかというところで、課税漏れが多いであろう秋名のほうからということで、ちょっと調査のスタートを始めたところです。

以上です。

○6番（圓山和昭君）

主管課の事情というのはしっかりと理解をしたうえで、私は再度申し上げたいと思えますけれども、私の考えといたしましては、調査が全て終わったあとに一斉スタートのほうがいいのかなと思ひまして、そういったところはまた執行部のほうで再度検討していただいて、そしてまた議会ともまた議論をしていただきながら、決定してほしいなと思う次第であります。

以上で私の質問は終わりたいと思ひます。

本日は老人クラブ連合会の皆さんが傍聴に来てくださいましたので、いつもにも増

して背筋も伸びると思いますので、ぜひ皆様、次回以降のご来場もお待ち申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

私のほうからですが、教育長、中学校のあり方検討委員会のメンバーに議会枠というのは設けられますか。

よろしく申し上げます。

それなりの人材を行かせたいと思いますので。

以上で圓山和昭君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時5分より再開いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳永義郎君の一般質問を行ないます。

○8番（徳永義郎君）

町民の皆様、おはようございます。

敬老の日を迎えられた高齢者の皆様、本当におめでとうございます。

若い世代へのご指導、ご鞭撻よろしく願いいたします。

まだ暑い日が続きますが、体調の管理には十分留意され、お過ごしいただきますようお願いいたします。先に通告してあります一般質問へ移らせていただきます。

四つあります。

1番目に、職員採用試験と職員の綱紀粛正について。

1番目に、現在の職員採用試験の現状と今後の取り組みについて、説明をお願いしたいと思います。

2番目に、職員の綱紀粛正に対する研修の現状はどのようになっているのか、説明をお願いしたいと思います。

2番目に、貧困問題について、テレビ等でも多く報道されておりますが、子どもたちの7人に1人は貧困の状態に陥っているということで、先進国では珍しいところですので、この点について、本町の生活困窮者の状況と取り組み状況の説明をお願いしたいと思います。

3番目に、担い手不足への取り組みについて。

これもこの前の知事と語る会でもたくさんの担い手不足のあれが出ましたが、今日は、各業種で担い手が不足と問題になっていますが、今後、官民一体となった取り組みが私は必要ではないかと思いますが、その点について説明をお願いしたいと思います。

2番目に、各業種（建設業・介護事業）で技術者の担い手が少なく、高齢化が進んでいます。

早急な支援が必要ではないでしょうか。

4番目に、町道根原加世間線の整備についてです。

前にも戸口1号線について質問しましたが、続きまして、加世間集落先の町道根原加世間線の道路が大雨のため凹凸ができ、車両通行に支障がありますが、今後のどのような改良工事の予定があるのか、説明をお願いしたいと思います。

以上、4点について、町当局の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

徳永議員から4項目の質問がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の職員採用試験と職員の綱紀粛正について。

1点目の現在の職員採用試験の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

現状といたしましては、市町村職員統一採用試験として、9月の第3日曜日に実施しているところでございます。

今年度も第3日曜日にあたる9月17日に試験を実施いたします。

試験内容としては、1次試験で教養及び作文、2次試験においては、1次試験合格者のみ一般常識的な政治・経済に関する試験及び面接を行なっているところでございます。

今後の取り組みとしては、年々受験者が少なくなっている状況ですので、県内の大学や専門学校等へ試験案内の周知等を図り、人材の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の職員の綱紀粛正に対する研修の状況はについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町では、職員のスキルアップ向上を目的とした研修を主に行なっているところでございます。

綱紀粛正に対する研修とのことですが、新規職員採用時及び県の自治研修センターによる各役職研修において、研修を受けさせているところでございます。

また、月2回の幹部会において、綱紀粛正の保持について注意喚起を行なっているところでございます。

次に、2項目の貧困問題について。

本町の生活困窮者の状況と取り組み状況はについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町における生活困窮者の取り組み状況ですが、保健福祉課内に相談窓口を設置してございます。

相談内容において、役場各課で横の連携を図り、また外部関係機関の社会福祉協議会等とも連携しながら、活用が可能な制度の紹介や必要な支援に向けて取り組んでいるところでございます。

生活困窮の相談件数ですが、延べ件数は、令和4年度20件、令和5年度4件となっております。

3項目の担い手不足への取り組みについてでございます。

1点目の各業種で担い手不足が問題となっておりますが、今後の官民一体となった取り組みの必要性、2点目の各業種（建設業・介護事業）での技術者の担い手がなく高齢化が進んでいますが、早急な支援の必要性については、関連しておりますので一括してお答えを申し上げます。

コロナ禍からの需要回復に伴い、ハローワーク名瀬の直近での有効求人倍率は1.11倍となっております。

業種によっては人手不足が顕著となっております。

このことは、全国共通の課題であり、国や県において事業者や労働者が受けられる支援策もございますが、十分に活用できていないのが現状のようでございます。

本町においても農業や製造業、建設業や観光産業、福祉分野等で働き手不足が生じているとのご意見を伺っております。

特に本場奄美大島紬の製造に携わる後継者不足は深刻で、喫緊の課題でございます。

議員がご指摘のように、今後は官民一体となった取り組みが必要であると認識をいたしているところでございます。

国や県の支援策を広く周知するとともに、町独自の支援策や特定地域づくり事業協同組合制度の活用等も検討したいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

次に、4項目の町道根原加世間線の整備について。

加世間集落先の町道根原加世間線の道路が大雨のたびに凸凹ができ、車両通行に支障がありますが、今後の改良工事の予定はについてお答え申し上げます。

町道根原加世間線は、全延長3,105メートルで、現在のところ約1,665メートルが未改良となっております。

加世間集落沿いを流れる普通河川加世間川から終点までは、議員ご指摘のとおり急

勾配なうえに狭小なため、大雨時には路面補修等を行なっている路線であります。

ご質問の今後の改良工事につきましては、現在改良工事の計画はございませんが、路線周辺には果樹園など農地も広がっており、住民の日常生活に重要な道路でありますので、急勾配区間にコンクリート舗装を施工するなど、通行に影響する際には随時対応いたしますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○8番（徳永義郎君）

まず最初に、答弁書の中から二、三再度質問をしたいと思います。

この中で、県内の大学や専門学校へ今後試験案内の周知を図ると答弁しておりますが、その中、役場の内容を入れていくのか、内容をわからないまま受験される方も多いいと思いますので、仕事内容とか、終わったあとの龍郷では行事等の参加とか、そういうのも書かれて採用の案内をするのか、それともただ案内書で、日にちをいつだから案内しますとかやるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

案内ということですが、多分予想しているのは技術的な面だと思います。

保育士とか、専門職、そういうものに関しては、大学のやっぱり専門性もあると考えておりますので、そこは業種ですか、そこをこういう方を若干名必要だというような説明になるかと思えます。

あとは龍郷町の良いところをPRしながら求めていきたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

それと2次試験の中で、一般常識や政治・経済に関する試験及び面接となっておりますが、この政治・経済とかいうのは、試験前でするのでいろいろなことを言えませんが、簡単なやつで説明できるのであれば説明をお願いしたいと思います。

○副町長（則 敏光君）

この一般常識的な政治・経済、社会問題、これは1次試験を突破した2次試験者に対して、人数が多い場合に私が個人的に作って2次試験者に出しております。

これは高校の教科書からそっくり取ったものですので、高校の政治経済の教科書を見ておれば即できる問題だと思っております。

それと同時に、時事問題というのは、年2回必ず奄振の事業がどうだ、金額が出ます。

7月の概算要求、12月の概算確定、これを実際新聞など目を通してのいるかなというのを見るための一般的な常識問題でございますが、これが全体的な合否に即直結するということにはなっておりませんが、大いに参考にさせていただいているということでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

高校の教科書からそのまま抜き出しているということであれば、現役の子どものほうが全然強いわけで、キャリアを持った人たちにはとても不利になると思いますので、採用枠には特に関係がないということなので安心しましたので、この点は終わらせていただきます。

それに伴いまして、定年延長や再任用の増加が今後見込まれていきますが、新規採用者の減少はないのか、採用年齢の引き上げはまた考えておられないのか、その点について説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

職員の採用と今後の再任用職員、そして定年延長ということでございますけれど、職員の数としては、令和5年度に計画を立てております。

毎年計画的に数字的に言えば、採用としては大体4名ほどを新採用として予定をしております。

それに伴いまして、再任用も1年ごとの退職ということで、今年度はゼロになるかと思っております。

来年度はまた若干名おりますが、そこを調整しまして、最終的には、定員としては5年後、R9年度ですけど、現在102名ですけど112名、10名ほど増やす予定と考えております。

○8番（徳永義郎君）

やっぱり若い子は地域に住みたいという子が最近増えていきますので、ぜひ若い子の採用枠は絶対減らさないように、そこはしっかりやってもらいたいと思います。

交付税の額も毎年大体同じ額決まっておりますので、その付近は実際の運営のやり方次第だろうと思います。

あとは経営の仕方でも変わってくるだろうと思いますので、その付近はしっかりやっていただきたいと思います。

それから、本町は前から専門職の採用もいろいろ、建築士とかお願いしてもなかなか来ないということなので、そこはやっぱり技術職としての給料をある程度高くしないとなかなか来ないので、今までの状態だったらなかなかずっと来ない状態が続きます。

やっぱりインフラ整備を賄ううえでもこの専門職はすごく大事だろうと思います。

今いるのは建築士とか測量の技師、また、今はやりのITの技術者、それから今、龍郷でも学芸員も不足しています。

この学芸員もこれからの観光にとっては大きな基本的なものになってくるだろうと

思います。

瀬戸内が今、良い例で、昔の戦跡のあとなど、観光誘致にも努めておりますので、その付近は足りないではないかと私、思っておりますので、保健師や保育士は定期的に採用がなされてくるだろうと思いますが、この部分についての今後の採用の予定とか、募集予定はどうなっているのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

議員のおっしゃるとおり、技術職員に関して応募を求めているところでございます。

実際、現状といたしましては、応募数がないということも考えられますので、今後、やっぱり専門職をどのようにして職員として採用するか、大学をそういう専門職なのか、キャリアとして採用するのか、キャリアアップで年数を上げてはいるんですが、45歳ぐらいまでですかね、上げているんですが、なかなか申し込みがないと、これに関しては今後おっしゃるとおり、給料というのはちょっとなかなか難しいことではありますけれど、そこらへんも検討しながら考えていきたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

これから人材の確保というのは大変難しい状況になるのは目に見えているところですけれども、公務員の定年制も65歳まで引き上げられていくという状況の中で、十分に今、作成されています定員管理計画に基づいて、職員の採用についてはしっかりとやっていきたいと思います。

一方、今、私どもがやっているやり方としては、専門職の確保については、地域協力隊を募集をかけ、3年間協力隊として頑張ってもらって、さらに龍郷町に人柄として人材が確保、調達できるのであれば、さらに職員等、採用試験に応募していただいて、人材を確保していくということも今、試みているところでございますけれども、さらに事業者の皆さんがインターンシップという形で、大学生を招集して龍郷町でそれぞれの事業所で経験を積ませています。

このことも一つの人材確保にもつながっているのかと思っておりますし、どしどし本町における良いところ、あるいは地域おこし協力隊を募集をかけながら、人材確保に調達をしていきたいと思っておりますし、議員がご指摘のとおり、採用を止めるとかそういうことがないように、しっかりと定員管理計画に基づいて人材の確保を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

今、町長からも総務課長からも説明がありましたが、地域おこし協力隊、私の勘違いかも知れませんが、全部総務省からの補助金で賄っているだろうと思います。

自治体の職員は一般財源で賄っていかなければいけない。

私はできるだけ若い人が地域に住んで、地域に活性化というのは、若い人でなければなかなかできていないだろうと思います。

そういう中で、減らさないというより、私は少し増やせるような感じで持っていったほうが私はいいかなと思っております。

やり方はいろいろあると思いますが、ぜひその付近は、検討じゃなくて取り組んで行ってもらいたいと思います。

それでは、やっぱり自治体としては、地域のリーダーを育成することがとても大事だろうと思います。

どのような対策を職員採用のときに考えておられるのか。

やっぱり面接など一日二日で判断することは、私は相当無理があるだろうと思います。

1次試験の合格者が多い去年などの場合は、今、任用期間は6カ月とありますが、1年後とに伸ばして、その人物優先の採用をこれから考えていって、実際のさらなる充実感を深めていこうと思いますので、その付近についてのお考えはないのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

議員のおっしゃるとおり、条件付き採用が今現在、ちょうど本町では6カ月となっております。

ただし、90日以上勤務しなかった、介護とかそういう半分、6カ月というのが大体180日、半分以上出勤しなかった場合は、最大1年までは条件付き採用ができると、法律上は今のところそのようになっておりますので、これを2年、3年というのはちょっと難しいかと。

そこらへんの考え方としては、今のところは、本人は出たいんですけど家庭的にいろいろ支障があるとか、そういうことに関しては延ばしているということですので、ご理解願いたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

やっぱり先進的な自治体は、任用期間を1年持って、合う人、合わない人しっかり判断されて、そこで採用とか採用されないとかいうのもできてきております。

そこは、ぜひそういうところで研修を積んで、ぜひそこを生かしていただきたいと私は思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、地方分権の推進に伴い、本当に事務や権限が自治体に移譲されることが多くなってきているだろうと思います。

その中で、住民ニーズの多様化などにより、自治体が最も身近な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが、今後恐らくずっと求められてく

るだろうと思いますが、そのようにする対応はどのようにされているのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

現在、総務省とかいろんな話があつて、AI事業、いろいろなことがございます。

事務事業の取り組みといいますか、その内容を今年度把握しようということで、まずはその棚卸しを計画しております。

予算化も今度の9月議会でやるんですが、その内容を基に、仕事の内容の見直し、今後どのように方向性を進めたらいいのかという検証を、令和6年度にかけてやる予定ですので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

若い世代が夢を持って試験を受けております。

町民に対して不信感を抱かせないような採用試験になることを私、願ひまして、次の綱紀肅正のほうに移っていきたいと思います。

今現在、この答弁にもありましたが、綱紀肅正については、月2回の幹部会において綱紀肅正の保持について注意喚起を行なっていると思いますが、課に帰ってからはどういう対応をとられているのか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

これは幹部会で報告、全体いろんな話があります。

その中でも綱紀肅正に関しては、町民からの意見が厳しいときには文書として流すこともございます。

口頭でやることもございますが、各課においては課長が文章化し、決裁をもらって1名ずつ確認をとっていると考えております。

○8番（徳永義郎君）

やっぱりその都度、なかなかやらなきゃ忘れることも多いだろうと思います。

いろんな事務整理が多くて職員も大変だろうと思いますが、その中で、国の地方公務員法とかいろいろありますが、その中でも龍郷にも条例があります。

服務規程などいろいろなことが書いてありますが、職員のその理解度とか、その研修など、そういう条例に対しての研修など、服務規程などやられているのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

公務員法服務規律ということでございますが、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、スキルアップ研修はかなり本町としては力を注いでいるところでございます。

新規採用時には、もちろん一番大事なときでございますので、公務員倫理とか、そこらへんをかなり厳しくやっているところでございます。

今後、議員がおっしゃるとおり、何かあってからでは遅いことでしょうから、そこをスキルの中といいますか、そこも公務員倫理も含めて研修の回数を少しずつ入れていければと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○8番（徳永義郎君）

今、ちょっと増やすと言いましたが、どれぐらい増やすのかとか、しっかりと前期・後期に1年間だったら分けてやるのかどうか、それとも1カ月1回は必ず1時間でも時間をとってやられるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

これは協議次第だと思いますが、なるべく回数は増やしたいと。

回数は今は申し上げられませんが、前期・後期、年に1回という形になるかと思えます。

○8番（徳永義郎君）

本町は職員がしっかりして、今のところ問題もいろいろ起こっていませんが、懲罰委員会も町のほうで設置があると思いますが、そのメンバーこの前、ちょっと課長と打ち合わせをして話したところ、職員だけで形成されておりますが、やっぱり外部から入れるということは考えておられないのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

議員がお話のとおり、職員がいろんな犯罪を犯すとかそういうことがございませんので、今のところ考えていませんけれども、この職員の資質の問題が問われる時代になりますと、そういうことも想定できるんですけども、現時点のところ、内部のほうでやっていきたいと思っています。

私は常日頃、職員の皆さんに、役場は町民の役に立つ場所であるということで、ぜひ職員は地域の皆さんに信頼を受ける職員になってほしいということをお願いをしています。

特に、地域の行事には積極的に参加して、補助をしていただきたいということでお話を申し上げていまして、それが浸透しているのかなあと。

このあいだ敬老会をまわったところ職員が、どの地域に行っても職員が活発に動いている様子を見たときに、なんか浸透しているのかなと自負したところでございまして、今後さらに綱紀粛正については、信頼がおける職員を養成してまいりたいと思っています。

以上です。

○副町長（則 敏光君）

懲罰委員会というのがあります。

これについては、その委員長は副町長の私になっております。

懲罰委員会のメンバーが、役場内の各課長ということに対して、ちょっと信頼性に問題があるんじゃないかというご質問かと思いますが、懲戒処分の段階がありまして、免職、定職、減給、戒告、この戒告以上になりますと公表の義務がありまして、隠すということにはなりません。

それ以下の、これは履歴にも残りますけれども、それ以下の訓告、口頭あるいは文書、それから嚴重注意、そして口頭注意と、職員の履歴に残らないこういった三つのもありますので、過去の事例に則して、内容的に故意の対応とか、故意・過失の状況とか、そういったものでこれまでの経過と比較しながらやっておりますので、今のところ外部委員を参入させるということは、今のところは考えていないというのが状況でございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

今、町長からも少し説明がありましたが、町職員はこの前、うちの豊年祭でも戸口の役場職員が一生懸命頑張っていて、いろんな段取りをしてくれました。

その中で職員は頑張っております。

そこで、町長は、職員にやる気を出させるためのリーダーシップ、どのように行なっているのか説明をお願いしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

私は、皆さんと町民の皆さんに公約を申し上げてございます。

町民と共に創る龍郷という状況の中で、職員もぜひ地域に信頼できる職員と、再度申し上げますけれども、そういう状況になってほしいと。

そしてまた、同じことを繰り返しますけれども、地域の行事には積極的に参加して、職員としての信頼を確保してほしいと。

そしてまた私、リーダーとして、地域の行事には積極的に参加してしまっていて、しているかどうかわかりませんが、そういう状況で態度で示すことが一番肝心ではないかと思っています。

指導だけやる時代ではないと思いますけれども、私自ら、三役の皆さん、それから各課長にも範を示してくれということをお願いをしているところでございます。

ちょっと私の答弁が合っているかどうかわかりませんが、私は、地域のものについては積極的に参加をすると、態度で示していくということが大事なことじゃないかと思っています。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

町長も若いころからいろいろなことをされてきたらうと思いますので、その経験

を十分に生かして、経験がものを言う時代でもありますので、ぜひ若い職員に自分はこうやったとかいうのも話されて、ぜひリーダーシップを発揮していただければなと思っております。

その中で、今、事務的な研修は多いだろうと思いますが、やはり地域にはたくさん
の事業所があります。

そこへ行って、現場も実習、それをやることもすごく私は地域を知るうえでとても
大事なことだろうと思いますが、その点についてはどのようなお考えなのか、説明を
お願いしたいと思います。

○総務課長（井 一馬君）

現場体験ということでございますが、先日ショッチョガマ作りがございました。

採用5年未満の職員には研修ということでボランティア活動をしていただいたところ
ですけど、今後やはり町長がおっしゃるとおり、やっぱり態度で示せと、行動が
大事だよということですので、機会あるたびにそのような集落行事にはもちろん出る
のが当たり前ですが、研修の一環として、時間がとれるようであればそのような活動
計画を立てて、職員の育成に努めたいと考えております。

○8番（徳永義郎君）

その職場の研修もやられるということで理解してよろしいですか今後。

機会あればぜひお願いをして、他の職種の特種の難しいところ、やっぱりやっ
ているところをしっかりと見ることも私は若いときはすごく大事ではないかと思
います。

それをぜひ生かしてもらいたいと思います。

職員に定期的に注意喚起をやっぱり行ない、取り組みを一過性のものにしないよ
うに、継続的なものになるようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただき
ます。

2番目の貧困問題について、この答弁書を見てもみますと、令和4年度が20件あ
った
そうで、令和5年度は途中ですけども、この内容は、相談内容とかこまごまは言
えないはずですけど、年齢別にどういう方が相談に来られたのか、説明ができれば
説明
をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

この令和4年度の件数ですけど、この方は高齢者の方がほとんど全てです。

やっぱり生活困窮ということで生活に困っていらして、やっぱりいろいろ制度が
ないかということで、そういう説明を行ったり、先ほど町長の答弁の中にもあり
まし
たけれども、生活保護の活用が無理だったとしても違う制度、身障の手帳の手
続き
とか、そういう国の支援も行なっております。

○8番（徳永義郎君）

収入があつたりとか、財産があつたらすぐすぐは生活保護の申請はできないだろうと思いますが、今、生活保護のほうは大島支庁のほうで管轄されているのではないかと思います、そこと連絡を役場のほうで取っておられると理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

生活保護の関係ですけれども、役場のほうにも連絡して、役場のほうで申請書も一緒に手伝いながら大島支庁のほうに申達というか、申請させていただいております。

○8番（徳永義郎君）

高齢者は働くこともできませんし、年をとって国民年金の方は特に生活的に苦しいだろうと思います。

その対応は私はすごく大事なことだろうと思いますので、来たときには随時丁寧な対応をされて、本人のわかりやすいような内容でしゃべらないと、専門用語でしゃべられたときにわからない人はたくさんいると思います。

それはぜひお願いをしまして、この点については終わりますが、それと子どもの貧困について質問いたします。

子どもの貧困の特徴として、低所得者世帯やひとり親世帯、学習の理解度、それで進学意欲、自己肯定感、それから生活習慣の定着などの面で、他の世帯より低い傾向がみられます。

これは経済的困窮だけではなく様々な困難を抱えやすい、そしてまた、困ったときに頼れる相手がない場合が多い、それから、他の世帯よりこれは高い傾向にあるだろうと思いますが、これに社会的孤立に陥りやすい傾向にあります、その対応を今現在どのような形でとられているのか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

今、ご質問いただいたのはひとり親家庭のお話でしょうか。

ひとり親家庭の支援としましては、まず第一に児童扶養手当、とても大きな手当が一つございます。

またもう一つは、ひとり親医療費助成、これは子どものみならずひとり親のお父さん、お母さん、もしくは保護者の方、ご本人も含んだ医療手当100%助成をしております。

さらに、龍郷町のほうでは現在、母子父子寡婦福祉会という福祉会を形成しております、主に寡婦の方々が中心になって、現役の母子世帯、父子世帯の方々への様々な援助をしております。

例えば、わくわく料理教室、子どもさん自身がせめて自分でご飯を炊いてお味噌汁

を作れるような料理教室を開催したり、ミニ運動会や遠足の実施、去年は戸口の龍美術館のほうにみんなで遠足に行ったりして、そこでコミュニケーションをとって、お互いがお互いに助け合えるような環境づくりに努めております。

また、鹿児島県母子寡婦福祉連合会の事業がございまして、そこではひとり親家庭日常生活支援、要はヘルパー派遣のようなものなんですけれども、そこに母子寡婦の方が登録しておいて、ちょっと家事援助をしてほしい、ちょっと一晩子どもを預かってほしいとか、そういったところへの生活支援をしております。

また、就業支援事業として、令和2年度にはパソコン教室、令和4年度には医療事務の資格取得の教室を行なっております、ここで実際に医療事務資格を取って就職につながった方もいらっしゃいます。

もう一つ、県の事業ですが、自立支援給付金の事業、令和4年度は4件の相談があって1件の貸し付けがされております。

令和5年度は今のところ4件の相談があって、今ちょっと県のほうと協議して、どういった支援ができるのかを模索しているところでございます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

いろいろなことをやられているみたいですが、なかなかそれを知らない人もたくさんいるかなと思います。

その知らない方への周知徹底はどのようにされているのか。

それから、私たちもしっかり周りの人が見て連絡でもできたらいいんですけども、なかなかそういう場合にならない場合もたくさんありますが、そういう場合にはどういった形で対応されていくのか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

役場の窓口の届け出の中で、例えば、ご主人を亡くしたお母さんを亡くした、離婚されたというときには、まず速やかにもってひとり親医療費助成の手続きの案内がございまして。

その案内のパッケージの中で、児童扶養手当や様々な福祉会のご紹介をさせていただいております。

その届け出をした方々については、母子父子寡婦福祉会のほうで登録をお願いしまして、そこに登録していただきますと様々な案内がお手元に届くようになっております。

なお、すみません、先ほど戸口の放浪館の名称を間違えて言ってしまいましたので、訂正をさせていただきます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

先ほどヘルパーの問題で、ヤングケアラー問題についてもちょっと出ましたが、その中で本町は、前の議員の質問で、該当者がいないと答弁があったらと思うと思います。

私の勘違いかも知れませんが、それでも今後を踏まえて支援できる施策として、ヘルパーの派遣などが今現在3カ月できるようになりますが、本町でも今できるのかどうか、これからやっていくのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

ヤングケアラーの方に対してのヘルパー派遣は、本町では未だ事業の取り入れはしていないのが現状です。

令和6年度からは、要保護世帯、要支援児童に対してヘルパー派遣事業が可能となるということで、一度は町内の介護保険事業所のヘルパー事業所さんに打診をして、実際に可能かどうかというのを内々でお話をさせていただきましたが、やはり、いろいろな問題を抱えているご家庭があれば、すぐすぐにヘルパー支援に入るのはちょっと難しいんじゃないかという事業所さんの不安もあったものですから、我々のほうももう少しヘルパー派遣でどういった派遣が可能なのか勉強して、実際に支援を必要としている家庭にヘルパーが入れるような事業を考えていかなきゃいけないとは思っております。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

これは最長で3カ月ですけれども、要望があればやれるということで理解でよろしいですね。

これも今、国のほうでも将来的にさっきも課長から説明がありましたが、介護保険の適用に持っていこうかなあという話も今、検討中であります。

これになるといろいろ対応がしていきやすいだろうと思いますが、その間にもしっかり準備されて、今、手の届かない方にしっかりそれが行くような形を、ぜひ大変でしょうが持っていっていただきたいと思います。

それから、衣食住の取り組みが今後必要ですが、食については、フードバンクや子ども食堂が徐々に増えつつありますが、これに対して衣類の提供を自治体で取り組めないのか。

社協のほうでは、今年度フリーマーケットを実施されておりますが、子どもは成長が早く、新しい衣類でも使用しないまま処分されるケースもあります。

活用を私は試みてもいいのではないかと思います、その点について、職場内での話合いなどなかったのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

フリーマーケット、古着とかのリサイクルの話ですかね。

ベビー用品含めて、例えばチャイルドシート、生まれたての新生児の沐浴用の簡易のお風呂とか、本当に一時的にしか使わない用品がいっぱいあって、どこか使い終わったものをお預かりして、次に必要な方へ提供していく、そういう事業もちょっと考えたほうがいいんじゃないかという話が課内でもありましたが、一番の問題点が保管する場所、やはりそれなりのスペースがないとお預かりした物を預かっておけない。

またもう一つは、管理、預かったものを誰に貸し出していつまでやるのか、その部部を考えますと、現状の子ども・子育て応援課の職員配置数では難しいんじゃないかという結論、結論というか協議が一つ出ています。

また、社会福祉協議会さんへの委託というのも話も出ましたけれども、社会福祉協議会さんのほうもなかなかちょっと人手不足で厳しい現状ではあるというお話も伺っていますので、議員おっしゃるとおり、確かに町内でリサイクルができればとても便利なものだとは思っているんですけども、なかなか実施に踏み切れないのが現状でございます。

○8番（徳永義郎君）

場内でも話し合われたということですので、少しは前に進んでいるかなあとと思います。

これは全部をとる必要はなくて、必要な方が希望を出してもらって、それに対応するものでもまず始めてもいいんじゃないかと思っておりますので、その付近はぜひもう一度話し合われてやられてもらってほしいなと思っておりますので、ぜひその点はよろしく願いいたします。

この前新聞を見ていましたら、子どものいる世帯の、国のほうでは、1割以上で過去1年間に経済的理由で、家族が必要とする食料や衣類を買えなかった経験があるという統計も出ております。

こういうのを全部はすぐすぐなくなるわけではありませんが、少しずつでもなくなっていくように、私たち龍郷町からまず進めて、先進的な事例をつくることもすごく大事だろうと思っておりますので、この件はぜひ課長含めて町長と話し合いながら、施策を進めていてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、3番目の担い手不足について質問いたします。

この前の知事との話合いの中でも沢山出ています。

これは今日特別この二つに絞ったわけですけども、ほかにもたくさん全業種にかかっている問題ですが、その中でも答弁の中に、国や県において事業者や労働者が受

けられる支援策もございますが、十分に活用できていないのが現状ですという答弁がありました。、どういう施策があるのか、あれば周知して広報でも載せて、こういうのがありますよとかするの大事だろうと思いますが、それでも来ていないのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

労働者、あと事業者の支援でございますけれども、これは厚生労働省の労働局が様々な人手対策不足としまして、例えば人材の確保とか職場環境の改善とか、人材育成とか経営支援とかあるんですけれども、なかなか、これは6月に議員の質問でも答えたんですけれども、この支援を受けられるのには、やっぱり経営体系がしっかりしてなきゃなかなか受けられないというハードルが高いものがございまして、そのへんもちょっとなかなか二の足を踏んでいるという部分もあると思うんですけれども、ご指摘のように、今後はやはり町のほうでもしっかりとこういった事業があることを町内の事業者様に周知をして、できれば活用していただくように取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

同じですけど、同じ答弁書になったら、町独自の支援策、それから特定地域づくり事業協同組合制度の活用も検討したいとありますが、これどういうものなのか説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

まず、特定地域づくり事業協同組合制度でございますけれども、これご存じかもしれませんが、簡単に言うと、季節ごとの労働需要等に応じて複数の事業に従事する労働者派遣事業でございます。、ご存じかもしれませんが、奄美におきましても永良部の和泊町、知名町、与論町や伊仙、最近ですと昨年ですかね、今年ですかね、奄美市のほうでもこの組合を設立しているようでございます。

本町においても昨年、今年とセミナーを2回ほど実施しております。

この中で、ホテルとか焼酎会社、あと福祉事業、農家、大島紬などの業種の方々が参加しております。

運営には国の補助もあるんですけれども、課題はやっぱりこの組合をうまく立ち上げていただける人材の確保が課題だと伺っております。

今後この設立に向けて、奄美市等さん、ほかの自治体の意見を伺いながら作業を進めていきたいと思っております。

それともう1点、今、議員が言われましたように、町独自の施策ということでございますけれども、先ほど言いましたように、国や県において、人材確保の各助成事業

はあるんですけども、なかなか経営の体系が脆弱な本町の中小企業の方々には、ハードルが高いということでございますので、今回というか町で、町独自の助成金の事業を検討したいと考えております。

具体的には、これは奄美市のほうでやっているんですけども、その従業員の免許、あと資格取得に対するキャリアアップ助成事業というのをやってございます。

これは原資としましてはふるさと納税も活用できますので、こういった単独の事業導入につきましても前向きに検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○8番（徳永義郎君）

この担い手不足は県のほうでも大きな問題となっております。この前、県の当初予算でも地域公共交通等人材確保支援事業に1,394万円の予算が組まれております。

また、林業や介護職員を目指す予算も計上されておりますが、その内容はおわかりであれば簡単でよろしいので説明をお願いしたいと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

県の事業ということで、すみませんその詳細はちょっと把握していないんですけども、大体事業自体の内容は同じだと思うんですが、例えば、公共交通であれば、今、バスの運転手の方がかなり不足しているということでございまして、その地域公共交通事業者が第2種運転免許を従業員に取得する、させるために、その受験料とか受講料及び免許を取得する際に生じます旅費や宿泊費等を助成すると。

その対象経費の助成の額、助成の率まではちょっと把握していないんですけども、そういったものであろうかと考えます。

○8番（徳永義郎君）

これは今、言われているのは2024年問題と一緒に感じですよこれは、わかりました。

それでは、今、建設業では技術者や技能労働者とありますが、今回の質問はまとめて技術者と呼ばさせていただきます。

事業所によっては、技術取得の免許のための経費が出るところ出ないところがあり、また、試験会場も鹿児島県内だけではなく、沖縄県や福岡県であり、出費が嵩み免許取得を諦めるケースも出ております。

やっぱり事業所だけでは、私は限界があり、自治体や奄振交付金を活用した支援も今後考えるべきではないかと思いますが、その付近について町長、お考えはいかがでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

財源の調達ということだろうと思うんですけども、先ほど冒頭申し上げたとおり、

まず特定地域づくりの事業協同組合を設立したいと思っています。

先ほどその内容というのは説明を申し上げたとおり、ひとつの仕事のみに従事するのではなくて、そこの中で、以前、前、徳永議員からも人材バンクの話もありましたけれども、それに延長した形で業者の皆さんそれぞれの業界が出資をしていただいて、その窓を設立をすると。

そういう状況の中から、いろんな課題が見えてくるだろうと思います。

このものについて町の支援をどうしていくかということが、次の段階に行くだろうと思います。

また、そのことについては、当然奄振の中でも人材の確保というのは取り組まなければならない問題になっていますけれども、まずはこの事業協同組合の制度をしっかりと構築をして、人材確保を図りたいと思っています。

これは今、先ほど行なっていますシルバー人材センターも同じ考え方でいけるんだろうと思いますし、また、サポート事業も展開しているところですけども、いずれにしましても人が足りないという状況にありますから、そういう状況を設立をして、その中で課題が見えてきますから、そのものにどういう形で支援できるのかという形に展開をしていければと思います。

さっき公共交通の中で話がありましたけれども、今、奄美の中でもどこに行っても、都会に行っても同じことなんですけれども、タクシーの運転手が不足しているとか、バスの運転手が不足しているという状況の中で、この特定地域づくり事業協同組合をまずは設立をして、その中で登録をしていただいて、その支援策をどうしていくかというものが見えてくるだろうと思います。

一挙に我が町でやろうとしても手さぐりの状態になりますから、まずそこらあたりをそれぞれの事業所の皆さんと十分議論をしながら、設立を図ってまいりたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○8番（徳永義郎君）

この技術者は、技術が良ければいい分、公共事業も発注もされております。

技術者が高ければ公共施設など、長寿命化や耐震、ランニングコストなども削減され、本町の財政にも将来的に大きな効果が私は期待できると思います。

また自然災害が発生した場合など、災害復旧などにも大きな力になると思いますので、この件はぜひ早急な対応をとられ、やっぱり技術者がいないとどうしてもできませんので、より良いスキルの高い技術者が生まれるような形をぜひつくっていただきたいと思います。

最後になりますが、介護事業についてこの欄で質問いたします。

介護事業は同じく担い手不足が同じですが、どの業種でも本当に一緒だろうと思います。

その中で訪問介護のヘルパー事業で、高齢化や人手不足、事業の収支の悪化や、過去5年間の全国の社会福祉協議会のヘルパー事業が、220カ所事業所が休止状態になっているというのがこの前、新聞にも載っておりました。

町長も社協の理事でもありますので、その話も伺っているだろうと思いますが、町内も法人と社協の2団体が事業を行なっておりますが、やっぱり地方では移動距離が長くて、場合によっては自分の自家用車を訪問に使う場合があり、燃料代の高騰もあり、ヘルパーをされる方への負担も現在大きくなっているだろうと思いますが、本町も在宅介護を進めてきた一つとして、このヘルパーの移動などについてどのように考えておられるのか、その内容も詳しく説明を聞いておられるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

町内にヘルパーの事業所が2カ所ありますけれども、現在ヘルパーさんの移動を1カ所は自家用車で移動しております。

なるべくヘルパーの居住地から近いところを行ってもらっていて、交通費の支給をしているところが1カ所、あともう1カ所は必ず公用車でやっております。

なので交通費の燃料の高騰に関しては、特に今のところ問題ないのかなと考えております。

○8番（徳永義郎君）

やはり自家用車で行った場合、燃料が大分上がってきておりますので、それに対応されて支払っていると理解でよろしいですね。

わかりました。それでぜひお願いをしたいと思います。

最後の質問になりましたが、12時ちょっと過ぎましたが、ちょうど根原加世間線の整備についてですね。

答弁の中で、現在改良工事はされていないということですが、私も現場を見に行きましたが、大分整備もされて手入れされてはいますが、この中で、今の現況のまま整備をされる、拡張じゃなくて現況のまま整備される可能性はあるのかどうか、今後計画はまだ全然先なのかどうか、おわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（屋 浩仁君）

お答えします。

当路線はこれまでも整備についての検討は行なっております。

しかし、多額の財源と用地取得、これが必要なことから費用対効果等が得られないということで、計画実施には至っておりません。

ですので、まずは本路線を整備することにより、将来的に本町のどのような効果をもたらせるかなどを再度協議、検討して、今後の事業計画に取り入れていきたいと思っております。

それまでの間はほかの路線等も計画が順次ありますので、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、交通に支障が来した場合は、随時対応していきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○8番（徳永義郎君）

これは最後にお願いですけれども、答弁は要りませんが、町道入り口は本当に事業をされて、あの凸凹も土嚢袋で修繕されたのも私も見て、結構されているなあという感触を持ちましたが、ですけど今、大雨の都度補修されているのを私も見ましたが、温暖化の影響で短時間での雨量が多く、道路の亀裂や破損の頻度も高くなってきているだろうと思っておりますので、実質今までよりも現地巡回などを増やすなどされ、そのことにより地域の方々と畑の地権者などとの交流も生まれ、お互いの理解も得られ、農業への取り組みや耕作放棄地、今、町長が一番取り組んでおられると思っておりますが、解消にもつながり、また農業意欲の高揚にもつながると思っておりますので、この付近は職員にもまわってもらって、しっかりと現地を確認しよっちゅうされて、ぜひ破損のある場所については早急な対応をすれば安い金額でできると思っておりますので、この付近はお願いしまして、私の一般質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

徳永義郎君の一般質問を終わりました。

しばらく休憩します。

13時10分より再開いたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時10分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷場洋一郎君の一般質問を行ないます。

○2番（長谷場洋一郎君）

改めまして、町民の皆様こんにちは。

長谷場でございます。

先に提出いたしました一般質問通告書に沿って、私からの質問を始めます。

最初の質問は、シリーズ5本目になります。

町が管理する公共施設についてであります。

今回は龍郷消防分署が管理する施設についてお伺いいたします。

龍郷消防分署が管理する施設、施設数と利用目的、また現状についてお示してください。

併せて、職員数と消防団員数は何名かお答えください。

2項目めは、耕作放棄地解消の取り組みについてであります。

本町の産業振興の一環として、耕作放棄地解消に取り組んでいますが、改めて耕作放棄地解消の理念、目的等についてご説明ください。

その目的のために一般社団法人龍郷町地域振興公社を立ち上げていますが、公社が耕作放棄地解消にどのような役割を担っているかお答えください。

3項目めは、放課後児童クラブへの給食提供についてであります。

1年前の6月議会でも放課後児童クラブへの給食提供を要望しました。

そのときは夏休み期間中の給食センターでの学童への給食調理の提供は困難であると考えている、との答弁をもらいましたが、改めて夏休み期間中の放課後児童クラブへの給食提供について、本町のご見解をお聞かせください。

以上が1回目の質問です。

答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

長谷場議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の公共施設の管理及び消防職員数等の現状について。

1点目の龍郷消防分署が管理する施設はどのようなものがあるかのご質問にお答えいたします。

消防分署が管理しているのは、常備消防分として分署庁舎と別棟の備蓄倉庫があり、配備されている車両は救急車、水槽車、機材搬送車、指令車の4台でございます。

消防団に関する施設は、消防団車庫や消防車両・消防水利等ですが、今現在の龍郷町消防団は本部の下に4分団以下14班で編成し、14班それぞれの地域性を反映した車庫と車両が配備されており、有事の際はその機能性能を十二分に発揮できるよう日頃から点検を行ない、即座に使用できるよう維持管理に努めているところでございます。

2点目の現在の龍郷消防分署の職員数と消防団員数はとのご質問についてお答えいたします。

消防分署の職員数につきましては、13名の職員が消防事務に従事しています。

また、今年度からは消防分署を定年退職した職員を再任用職員として1名配置し、培ってきた知識と経験を若い職員の指導育成にあてているところでございます。

また、消防団員数につきましては、条例定数153名に対し実員数140名の団員を14班

に分けて配置し、消防分署と連携を図り、町内の火災や救急、各災害に備えているところでございます。

次に、2項目の耕作放棄地解消の取り組みについて。

1点目の耕作放棄地解消に向けての取り組みはについてのご質問にお答えいたします。

これまで国の補助事業の廃止に伴い、令和元年度より町単独での荒廃農地解消事業を開始しました。

解消実績として、令和元年度は44アール、令和2年度は146アール、令和3年度は197アール、令和4年度は181アール、合計568アールの荒廃農地を解消しているところでございます。

また、令和4年度から、嘉渡地区を耕作放棄地解消の重点地区とした取り組みを開始しているところでございます。

耕作放棄地解消の目的・理念としては、食料に対する安全保障や持続可能な社会の実現のために、農地の持つ多面的機能の役割は大変重要であると認識しております。

地域の農地を将来でも農地として残し、生かしていくためには、「使われている農地を使えるうちに使える人に算段する」という基本理念がございます。

今後もこの基本理念のもと「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の策定に向けて、農業委員会と連携し、農地利用の適正化の取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

2点目の耕作放棄地解消で、公社が担う役割はについてのご質問にお答えいたします。

令和2年度に設立した一般社団法人龍郷町地域振興公社におきまして、耕作放棄地の解消とその発生防止を大きな役割として掲げております。

令和3年度に535アール、令和4年度は581アールの農地を賃借して、耕作放棄地の解消及び発生防止に努めているところでございます。

また、農業に興味がある方へは、公社が解消した耕作放棄地を活用してもらい、新規就農への足がかりになればと考えているところでございます。

今後も継続して耕作放棄地の解消や発生防止に努め、新規就農を希望する方々へ、活用してもらえよう取り組みを行なってまいりたいと思います。

3項目の放課後児童クラブへの給食提供について。

以前も質問しましたが、夏休み期間中、放課後児童クラブへの給食提供の本町の見解はについてのご質問にお答えいたします。

令和5年6月28日付け、こども家庭庁育成局育成環境課より「放課後児童クラブにおける食事提供について」の事務連絡がございました。

この事務連絡を受け、改めて放課後児童クラブ支援員及び担当職員で協議を行なったところでございます。

結果といたしまして、放課後児童クラブ内で昼食を調理して提供することは、施設の大きさや設備的に不可能であるということ、弁当等外注による提供方法は、まとまった数の弁当を受注できる業者が町内になく、また、人手不足が続く放課後児童クラブで弁当注文の取りまとめや受け取りなどに対応できないということ、長期休業中に毎日仕出し弁当を食べさせるのは、食育の観点からも好ましくないという判断などの理由から、放課後児童クラブでの給食の提供は非常に厳しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでは、龍郷消防分署、シリーズ5本目、管理する公共施設について、改めて伺います。

消防の任務というものがあります。

署長、読み上げて暗唱をしてもらったら助かります。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

暗唱はちょっと、もう忘れておりますのでご勘弁ください。

ちょっとマイクを離します。

消防組織法の第1条に消防の任務というのがうたわれております。

消防学校で毎朝、新人職員になったときは、半年間毎日これを大きな声で言わされたことが懐かしく思い出されます。

それではいきます。

消防の任務、消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水・火災、または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行なうことを任務とする。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

ありがとうございます。

この任務の目的、任務について、最初に消防は、その施設及び人員を活用してとあります。

先日、職員立ち会いのもと、各分団車庫の確認を行ないました。

かなり劣化している車庫がありました。

これについては補修とかそういうのは考えていますか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

はい、このへんが先日議員と一緒にうちの職員がまわって確認されたとおり、町内には16棟大昔にリヤカーを収めていた車庫を含めると16棟ございます。

そのうち耐震基準ですが、1981年の6月1日に施行された基準が最も新しいもので、震度6から7程度の揺れでも建物が倒壊や崩壊しないことを基準に建築基準法で定められております。

これ以前に建てられた建物が6カ所ございます。

場所は、秋名、嘉渡、龍郷、戸口、それと川内と屋入に小さなリヤカーの車庫がございます。

そのリヤカーの車庫については、川内集落さんのほうからは、議員さんに教えていただいたとおり、再利用がしたいということで、ちょっと管理替えをしたいなあと思っております。

また、屋入については、後日確認したところ、撤去してほしいという言葉はいただいておりますので、施設の更新と併せて、その撤去等についても随時予算の許す範囲内で対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○2番（長谷場洋一郎君）

補修はするんですか、その劣化しているやつ、例えば屋根が落ちていたりそういうのは見たらあるんですけど、補修は考えていない。

あれになるんですかね、建て替え計画になるんですかね、そこらへんはどうですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

以前に爆裂等で屋根が落ちて、歩道に散らばったりとかいう事例がいくつかございまして、緊急的には職員の手とかを借りまして、前もって逆に落としておいて、これ以上落ちないところまでハツっておいたりはしております。

ただ、それをそのときに一応業者さんとかも協議したんですけど、根本的に直すには相当予算がかかるということなので、築年数は40年を経過している建物が全てでございまして、補修はちょっと今のところ考えておりません。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

先ほど読んでもらった、その施設及び人員を活用して、その施設が、例えばコンクリートブロックで造られている、いつ建てたかわからないようなやつも多分あるんですよ。

それが例えば地震とか風水害で、出動する前にその車庫が壊れる。

車庫が壊れることによってその機器が、設備が使えない、小型ポンプであったり、そういうのが使えなくなったときに非常に困るわけですよ。

だから、さっき言った建て替え計画、あとから質問をまたしますが、戸口と浦でしただけ、浦は建て替えるようになっていますが、計画的に古いほうから、今年は2カ所だとか来年は1カ所だとか、そういう計画はありますか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

お答えします。

以前は計画に乗せて、計画を何度か組んでいたんですが、予算の関係とかもありまして実施できていないのが現状でございます。

これからは、今年度に計画しました浦と戸口のように、前もって長期計画に乗せて、再度挑戦してみたいと思っております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

施設が壊れて機械が使えなくなると非常に困りますので、そちらのほうは早めの改修をお願いしたいと思います。

先ほど言った浦と戸口の建て替え、これ建て替えたあとは取り壊すんですか、あと再利用か考えていますか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

浦については、集落の説明会を実施したんですが、そのときに集落の大きな装備品ですか、そういったものの倉庫として活用できないかなという話はいただいております。

あと戸口につきましては、まだそういった話はしておりませんので、これから造っていく途中でまた集落のほうにお伺いを立てて、対応していきたいと思っております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

屋入のやつは壊すんですね。

あそこはなんか落書きをしたりとか、その片づけとか、あと電気代を払っているとかいうのがありましたから、これは無くすのはいいと思います。

川内の場合、これは大きなごみ、それを造るごみ集積場にしたいとかいうのがありまして、払い下げをしてほしいと。

電気も消して、安全に屋根も削ってやるそうですので、これはまたそのときに区長からもくると思いますので、打ち合わせをしてください。

先ほどの町長の答弁で、龍郷分署の施設とありましたが、分署の施設というのは大島地区消防の管理じゃないんですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

整備自体は町の予算で整備したあとに、管理を大島地区消防組合へ移管して、向こ

うのほうで管理するような形になっております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

龍郷、昔は分駐所、今は分署です。

この差を説明ください。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

分署と分駐所の違いについてお答えします。

ちょっと長くなるんですが、大島地区消防組合は平成元年に設立されまして、その当時からちょっと市町村の数も変わっているんですが、現在1市3町2村で構成しております。

定員が今、161名、実員も161名です。

消防署が名瀬に1カ所、分署が瀬戸内、龍郷、喜界、笠利の4カ所、分駐所が大和、宇検、住用、カケロマに1カ所となっております。

龍郷分署については、平成20年の4月1日に定員を2名増員して、その当時2名増員して分署へ名称を変更しております。

この違いは、実質的には人数の違いになると思います。

ちなみに瀬戸内が27名、笠利が15名、喜界分署が15名、ほかの分駐所については、10名ずつの配備となっております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

よくわかりました。

女子消防団員がいると思いますが、その人数、龍郷町消防団女子消防団員の人数と、女性消防団がいることのメリット、それについてどういうものがありますか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

消防団員の現時点の現況をお伝えします。

先ほども答弁の中にあっただんですが、定数が龍郷町消防団は153名の定数に対して実員数が140名、内5名の方が女性です。

平均年齢は42.9歳、あと女性消防団員なんですが、全国に今、約2万7,000人ちょっといまして、割合としては約3.5%が全国平均に、これ去年、今年も変わらないぐらいだと思います。

龍郷町は140名中の5名なので、約5%の割合になっております。

女性消防団員のメリットなんですが、消防団は避難所の運営時、寄り添いや見守り役の役割を担います。

災害を避けて不安な心で避難される方の半数は女性で、中には小さなお子さんもい

らっしゃいます。

そういったときに実際に避難された方々からも、女性の消防団がいて安心したとの言葉もいただいたことがございます。

このようなことから、女性団員が避難所にいることは大きなメリットになると考えております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

午前中の圓山議員の質問とも重なる部分もありますが、これは2023年、今年の9月3日の新聞です。

消防団員減少止まらず、最少76万人。

増えた理由は、女性団員や特定の活動に限定する機能別団員の勧誘が進んだ。

減ったのは、辞めていく人が入ってくる人より多いということです。

この確保をするために消防庁、こちらのほうは日常的な活動に対する年額報酬は3万6,500円、出動報酬1日当たり8,000円という基準を2021年に示してありますが、本町はどうですか、クリアしていますか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

お答えします。

報酬ですが、出動報酬につきましては、条例を改正いたしまして、8,000円の条件を満たしております。

なお、年報酬については、国の示した基準が3万6,500円ですが、大分前から龍郷町は1人4万円ずつ支給しています。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

消防団の任務がありますので良いことだと思います。

先月の8月19日、救命講習をりゅうがく館で消防分署が実施したんですけど、これのときの救命講習の参加人数がどれくらいか、あと、そのときに分署の方、職員がいたんですけど、すごく若くて頼もしかったんですけど、職員の平均年齢はいくつですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

りゅうがく館で開催しました救急講習、これは今、小学校、中学校で実施していますBLS教育、この流れで、夏休み特別授業として開催いたしました。

内容は3時間の講習を受けていただいて、有資格、3時間の講習で普通救命講習を受講したことになるので、認定書を渡していると思います。

この方が実施数が18名、その他にちょっと簡易的な講習を受けた方が12名、合計30

名で授業はやっております。

以上です。

平均年齢はちょっと40歳いってないか40歳ぐらいです。

私が上げていますので40歳だと思います。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

救命講習に来た方の若いお母さんであったり、子どもも一緒に来て、すごく見ていてほのぼのしたんですけど、他に分署が町民に行なっている講習、そういうのはあるのか、その頻度としてはどのくらいか、実際に実施したときの感触、やって良かったとか、どこかで役立つとか、そういうのがあるか、また、町民からこういう講習をやってくれという要望があるか、四つかな、お願いします。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

全部しっかり答えられるかわからないんですが、回数についてはちょっと多くなっていますので端折りますが、令和3年が全体含めて合計で521名の方に講習を実施しています。

それから令和4年度が835名の方に講習を実施しています。

あと令和5年中、途中なんですけど、今現在が872名、今年は多分1,000人を超えるぐらいの受講率というんですか、そういうことになります。

町民全体に対する今の受講率が14.5%、これは令和5年度、これが18%から20%を目指して今、頑張っているところです。

あと、内容としては、先ほど申しましたように3時間の講習、それからツアーガイドさんとかが受けられる8時間の講習とかも申し込みに併せて、要望に併せて期間を定めたりして、3人とか2人とかでも受けて今のところ実施しております。

以上です。

要望は、各集落の避難講習は、もっと簡易的な、この本に載ってこないような簡易的なものもその要望に併せて実施しております。

それは内容については、救急講習のさわりみたいのところから、簡単なつかみまで15分から20分とかいうのも一応今のところは対応はしております。

以上でよろしいでしょうか。

○2番（長谷場洋一郎君）

それは各班から来てもらって、そういう講習を分署に要望があるわけですね。わかりました。

先月の9月8日、先日9月8日、国道58号線で車両事故がありました。

皆さん覚えていると思いますが、大変な渋滞でした。

集落内も迂回路の車がまわってきて身動きできず、非常に非常に困っていましたが、地元の住民や非番の消防職員、役場職員などが多数参加して車両の誘導にあたり、渋滞緩和の解消に一役買いました。

これは非常に心強く、非常時の臨機応変な対応が必要です。

分署が行なっている講習はまさしくその基本だろうと思います。

町長はよく言う自助・共助・公助の基本になるとと思いますので、数多くの講習の継続は期待しておきたいと思います。

それでは、最近の4年間の指導回数、分署の、回数がわかたらお答えください。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

令和元年、これがコロナの最中からの統計を用意しております。

火災件数が4件、令和元年、2年、3年、4年、順番に答えますが、龍郷分署管内では4件、4件、5件、昨年が0件です。

これは火災ですね。

あと救急件数ですが、令和元年が317件、令和2年がコロナ禍の真っ最中になりますが270件、令和3年が312件、昨年が396件と移行しております。

ちなみに、この内訳の中身ですが、救急をちょっと分けてみました。

水難事故、水難に関する出動が5件、2件、5件、5件と17件この4年間で出ております。

また、交通事故に関しても龍郷分署の救急車等が出た交通事故に関しては、20件、19件、19件、22件、4年間で80件の交通事故に出動しております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今の交通事故、これは前の小学校の学生が通学するときの国道の通行量、車両を調べたものが5年に1回あります。

国道58号線大勝地区の車両通行推移、5年後と、前調べたやつが、平成17年が1万2,657台、22年が1万1,724台、27年が1万2,947台、令和3年は1万4,144台、皆様もわかるように国道の車両通行というのはかなり多くなっているから、救急で出動する回数も増えていると思います。

先ほど署長が言いました、火災件数、救急件数、これを笠利消防分署、一番近いの笠利消防分署ですからあちらと比べてみましたら、火災が笠利は23件、龍郷町は13件、少なくて非常にいいことです。

救急、これは車両だけじゃありませんが、笠利が1,223件、龍郷は1,295件、それ以外に笠利署へ救急や火災で出動することも、応援に行くこともあると思いますが、先ほどの職員数、1名再任用職員がいて職員数は13名、笠利消防は15名、団員数が笠利

が104名うちが140名、車両は5台と4台で、笠利が5台、龍郷が4台、これを比べてみて、人は足りているかということなんですけど、ちょっと返答難しいかもしれませんが、現状でどうでしょう。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

救急出動件数が毎年増えてきているのと、救命出動に関しては4名出動がどうしても主体、あとドクターヘリとの連携プレイもどンドンやって、救命率を上げていきたいとかいう思いは持っているんですが、どうしても車両を2台持つていくと、それに4名ないし5名の職員が必要になります。

このあいだの交通事故のようにたまたま交替時間にあたったときに、前当務隊が残っている場合はあのような対応もできるのですが、普通の一般のときにやるときは、どうしても3名での出動とかなっています。

その中でこれだけの救急講習とか各施設の立ち入り検査、指導、そういうのをやっていく中では、やっぱり、ちょっと職員に無理がかかっているなということは思っております。

実際に年休の使用状況とかそういうのを見ていく限りにおいては、こちらがちょっと管理しないときついなあという感じは思っております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

本当に消防の任務というものがありますから、国民の生命財産を守る、そのために人員とか資材が足りない、施設が足りないというのは非常に困りますので、そちらは早めの対応をしてほしいと思います。

あと水難事故が6件、5件、2件、5件、6件とありましたが、これは2000年8月24日の新聞と9月8日の地元の新聞です。

水難事故、海難事故、これの多発による龍郷分署のこの事故に対する安全確保、海難事故の対応、例えば、それに対する車両とかあるのか、そういう訓練をやっているのか、それについてはどうですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

水難事故の対応についてお答えします。

北大島地区にありますこの笠利分署と龍郷分署については取り決めがございまして、海岸地区で発生した水難事故に対しては、笠利で編成している水難救助隊、水上バイク隊、それが2台ありますので、それを向こう側に引っ張っていくような形で、龍郷の近場に関しては名瀬の水上バイク隊が出ます。

龍郷の役割は、それまでの管理と助け出された方の救急搬送ですかね、これは笠利であった事故のときも、笠利は最初は救急車を出さないで、工作関係の車両を積んだ

車と、その水上バイクを引っ張っていくのは2台で出動します。

場合によっては、もしすぐあがれば龍郷がそれを搬送するような形で対応します。

逆の場合も龍郷が先に接触した場合は、笠利か名瀬の救急車が搬送することになると取り決めではなっております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

最後、防火水槽の数があると思いますが、今、国道沿いにマンションが建ち始めて人口が増えていますが、その防火水槽は足りていますか。

それとも建屋が、マンションが増えたらそこに新しく入れなきゃいけない、不足しているところはあるんですか。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

不足している箇所がありますので、これは住宅地がどう増えていくのかがちょっと見えないところもありまして、水利が足りていない場所については、今年もこれから二つ計画しております。

今年度中に計画しております。

対応していくことになるとと思いますので、ご理解をお願いします。

○2番（長谷場洋一郎君）

先ほど来ご答弁いただいているように、国民の生命、財産を守るという崇高な使命がありますので、施設の不備や人員不足で消防の任務を全うできない、こういうことがないように願って、次の質問、耕作放棄地解消の質問に入りたいと思います。

冒頭に町長の産業振興に取り組む施政、理念を伺いました。

農業従事者の高齢化が進み、耕作放棄地の解消は産業振興にかかる重要な役割になると思います。

そこで一般社団法人龍郷地域振興公社、ちょっと長いので次から公社として質問しますが、地域公社が設立されてからの耕作放棄地の解消面積、これは先ほどありましたが、解消放棄地の全体数、だから龍郷町に耕作放棄地が何アールあって、実際に公社が解消したのはどれくらいの面積になりますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

現在の龍郷町の耕作放棄地ということで、これは農業委員会のほうで毎年現地調査を入れておりますが、これは令和4年度の実績で言いますと168ヘクタールの遊休農地が存在するということで、実際には荒廃農地を解消しているのが、公社のほうで、先ほど申しあげました581アールの農地を借り受けているというところでございます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

その168ヘクタール、これは農地として登録はされているかもしれませんが、実際に車が入れないとか、実際にさとうきびが作れない、そういうのを抜いたらどのくらいになりますか、実際にできないやつ。

○農林水産課長（迫地政明君）

現在その借り受けた農地は全て利用してございます。

中には休耕地といいまして、夏植えの準備というところで一定期間放置しているといえますか、置いた状態で耕運にはいるというところもございますし、野菜などは当然季節野菜ですので、その季節ごとに収穫を迎えたあとは、一定期間休耕地となっておりますので、そういった意味では利用されていないところは若干ございますが、全ての面積において今の公社の借り受け面積は全て利用していると感じております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、私が質問したのは、龍郷町全体で168ヘクタールの耕作放棄地があるわけですよ、それは全て利用できるという理解でいいんですか、今の話。

○農林水産課長（迫地政明君）

先ほどの168ヘクタールは町の全体の耕作、遊休農地ということでございまして、そのうちの公社が借り受けている面積が581アールでございますので、その借り受けている農地については、全て遊休農地から解消されたということでございます。

○2番（長谷場洋一郎君）

168ヘクタールの耕作放棄地はあるけど、それを全て解消するのか、それとも、その中で絶対畑に戻せない、道路も通ってないのもあると思うんですよ、それを抜いた実質の数字というのはわかりませんか、168ヘクタールの中で、難しいですかね。

○農林水産課長（迫地政明君）

この遊休農地の取り扱いにつきましては、農業委員さんの方々が常に担当地区をまわっているわけでございますけれども、この中には、明らかにこれは耕作できないだろうというところも若干ありますけれども、原則的には耕作できるものを入れております。

さっき議員がおっしゃったとおり、全てが全て使えるというか使えないのかというのは、ちょっと判断できないところです。

○2番（長谷場洋一郎君）

もう一つ言うと、荒廃農地、それと耕作放棄地の違いについて説明してもらっていいですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

これは荒廃農地、耕作放棄地、遊休農地とか、言葉の使い方というのがございまし

て、これは農地法とかそういったものに使われるものについて荒廃農地ということでございます。

一般的に言われるのは遊休農地という取り扱いをしております。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

では二つは同じものと考えていいわけですね。

大体が耕作放棄地を解消していくときに、例えば、前の方がやっていた畑を、そのまま1年以上置いていたやつをやるのも耕作放棄地の解消になるわけですね。

今まで使ってなくてススキも生えている木も生えている松も生えている、それを重機を入れてやる、それも耕作放棄地になると思うんですけど、その重機を入れた本当に今まで手付かずだったところの解消した面積がわかったら。

○農林水産課長（迫地政明君）

基本的には使われていない農地について、公社が借り受けて機械を入れて耕運したりして、堆肥を入れたりして使える状態にかえすと、それで公社が栽培を行なっているという状況ですので、議員がおっしゃることは、当然使われる状態にするということで、全ての面積についてそのように考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

それはよくわかりました。

公社は一般会計からの財源支援を受けていると理解しています。

これは必ずあると思います。

将来的には独立採算にならないとは思いますが、目途をどれくらい、何年ぐらいに考えているのか。

例えば、機械は抜きにしましょう、機械は抜きにして、それは設備投資だと考えた場合に、さとうきびを作って出荷して、その収入と、例えば公社の職員に払う給料とかいろいろなものを抜く、そのときの最低限でも収支決算はゼロになる、そういう目的とか目標とか、そういうのがあったらお答えください。

○農林水産課長（迫地政明君）

公社は、認定農業者ということでまずは5年後を目途に数値目標を掲げております。

5年後といいますと令和7年度になるんですけども、その目標の収益を認定農家の目標達成基準というのが260万円と定められておりますので、これをクリアするための計画を立ててございます。

公社は非営利型の法人ということでございますので、民間事業所が手をかけにくい公共性の高いもの、そういった事業を行なっております、独立採算制というのを求めるにはちょっと難しいのかなということでございますけれども、あくまでもこれは

不採算事業になる可能性が高くて、町からの公的資金ということへの依存度が高まっているということでございますので、できる限り作業の効率化とかコスト削減などに努力をしまして、そういった事業運営を進めてまいりたいと考えております。

○2番（長谷場洋一郎君）

ちょっと質問が長くなりそうだからちょっとカットしましょうね。

この前、パソコンを使える公社職員の募集をしていましたが、それはどうなりましたか。

○農林水産課長（迫地政明君）

7月ごろにパソコンを使える公社職員の募集を行なったんですけれども、受託申請の現場に出向いたりという事務がなんか難しくとらわれたのか、また15日勤務ということでちょっと条件に合わなかったということで、残念ながら申込者はいませんでした。

○2番（長谷場洋一郎君）

私が70代後半の方と88歳のさとうきび農家、今、現役でやっています。

意見交換をする機会があり、先輩方のさとうきび栽培に取り組む情熱、姿勢を感じたんですけど、彼らが耕運のやり方、収穫の仕方、そういう栽培に対するノウハウを持っているわけですよ、30年も50年もさとうきびやっていて、そのノウハウを持っている。

彼らの一つの財産であり、そのノウハウをまとめてマニュアル化する、マニュアルを作成する、それによって反収アップ、これはさとうきび農家の必須の課題でありますので、そういうことはできないのか。

ただ単純に耕作放棄地を解消するだけじゃなく、いわゆるそういうノウハウを、財産をマニュアル化することで、技術も農業に取り組む姿勢も変わってくると思いますが、これについてどうお考えですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

栽培技術ということでございますが、それぞれ生産者の考え方というのがありまして、それぞれのやり方は若干違うと思っております。

ただし、技術マニュアルについては、県の大島支庁農政普及課のほうで栽培指針というのがございます。

ただ、これは専門的な文言とか入っておりますので、この生産者向けへのマニュアルとしましては、2020年、奄美群島糖業振興会のほうで栽培技術マニュアルという本がございまして、これがございますのである程度これが統一された基準かなと思っております、これにつきましては、またさとうきび生産対策本部でも作成の予定があるということでございますので、その情報をまた提供してまいりたいと考えております。

す。

○2番（長谷場洋一郎君）

いわゆる作られたマニュアルじゃなくて、先ほど言ったみたいに現役の方、その方のノウハウ、それをまとめたマニュアルは必要だと思います。

産業振興、特にさとうきび振興は必須の取り組みだと理解しています。

町長の理念、目標を定め、農家と寄り添った公社経営を期待して、終わります。

これはまた次の機会にまた質問いたします。

最後の質問です。

放課後児童クラブ、夏休み期間中の給食提供についてです。

昨年6月議会では、給食センターの改修工事があったわけですよ。

改修工事があって、それが2回の夏休みに補修がありましたので一般質問はストップしました。

控えさせていただきました。

改修工事は終了しましたよね、給食センター。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

2カ年間かかってはいましたが、8月の16日までに全ての整備は完了しております。

○2番（長谷場洋一郎君）

これで気持ちよく質問できます。

もう一つ、全国で給食提供はストップしている、今現在そうですね。

食堂運営会社ホーユー、これは本町とは関係ありますか。

本町は全然関係ない。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

うちは会計年度任用職員が張りついて調理をしておりますので、全く関係はございません。

○2番（長谷場洋一郎君）

それでは本題に入ります。

今年の国会の質問、2023年3月1日に、参議院予算委員会です。

これは丸山珠代さん、放課後児童クラブへの食事提供は必要であると。

夏休みなどの長期休業中に、学校給食を活用して放課後児童クラブの児童に対して、食事の提供を行なうことは可能である。

実際にこういうことをやっている自治体もある。

これが小倉大臣の返答として、これがこども家庭庁を発足するので、そちらのほうに移行するという話がありましたが、国のほうから県に来ているのか、県から町に来ているのか、この問題についての流れはどうなっているかお示してください。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもございましたとおり、令和5年6月28日付けの文書で、放課後児童クラブにおける食事の提供についてという、全国の事例を通知する事務連絡は我々のほうにも来ております。

その事例の中で、国からの事務連絡の中では、小倉国務大臣の答弁でもありまして、実際の給食提供の実施にあたりましては、運営コストなどの観点も含めて、各自治体においてぜひご検討をいただきたいという考え方でございます。

国のほうからもこの昼食提供を推奨するとか、そういう事務連絡ではございませんのでお答えいたします。

○2番（長谷場洋一郎君）

一番最初の私が給食を児童クラブにサービスをするときには、山口県の萩市の子育て施策で言いました。

こういう実際にやっている自治体もあります。

こども家庭庁から出ているやつも学校給食センターを活用した取り組み、弁当事業者と連携した取り組み、認定こども園の調理室を活用した取り組み、こうやって全国でもいろいろやっているわけですよ。

それに対して把握していますか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

その事務連絡の中に事例が添付されておりますので、全て目を通しております。

龍郷町のほうでもこういった事例を省みて、実際に実施ができないのかということのうち放課後児童支援員の皆さん、また課内の職員、担当含めて協議もしておりますが、先ほど町長の答弁にもあったとおり、本町の今の実情では難しい、厳しいのではないかと結論となっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、給食センターが小学校、中学校、先生方に給食を提供していると思いますが、これが1日の平均数が何食になるか。

それともう一つは、今現在、放課後児童クラブの、今回の夏休み期間中に放課後児童クラブに通っていた児童は何名いるか、その二つを教えてください。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

私のほうから放課後児童クラブの利用人数についてお答えいたします。

大勝放課後児童クラブで55名、龍瀬放課後児童クラブで37名、赤徳放課後児童クラブで49名、合計141名の児童が学童クラブを利用いただいております。

なお、そのうちの長期休業期間中の利用人員は、夏休み期間登録されている方は

120名となっております。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

現在町内の小中学校に提供されている食事の数なのですが、小学校、中学校併せまして、4月1日現在ですけど、児童生徒数が578名、そこに教職員数が106名、ほかに町の用務員等が15名ほどおります。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

前日も2割弱だったんですよ、その放課後児童クラブにもし提供するとなった場合の、日常的に給食センター、私は今、給食センターを利用して給食を提供してくださいという提案ですから、弁当や仕出しをやるんじゃない、その放課後児童クラブでつくるとはならないんです。

私が言っているのは、今、夏休み期間中に休止をしている給食センターを使って、その人員を活用、先ほどの消防とも関連する施設と人員を活用して、困っている子どもたち、放課後児童クラブの夏休み期間中の給食を提供することで、子育てへの支援を図る、私が言いたいのはこのことです。

ですから、例えば町長の答弁で、一番最初、放課後児童クラブ内で給食を調理して提供することは、施設の大きさ、設備的に不可能である。

これはもともと考えていません。

弁当と外注による提供方法、これはまとまった業者がなく人手不足が続く、長期休業中に毎日仕出し弁当を食べさせるのは、食育の観点からも好ましくない、確かにこのとおりです。

このとおりですからじゃあどうしようと、そういうときに、給食センターがある、人員もいる、栄養士もちゃんとやっていて、子どもなんかのそういう管理もできる、それをやるのがそんなに難しいのか、そこらへんが、例えばやっている自治体もあるわけですよ、龍郷町がやれないという理由を、改めて何でできないのかというのをお尋ねします。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

昨年6月の議会でも申し上げましたが、夏休み期間中は40日でございます。

その40日のうち給食センターの職員が、土日を除きますと出てくるのは26、7日ほどとなります。

その出勤日の中で、県や地区の研修会への参加のほか、センター独自の衛生教育や調理実習等を1週間ほど実施します。

また、2週間ほどかけてまして、調理器具の分解や洗浄、点検作業、調理室の床や壁、冷蔵庫等の洗浄消毒等を行ないます。

またほかにも学校の給食保管庫等の衛生管理も行なって、徹底的な衛生管理を行なっております。

そのため夏休み期間中は給食を作ってはおりませんが、必要な維持管理のため、給食センター自体は稼働しているような状況でございます。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

やっている自治体がいる、そちらのほうに研修に行っているかといったら多分行ってないと思います。

例えば認定保育所、龍郷町の認定保育所でもあり福祉施設でもあります。

奄美市に行ったら病院もあります。

こちらのほうは1日3食、休んだら、休めないわけですよ。

1日やらないと患者がいる、医者がある、看護師がいる施設だったら病院でもやれるわけですよ。

そういうところと、じゃあうちの給食センターとどこに違いがあって、明確なできない理由、病院だったら1日3食、1,000食ぐらい作らなきゃいけない、こっちだったら200何食でしたっけ、それくらいができないというのはどうも理解ができないんですよ。

だからもう一度できない理由を考えて、それをクリアできるのか。

どうしてもできないのであれば、私の質問も諦めますけど、私が質問している間も保護者の方から、1年間やっていないけどもうあれはやめたんですかとか、どうにかしてくれというのがあるわけですよ。

その声を皆さん聞いてほしい。

実際に聞いてみて、ひとり親であったり共働きであったり、夏休み期間中にそういう思いをする、それを和らげるのが行政の仕事でもあると思っています。

町長はどうですか、このことについて一言ありませんか。

なかったらいいです。

○町長（竹田泰典君）

今、我々が答弁を申し上げたのをかみ合っていないと理解しているところですけども、学校給食センターを活用した給食提供という状況の中で、まず施設の状況、それからコストの面、それから学童に通っている皆さんが給食費の問題等、いろいろ問題があろうと思います。

また、先ほど来申し上げている職員の研修の問題、そういう状況を諸々もう一度初心に戻って検討をしてみたいと思いますけれども、実情的に本当に給食、100何十名だった、提供してその機械を動かしたと、そのときにコスト面がどういう形にな

っていくのかというものもやらなければならないだろうと思います。

今後、子ども・子育て庁というのもできていますから、このあたりもひとつのメインになってくるのかなあと考えていますけれども、まず今後とも職員、あるいは管理している教育委員会の皆さんともしっかりと議論をしてみたいと思います。

また、保護者の皆さんがどれだけ希望しておられるのか、そこらあたりも検討してみなければならないと覚えているところです。

私は、個人的にはやっぱり夏休みの期間中は、児童クラブは持っているんですけども、できるだけ自立で家族と一緒にした計画の中で休み期間中を過ごすのが本来の姿じゃないのかなあと覚えているんですけども、やはりどうしても共働きの中で、そういう保護者の皆さんにはそういう状況ということであれば、またそういう観点からも検討をしてみたいという形になるだろうと思います。

本当に果たしてどれぐらいの皆さんが要望し、また、そのコストの面、当然給食費と同じような形になっていくと思うんですけども、そのコストがどれぐらい上がっていくかという、細部にわたってしっかりと検討を加えていきたいと覚えているところでございます。

ちょっと答弁になっているのかわからんけれども、とにかく子どもの食育については、しっかりとやっていくという今、方針を進めていまして、これからも十二分に子どもたちがしっかりと健全に成長できますように協議をしてみたいと思います。

以上です。

○2番（長谷場洋一郎君）

今、言った保護者の意見を聞くというのは本当に重要なことだと思いますので、真摯に受け止めてほしいと思います。

ただ、今回一般質問、このことについて3回目になりますが、全然進んでいない、他の行政も見にも行ってない、ただ、できない、できないとしか私には思えません。

もし、これから国の方針がなるってなった場合には、やるわけですよね。

そこらも踏まえて早め早めの対応、ほかのやっている行政を視察なり行ってください。

話を聞いてください。

本当に困っている人を少しでも助けてあげる、それを期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（前田豊成君）

長谷場洋一郎君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後2時20分より再開いたします。

休憩 午後 2 時 1 1 分

再開 午後 2 時 2 0 分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保誠君の一般質問を行ないます。

○3番（久保 誠君）

町民の皆様、こんにちは。

朝夕涼しくなりましたが、まだ昼は暑い日が続きますし、季節の変わり目でもありますので、身体には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

まず、1番目に福祉行政について、2番目に特別支援教育支援員について、3番目に水難事故についてということです。

まず、1番目の福祉行政につきましては、福祉事務所の設置についての考えはどうなっているのか。

また、地域福祉計画において、令和6年4月より重層的支援体制整備事業へ移行するとありますが、現在の移行に向けての取り組み状況についてお伺いいたします。

2番目の特別支援教育支援については、小中学校の現状についてお伺いしたいと思います。

それから、3番目の水難事故については、海水浴における水難事故対策についてお伺いいたします。

以上の3点につきまして、当局の答弁をお願いします。

○町長（竹田泰典君）

久保議員から3項目の質問がございますので、順次お答えいたします。

なお、教育委員会関係の質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の福祉行政について。

1点目の本町における福祉事務所設置の考えはについてお答えいたします。

福祉事務所を設置いたしますと、生活保護の決定、実施等の事務、助産施設、母子生活支援施設への入所措置の事務、児童扶養手当の認定、支給の事務、障がい児福祉手当、特別障がい者手当の認定及び支給事務、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給事務が県より権限移譲されます。

事務量が増え、ケースワーカーも配置しないといけません。

現在の職員数では厳しく、職員増になり、財源も伴います。

これから近隣の町村や人口規模が同等な町村の状況をみながら判断したいと考えているところでございます。

2点目の地域福祉計画において、令和6年4月より重層的支援体制整備事業へ移行するとありますが、現在の移行に向けての取り組み状況はについてお答えいたします。

昨年度作成した地域福祉計画において、令和6年4月より重層的支援体制事業への移行準備事業に取り組み、包括的な支援体制の充実に努めますと記載しました。

移行準備事業は、重層的支援体制事業の実施に向けた準備を目的とし、3年間実施可能となっております。

現在、準備事業の初年度である令和6年度の体制づくりや事業計画等を関係課や関係機関等と協議調整を行なっているところでございます。

今後、重層的支援体制整備事業実施に向けての課題の抽出・整理を行ない、既存の相談支援等の取り組みを生かしながら、関係機関と連携を図り、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備を行ないたいと思っております。

次に、3項目の水難事故について。

海水浴における水難事故対策についてお答えいたします。

観光客による水難事故につきましては、今年7月に芦徳海岸において2件発生し、2名の尊い命が失われました。

ご存じのとおり、本町にはライフセーバーや監視員を配置した公的な遊泳場所はございません。

これは財源や人材の確保が困難なことに加えて、海岸線が多く、どこにどのくらいの観光客が遊泳しているのかを把握できていないことに要因があると考えているところでございます。

まずは、これらの課題を検証するとともに観光客への水難事故防止の注意喚起として、奄美海上保安部が展開している活動への協力体制強化や宿泊施設での声かけ等、広報・啓発活動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

それでは、2項目の特別支援教育支援員の小・中学校の現状についてのご質問にお答えいたします。

特別支援教育支援員とは、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校生活上や学習活動上においてサポートを行なう職員のことです。

令和5年度は小学校に8名、中学校に2名、会計年度任用職員として配置しており、学校長や学級担任等と連携をとりながら児童・生徒の支援にあたっております。

今後も支援が必要な児童・生徒が増えてくると予想されますが、状況に応じて支援員の増員を図っていきたいと考えております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

それでは、まず福祉事務所についてちょっとお伺いします。

一応福祉事務所、これは社会福祉法で都道府県と市に設置義務づけられていますよね。

ひと昔前ぐらいまでは、多分町村で全国的に一つか二つぐらいだったと思います。

ところが最近ちょっと移譲の絡みがあって増えてきているというのが現状だと思っています。

そこで、町村で設置する場合、一応条例に定めたいえ、県からの権限移譲というものを受ける必要があるとありますけど、設置するにあたってどれぐらい期間がいるのか、そのタイムスケジュールにつきましてお伺いしたいと思います。

お願いします。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

設置にあたってのタイムスケジュールということですがけれども、まず、設置にあたっていろんな条件がありまして、まず第一に県知事との協議があります。

また、県への派遣要請、いわば県の職員の派遣の要請があったり、担当職員の研修、担当職員になる方は、まず1週間程度の理論研修を受けて、生活保護制度の初期的知識の習得、これも本庁で研修を行なうとなっています。

あと3カ月程度の実務研修を受け、ケースワーカーの実践等の取得、これは県の福祉事務所で行なうとなっています。

そのほかに福祉事務所設置条例等の整備、あと各種システム等の整備、これは準備期間中に導入のための予算を措置して、県からアドバイスを受けながら整備をするということになっていますけど、生活保護システムと管理システム、児童扶養手当等の処理システム、これを導入しておかないといけないとなっております。

あと、嘱託員設置のための郡医師会への推薦依頼等、こういう諸々の準備がありまして、まず、最短でいいますと予算の整備等がありますので、2年間ぐらい必要かなと考えております。

○3番（久保 誠君）

すみません、2年と言いましたよね、私の頭の中では一応1年みております。

なぜかという、今年から大和村が始まっていますよね、これ1年でやっているんですよね。

3月の多分議会かなんかでやるということ言って、1年かけて多分今年から始ま

っていると思っております。

多分2年はかからないと思うんですけど、個人的には。

それから、例えばこの移譲事務、福祉事務所、移譲事務を行なうとやっぱり地方交付税によります財源支援、それから先ほど言いました県職員の派遣支援、そういったものがあると思いますが、この交付税の財源、このへん多分計算がしづらいのかなと思ってるんですけど、もしわかれば大体どれぐらいいただけるのか、ちょっとお伺いします。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

すみません、先ほどの設置スケジュールなんですけど、やはり予算の説明等、大和村で実際は令和元年に手を挙げて令和5年度スタート、その間少し頓挫した部分があると聞いているんですけど、やっぱりその分はかかるのかなと思っております。

それと財源の件ですけれども、国のほうから80%ぐらいの補助金が出るとは聞いています。

そのうえで交付税の措置があるということで、交付税の算定の基礎を見たんですけども、生活保護法その交付税の算定の出し方が、扶助の種類が8種類ぐらいあるんですけど、そこの年間の延べ件数とかあって、現に龍郷町では全体の件数はわかるんですけど、一つ一つに件数がわからなかったので、詳しい額というのがわかりませんでした。

○副町長（則 敏光君）

例えば、生活保護支給事務を町でやることになりましたが、全体の生活保護支給額が10億円とすれば、7億5,000万円は国庫負担金できます。

あとの2億5,000万円、4分の1については、普通交付税で算入される。

生活保護だけでなくてその他の障がい者手当、児童扶養手当、これらも4分の3で4分の1は交付税という形で、大体ほぼ人件費も含めて賄われることは賄われます。

ただ、交付税ですからその4分の1は、非常に交付税の推移によっては人件費含めて満たされているのかなあという疑問を感じた時期もあります。

今、交付税が龍郷町の場合は安定からちょっと伸び調子ですから、これであればほぼ人件費含めて賄われるんじゃないかと思いますが、これが一旦交付税の減少期になりますと、どうしても税金さげるわけにはいきませんので、なかなか厳しいなという思った時期もありました。

以上です。

○3番（久保 誠君）

ありがとうございます。

多分なかなか数字は出てこないのかなと思っていたところなんですけど。

それと、例えば福祉事務所を設置した場合の職員の数、龍郷あたりではどうなのですか。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

福祉事務所を設置した場合ですけれども、事務所の設置状況とか、今、子ども・子育て応援課に児童関係があつて、保健福祉課のほうに生活困窮とあるんですけれども、その設置の仕方でも多少変わるとは思いますけれども、4名から5名の職員が必要だと思っております。

○3番（久保 誠君）

大体4名から5名ということよろしいですか。

それから、生活保護が中心になってくると思うんですけど、その申請受け付け、それと決定、そのへんはケースワーカーというのが多分行なっていくと思っておりますが、そのへんの資格についてはどうなっているのか、ちょっとお伺いします。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

資格ですけれども、一般職員は、役場職員は福祉職として採用されておらず、人事異動によって誰でもある日突然ケースワーカーになる可能性はあると思います。

なので、そうなったときに資格は要りませんけれども、後々県が実施する講習会等を受講して、社会主事等の資格を取得しなければならないとなっております。

○町長（竹田泰典君）

大変貴重な提言でありますけれども、まずもって私どもは、先ほども徳永議員からもありましたけれども、私は社会福祉協議会の理事にもなっています。

まずその福祉関係の整理をきちっとしないと、人員の確保で相当苦勞するものだろうと思っているところです。

そういう状況の中で地域づくり、組合という提案も、考え方もお示しをさせていただきましてけれども、まず庁舎の構造上、これだけ、これまでスペースが確保できるかという大きな問題がございます。

ただ、社会福祉協議会も皆さんもご承知のとおり累積赤字を抱えている状態の中で、そのあたりの整理をきちっとやって、この後はどうしていくかという、福祉部門をどうしていくかと、次の質問の中で重層的な話もありまして、この問題はそこらあたりをきちっと整理をしたうえで、その事務をどうするかという形にいかないと、一挙に持っていきますと人材の確保、それから重層的介護、今、私たち包括支援センターの介護の部分で十分これは評価をいただいているものですが、この部門をさらに今の状態を増やすことは不可能だろうと、ですから、どういう形でこの重層的福祉計画を、何ていうのですか、重層的支援体制をどう構築していくかということ論議をしていかないと、この問題に触れていけないのかなと思っております。

その中で、今後どうしていくかという形になるだろうと思っています。

龍郷町の規模でそれぞれ精神障がい、子育て支援、包括支援センターを今の介護の状況みたいなことには、到底財政的に厳しい問題が出てくるだろうと思っています。

そういうことで、これは今後いろんな課題があるわけですがけれども、庁舎の問題からそこらあたりを十分に考えていかないと、議論が先に進んでしまって、なかなか町民に簡単な期待を持たすこともいかないのかなあと思ったりした議題でございました。

私の今、思っている感想を述べさせていただきました。

以上です。

○3番（久保 誠君）

ちょっとこれ関連はしてきますけど、これは一番最後に町長に聞こうと思ったことなんですよ。

福祉事務所は福祉事務所で役場がすると。

重層的については委託ができると。

福祉事務疎は委託できませんよね。

そのへんも絡めてやっぱり職員が増えていくということになるものですから、あとでそのへんも含めて意見を聞こうと思ったんですけど、いいです。

取りあえず、福祉事務所についてちょっとお伺いした点があるものですから、それから、福祉事務所は生活保護法、それから児童福祉法、母子及び寡婦福祉法の一応三法というものを所管していると思います。

その中で、例えば生活保護につきましては、この地域福祉計画これに載っているんですよ、生活保護は98世帯の130人、それから児童扶養手当87人、それから特別児童扶養手当7名とか載っています。

そこでちょっと聞きたいのは、障がい者の手帳数なんですよ、障がい者が一応障がい者の手帳が473、そしてそのうちの療育手帳これが63、それから精神障害者福祉手帳これが72ということで、トータルで473、ただ、この手帳発行、これはどうなるんですかね、これもやっぱり福祉事務所の仕事に入るのか、そのへんをちょっとお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

この権限移譲の中には、障がい者の手帳に関しては入っていませんので大島支庁になると思います。

あと療育手帳に関しては児童相談所のほうになると思っています。

○3番（久保 誠君）

あとそれとね、母子寡婦の絡みなんですけど、母子寡婦資金であるんですよ、就学資金が、これは恐らく福祉、障がい者とか生活困窮、そのへんについては社会福祉協

議会から就学資金として借りられるんですけど、母子寡婦については、これ大島支庁じゃないとだめだったんですよ、恐らく福祉事務所でその母子寡婦の關係の三法を所管しているという絡みだと思んですけど、やっぱりこのへんもね、やっぱりとってもらえると、町民として多分助かると思んですけどよ。

就学資金と奨学金をうまく組み合わせしてですね。

それからその中身は、就学支度に上るための費用とか、そういったのも入っておりますので、連絡が付きやすいのかなと思っております。

そのへんの母子寡婦についても恐らく福祉事務所のほうになるんですかね。

多分私はなると思んですけど、どうですか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

すみません、私の勉強不足かもしれませんが、福祉事務所を設置しても母子寡婦の福祉資金の貸し付けについては、県の管轄でそのまま残ると認識していますが、すみません。

○3番（久保 誠君）

わかりました、まずそのへんももう少しうまくいってくればいいのかと思っておりました。

それと、やっぱり大島郡で今年初めて大和村で福祉事務所の設置をしたんですけど、一応県内においては昨年度までに福祉事務所を開設したのが、長島町、それから屋久町、南種子町、三島村、十島村、3町2村、大和村で一応6番目になっております。

ですから、もし例えば開所した場合は、町の福祉事業との連携強化、そのへんもできて、町民にとってすごくやさしいまちづくりになるのではないかなと一応考えております。

それと、さっき言ったことに関しては、次の重層的でまたちょっとお伺いしたいと。できれば、だから福祉事務所設置については、やっぱりちゃんと考えていただきたいということです。

次の重層的支援体制整備事業、これもあんまり私は突っ込むつもりはありません。

また結構面倒くさいというのもありまして、中身が。

ただ、今、包括支援センター、それをまたより幅広く深くした事業だと考えています。

これにつきまして、申し訳ないんですけど、わかる範囲で結構です。

この事業、予算規模ちょっと教えていただければと思います。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

来年度の一応要望で県に出しているのは、一応500万円ぐらい要望を出しています。

これは先ほど言った重層的支援体制整備事業の準備移行として、まず相談支援をやっているからということで、順次、重層的相談支援事業は、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援ということで三つの三本柱でやっていくんですけども、まず相談支援をしながら、ほかのこういう参加支援とかをどうやっていけばいいのかというのを考えるために、人件費とか研修費とかを組む予定であります。

○3番（久保 誠君）

これは一応実施に向けた準備を目的として、3年間実施可能となっているということですので、来年からじゃなくて、いつごろから始める予定にしています。

まだ決まっていないですか。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

決まってはいないんですけど、令和6年から準備事業始まるので、6、7、8で準備して、令和9年ということは考えております。

○3番（久保 誠君）

多分これすごく広い課がまたがると自分は理解しているんですけど、ここにその体制づくりのための事業計画、関係課、それから関係機関と協議調整を行なっていますと書いてあるんですけど、どういった関係機関か、もしわかれば、わかる範囲で結構です。

今まだ途中なのかもしれませんが、やっている部分で結構ですのでお願いします。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

関係機関になりますが、社会福祉協議会と打ち合わせをしております。

ほかの市町村の動向をみながら、どこまで、各社協もですけど保健福祉課も、また子ども子育て応援課もかかわってきますので、その三つのところが関係して、どこまでやっていけるかまた話し合っていきたいと考えております。

○3番（久保 誠君）

実はこの事業なんですけど、私が聞いたところでは、一応和泊町と知名町は社協委託で行なっております。

和泊町は大体750万円、予算は。

そして、大和村、宇検村はその相談業務だけだと思います。

その業務の中身によっても予算は変わってくるのかなと思っております。

ですので、この事業自体、できればまた委託ができるのであれば委託をされてもいいのかなと考えております。

一応このへん、やっぱり人の問題なんですよ、どうしても、福祉事務所もやっぱり4名ぐらいいるわけです。

そしてこの重層的支援体制整備、これをするのにもやっぱり人が要るんですよ。

だからやっぱり、こうやって人が要るとなると、やっぱり役場のほうも保健福祉課、そのへんが人数が増えるのはいいんですけど、なお大変になってきますよね。

だから、そのへんでやっぱり、前から町長と話している、任せるところは任せると、やるところはやると、どうしても行政じゃないとできないのは行政がやらざるを得ないと。

ただ、どうしても専門的職員ばかり採用となりませんよね。

だからそのへんも考えて恐らく委託とか出てくると思います。

ですから、こうやってまた増えてばかりきても困るもんですから、そのへんについては本当は町長に最後聞こうかなと思ったんですけど、答えます、どうします。

○町長（竹田泰典君）

私、先走って答弁をしまして大変申し訳ありませんけれども、私、まず人材の確保ということでいかなもんなかなあと。

まず専門職のこれだけ募集をかけても来ないと、法人も然りです。

そういう状況の中で、この重層的支援体制をどのように構築していくかということは、今の包括支援センターの中に何か形的にできないのかなあと思っています。

そして、関係機関というお話がありました。

私、一番社会福祉協議会という考え方を持っているわけですがけれども、福祉協議会としっかりとそこらあたりをフォローしてもらい、連携をしていけるものについては委託をしていくというやり方でいかないと、なかなかこの重層的支援体制の構築については、厳しい問題が直面していると思っています。

そして先ほど福祉事務所の話もありましたけれども、役場の中のスペースの問題等いろいろあると思います。

そういう状況の中で、まず先ほど申し上げたとおり、それぞれの立場からそれぞれの考え方というものを整理する必要があるんじゃないかと思っています。

ですから今後連携をして、それぞれ関係機関と十分協議を進めてまいりたいと思っていますところをございまして、ぜひ私も町民のためにしっかりと福祉行政をやりたいということは、これは当たり前のございまして、そこをしっかりと財政が許す範囲でできる状況をつくり上げていくということが、今後の我々の考え方だと思っていますところをございまして。

ちょっと答弁になっているかわからんけど、そういうことです。

○3番（久保 誠君）

どうもありがとうございました。

やっぱり今からいろいろ大変ですので、ぜひまた町民の幸せのために、やっぱり身近なところに来たほうがいいわけですから、またいろいろお考えくださればと思っ

ております。

では続きまして、2点目の支援員につきましていろいろお伺いしたいと思います。

答弁の中では、一応特別支援教育支援員について、わかりやすく簡単に答えているのかなど。

私もちょっと興味があったものですから、実際にネットで引きました。

するとやっぱり結構大変な仕事だなということを感じました。

取りあえず読み上げてみます。

発達障がいなど障がいを持つ子どもに対してサポートを行なう職業。

支援内容は、対象となる子どもへの学習支援、それから健康、安全確保、それから日常生活上の解除、それからノートをとるのが難しい子どもの代筆、先生の話の移していくことが難しい子どもに、指示や話の内容を繰り返し伝える、それから持ち物や整理整頓関連のサポートなどと、昔はやっぱりこういった支援員というのがなかったもんですから、なかなか大変な仕事なのかなあと感じております。

そこで、質問なんですけど、その特別支援教育支援員になるためのまた資格とかもしあるのであれば、教えていただければなと思っています。

○教育長（碓山和宏君）

各自治体で少し違うとは思いますが、本町においては、例えば、教員免許に関してになると思うんですが、必要はないということで支援員を募集をかけております。

教員免許は必要ではないんですけれども、私個人的には、特別支援教育に対する熱い思いを持っている方と、それと学校の中で組織として動ける方、そういった方であればオッケーだと思います。

○3番（久保 誠君）

一応小学校、中学校合わせて10名ということになっているんですけど、教職OBの方が多いのか、またほかの人がいるのであればまた教えていただければなと思います。

○教育長（碓山和宏君）

教職員のOBについては、2名の方が定年退職をされて支援員として働いていますし、あと1人の方は、教員免許を持っております。

ですから龍郷町としては、10名のうち3名が教員免許を持って支援にあたっていますし、それ以外の支援員の方も一生懸命子どもたちと一緒に取り組んでいるところです。

以上です。

○3番（久保 誠君）

やっぱり大変な仕事であるんですけど、中身も、そういった中で、この教育支援員、そのへんの研修とかやっぱり必要だと思うんですよ、そのへんどうなっているのかち

よっとお伺いします。

○教育長（碓山和宏君）

支援員の研修については、もちろん資料を配って、最初にこういった仕事なんだというように示してありますし、そしてまた、1学期の終わりに特別支援教育支援員研修会という形で、全ての支援員の方を集めて、課題やら今後のこと等についての研修を持っております。

○3番（久保 誠君）

はい、わかりました。

またいろいろ研修をさせてあげていただきたいと思います。

それと、これで見ますと、やっぱりこの特別支援教育支援員、会計年度任用職員ということになって、多分1年契約と思いますけど、給与とか福利厚生は社会保険なのかどうなのか、そのへんについてちょっとお伺いしたいと思います。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えします。

賃金給与の体制なんですが、日額の月給制となっております。

日額の月給制ですね、1日幾らの月払いということになっております。

あと福利厚生なんですが、会計年度任用職員ですので、役場の会計年度任用職員と同じように、共済組合等に参加しております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

はい、わかりました。

給与はちょっとどうなのかな、安いのか高いのかちょっとわからないですけど、多分安いのかなと感じるところです。

ただ、この教育支援員、子どもたちが学校にいる時間というのは仕事ですよ。

ただ、先生とか子どもなんかは一応夏休みとかありますけど、子どもたちが休みの期間は、夏休みとか冬休み、このへんについては一応どうなっているんですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

通常の方は、通常は20日ほど出勤をしております、夏休みに限りまして出校日等で4日間の勤務となっております。

以上です。

○3番（久保 誠君）

すみません、それとちょっとさっき聞き忘れたんですけど、結局その福利厚生とか給与、そのへんが多分特別支援教育支援員の予算の中で、1,345万1,000円という予算

がついておったんですけど、その内訳がそれということで理解してよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

それで構わないと思います。

○3番（久保 誠君）

やっぱり未来ある子どもたちのことなので、なおいっそうまた頑張ってくださいなと思っております。

これにつきましても以上で終わります。

続きまして、3番目の水難事故についてちょっとお伺いします。

ここにも書いてあるんですけども、今年度、芦徳海岸において2件の事故が発生して、2名の尊い命が失われたと書いてあります。

観光客は龍郷町にだけ来るわけじゃありません。

だからどこで泳ぐかというのはその人たちに任せられているんです。

ただね、ネイティブシーとカレッタハウス、ホテルありますよね、あの辺に行くとやっぱりその海岸でやっぱり倉崎もネイティブシー、カレッタハウスの前も結構泳いでいる人いらっしやいます。

あれは多分ホテルの泊まり客だと思うんですよ。

だからそのへんの事故対策への指導、そのへんはどうなっているのか、わかる範囲で結構です、教えていただければと思います。

○企画観光課長（勝元 隆君）

今回お亡くなりになられた方はいずれも観光客ということで、心からのご冥福をお祈りしたいと思うんですけども、そのネイティブシーとカレッタハウスに直接町のほうから注意喚起等の働きかけというのは、ちょっと行なっていないんですけども、先ほど町長答弁にありましたように、海上保安部が注意喚起を行なっております。

具体的な取り組みといたしましては、これは実際に今年に行なったんですけども、夏休み前直前、7月16日に本町の地域おこし協力隊、川崎さんがいるんですけども、川崎さんに一日海上保安官に任命しまして、空港のほうと手広海岸で来島者の方々に水難事故ケアセットを配布しております。

また、7月の事故を受けまして、これも保安部の取り組みなんですけれども、8月より奄美群島に乗り入れている航空5社に、群島内の各空港に到着する機内放送で、事故防止を呼びかけております。

また、8月29日には、空港職員と一緒に奄美空港到着ロビーにおきまして、安全ガイドなどの入った啓発セット等を手渡しているようでございます。

以上です。

○3番（久保 誠君）

多分指導もしにくいのかなという部分はわかります。

例えば潮の流れとか風の向きによったりしてもやっぱり違うと思うんですけど、もし例えば事故とか起きたときに対応時の連絡体制、それからそのへんの連携について、わかる範囲で結構ですから教えていただければと思います。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

水難事故時の連絡体制なんですが、事例をあげていくと、その2回ともですが、118番通報も同時に入っています。

向こうから118番、119番、あと110番に関しては、事故内容によってすぐお互いの組織同士で連絡を取り合える体制になっておりますので、海上保安部が把握した内容については、同時にずっと無線でこちらの隊のほうにも入ってきておりました。

以上です。

○3番（久保 誠君）

私が一番言いたいのは、結局観光に来て、遊びに来ているわけですから、やっぱり良い思い出を持って帰っていただきたいと。

ですので、私が気になったのは、逆に離岸流の問題なんですよ。

一番気になるのが離岸流なんですけど、これネットで引きますと、1日発生したあと1カ月近く同じ場所で発生し続けることもある一方、発生から2時間後には位置を変えることもあるということになってはいるんですけど、多分ね、田舎の海岸であれば、恐らく「離岸流ができる場所等は、ある程度限られている」と思っております。

なんでこの離岸流になるのかと。

前、根瀬部のほうでも亡くなった方がいらっしゃいましたよね。

それとかつい最近、私の知り合いが、ばしゃ山のちょっと先のほうです。

ちょっと左、集落の近く、そのへんにもなんか離岸流があるみたいで、ちょっと2人流されて、1人が自分は死を覚悟したみたいだったもんですから、そういったものもあって、離岸流でどこで発生するのか、一般の人は多分わからないと思うんですよ。

ですからできればね、先ほどちょっと議会の中で話したんですけど、土盛海岸そこにはなんかここは離岸流が発生するみたいな話があると、今さっき聞きました。

ただ、大島本島全体としてどこで離岸流があるのか、また、それがあるとね、すごく島民も助かりますし、それから観光客にとっても少し勉強になるのかなと予防にもつながっていくのかなと考えているんですけど、そのへんにだからそういった看板とか、これは大島全体で考える話なんですけど、どうなんですかそのへん。

○企画観光課長（勝元 隆君）

離岸流のことなんですけど、これは私も専門家じゃないので、海岸の構造上どこで

発生するかというのは、ある程度見当つくのかなと思ったりもするんですけども、今、議員がおっしゃったように、離岸流の発生箇所につきましては、笠利町の土盛海岸がよく知られておりまして、ここは議員がおっしゃったように注意を促す看板等も設置されております。

実は、本町においても手広海岸のハートロックの横で離岸流が発生したということから、あのハートロックに向かう農道の入り口、そこに離岸流注意の看板を設置いたしております。

そのほかにおいて、本町において離岸流が発生するというような情報があれば、至急現地を確認して対応したいと考えます。

以上です。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

離岸流の場所についてのちょっとお答えを、場所は決まっていないのが実情で、今の時期、大体7月、8月のこの時期が一番事故につながる離岸流があると思います。

これは太平洋側を中心に発生していると思います。

南のほうで大きい台風とかそういうのが発生すると、大きなうねりが時間を追って日本近海まできます。

これが一番海水浴場とかでいきなりできる離岸流、追い波追い波追い波がくると、その逃げ道を探して、どこかの海岸線のどこかで沖に出る波が、これが離岸流と言われております。

そのときの時速が、水泳のうまい方、オリンピック選手でも多分まっすぐは泳いで逃げられないと言われているので、それに気をつけてライフジャケットなり、海に入らないなり等の対策が必要だと思います。

以上です。

○3番（久保 誠君）

すみません分署長、やっぱり離岸流である程度決まっていないうすかね。

私のイメージでは、ある程度集落で、ここは結構潮の流れが速いとかいうのがあると思ったんですが、決まっていなければ看板の出しようもなかなかないね。

だから、起きやすい場所あたりにそういったのがあると、やっぱり観光客とかも目にしますし、また島民もここではちょっと泳ぐのはまずいのかなというのを感じると思うんですよ。

それとあとね、例えば、都会に行くとやっぱり遊泳禁止区域とか危険区域とかあるんですけど、本町は特にしてはないですよ。

ちょっと確認なんですけどありますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

先ほども町長答弁にございましたように、本町では指定した公的な海水浴場はございませんので、厳格に言うと、遊泳していい海岸というのはないということになるろうかと。

ただ、それは観光客の皆さんにも問合せ等があるんですけれども、指定はしておりませんけれどもという形で、前もってお話をしたうえで、こういった所では泳いでおりますよという形で対応しているところでございます。

以上です。

○3番（久保 誠君）

やっぱり、せっかく奄美にきてもらうわけですから、楽しい思い出を持って帰ってもらいたいなど。

やっぱり島の魅力は何かというどうしても海になりますよね。

そういったこともあって、できればそういう事故がなければ一番なのかなと思っております。

そういったことがないように、また皆さん方も予防とか力を入れていただければなと思ひまして、一応私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

久保誠君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後3時15分より再開いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時15分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋研太郎君の一般質問を行ないます。

○1番（高橋研太郎君）

町民の皆様、こんにちは。

暑い日が続いています。

その中でも新型コロナウイルスが5類に移行され、町内の各種行事も復活してきました。

無理をなさらず、身体と相談しながらご参加ください。

それでは、先に提出している通告書に基づいて質問に入ります。

1項目の、水産動植物の採取とその減少について。

1点目の水産動植物の採取権利の所管はですが、これはたまに海で貝を採取して、海上保安部に書類送検される事案が新聞などに取り上げられているため、皆さんご存じのことと多いかと思いますが、お聞きします。

2点目のシラヒゲウニの陸上養殖の可能性はですが、令和3年の12月議会で質問したその後をお聞きします。

2項目の合併浄化槽の設置状況については、1点目の各集落ごとの設置状況と2点目の合併浄化槽設置困難地域への対応をお聞きします。

3項目の台風時における食料品の搬入搬出体制については、今年7月後半から8月前半の12日間、船便での食料品搬入が困難になりました。

予測が難しい地震と違い、天気予報ではある程度の進路が予想されている場合であっても、食料品などの不足はテレビ映像などで目にします。

備蓄ができないものか。

また、町内滞在する旅行者への食料支援についてお聞きします。

以上、3項目について町の答弁を求め、1回目の質問といたします。

○町長（竹田泰典君）

高橋議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えいたします。

1項目の水産動植物の採取とその減少について。

1点目の水産動植物の採取権利の所管はについてのご質問にお答えいたします。

まず、本町の水産動植物の採取権利の所管については、漁業権を所有しているあまみ漁業協同組合となっております。

採取できる範囲については、県漁業調整規則等や漁業協同組合の取り決めで示されている魚種は、加入している地区の正・准組合員しか採取することはできないとされているところでございます。

その他の魚種については一般の方も採取できるとのことでございます。

水産動植物の減少については、海水温の上昇等による沿岸域の環境悪化が主な要因と考えられているところでございます。

2点目のシラヒゲウニの陸上養殖の可能性はについてのご質問にお答えいたします。

以前は本町海岸域に多く生息していたシラヒゲウニですが、ここ数年、大幅に数が減少しております。

このような事態を防ぐために、奄美群島水産振興協議会が奄振事業を活用して、瀬戸内町でシラヒゲウニの種苗生産実証試験を3年間行ない、稚ウニの生産までの一定の成果を収め、今後の事業展開が期待されているところでございます。

本町では、令和元年度に策定した町水産振興計画に沿って、種苗生産施設や陸上養殖施設の整備について、本格的に検討が進められる予定でしたが、実施主体となるべ

き漁業集落の活動が休止している状況下での事業導入は、極めて困難であると考えているところでございます。

2項目の合併浄化槽の設置状況について。

1点目の各集落ごとの設置状況はについてのご質問にお答えいたします。

本町では、平成10年度より市町村設置型事業を導入しました。

事業の選択した主な理由には、合併浄化槽の設置費が安く、住民の希望によって設置可能であり、工事期間が短く維持管理は町が行なうため安心して使用できるということ導入してございます。

町内の設置状況でございますが、令和5年度現在では、秋名38基、幾里35基、嘉渡50基、円29基、安木屋場27基、龍郷71基、久場14位、瀬留97基、玉里78基、屋入11基、浦125基、大勝182基、川内21基、中勝82基、下戸口44基、中戸口49基、上戸口35基、手広72基、赤尾木169基、芦徳78基、管外使用者が33基の合計1,340基設置しているところでございます。

2点目の合併浄化槽設置困難地域への対応はについてのご質問にお答えいたします。

合併浄化槽設置困難地域への対応についてでございますが、住宅密集地や土地が狭く、浄化槽を設置することが困難である場所が想定されます。

一般家庭で設置普及の多い浄化槽は5人槽であり、設置面積が最小で2.4平米必要であります。

設置面積が確保できない場所については、例えば同じ敷地内であれば1基設置して共同で使用することが考えられます。

今後、設置希望者が面積の確保ができない場所については、近隣同士で設置可能な場所を検討し、共同設置利用も方法として検討していかなくてはならないと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、3項目の台風時における食料品の搬入搬出体制について。

1点目の町内の食料備蓄状況、2点目の広域的な食料備蓄の可能性、3点目の台風時に町内に滞在する旅行者への食料支援につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

7月下旬に発生した台風6号は、速度が遅いうえに複雑な進路をたどったことから、奄美地方の海上物流を直撃いたしました。

定期船、貨物船ともに10日以上欠航し、生鮮食料品に不足が生じ、町民生活にも不便を来すこととなり、改めて外海離島の地理的な厳しさを痛感したところでございます。

この際の町内の食料備蓄状況はとのことですが、役場には大規模災害時の対応として、米と飲料水を備蓄しておりますが、食料品小売業者の備蓄量までは把握しており

ません。

2点目の広域的な食料備蓄の可能性はとのことですが、県が台風発生時等における離島の物流に関する対策として、備蓄倉庫の整備を検討したいとの意向を示していることから、今後、大島本島5市町村共同での要望活動を展開したいと考えているところでございます。

次に、3点目の台風時に町内に滞在する旅行者への食料支援につきましては、今回の台風時において、旅行者からの要望や問合せ等はなかったことから、今後も特に考えておりませんが、例えば、台風により町内避難所への避難を余儀なくされた方々には、食料の提供は必要ではないかと考えておりますので、ご理解を願います。

以上、1回目の答弁といたします。

○1番（高橋研太郎君）

答弁ありがとうございました。

まず最初に再質問したいと思いますが、水産動植物の採取権利の所管で、漁業権はあまみ漁業協同組合となっているとの答弁をいただきました。

このことはご存じの方も多いと思いますが、シラヒゲウニについては、自然減少や乱獲防止のために採取するには漁協にお金を払って短期的な採取許可の下、採取していた実態があります。

しかし、サザエ等は昔から近年まで、夏の大潮は昼間に、冬の大潮は夜中に当たり前のように岩に行き、サザエなど自由に採取していたのが、近年カタンニャとサザエを採取して、新聞に密漁として記事になります。

今まで見逃していたのに、なぜ急に密漁という扱いになったのか、答えられる範囲でよろしいのでお願いします。

○農林水産課長（迫地政明君）

以前から行なっているイザリ漁でございますが、これはもともと漁業権の対象になっておりました。

地域のイザリで利用することについては、地域の慣習としてこれまで漁協のほうも黙認していたという経緯がございます。

ですので、組合以外の一般の方が採取することについては違法でございます。

なぜ急に取り締まりが厳しくなったかと言うことで、定かではございませんけれども、恐らく観光者とか、いろいろ地元以外の方が採取している実態というのが情報があって、資源管理の観点から厳しくなっているのではないかと推測されます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

ということは、今までは漁協のお目こぼし、温情で採取できていたと。

それを大っぴらに採るためには、漁業の組合員、正組合員か准組合員にならないと権利はなかったということによろしいですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

はい、おっしゃるとおり、組合に加入しなければ採ることはできないということでございます。

○1番（高橋研太郎君）

そうですね、それでは正組合員とか准組合員になるための条件や、漁業権が必要な水産動植物の種類や採取可能地域などを教えてください。

○農林水産課長（迫地政明君）

お答えします。

県では水産資源の保護培養及び漁業調整を図るために、漁業調整規則等の漁業関係法令にいろいろな制限、禁止の規定が設けられております。

漁業者はもとより、海を利用する皆んなが、ルールを守り秩序ある行動を行なうようお願いしたいと思います。

まず、県のほうで採取禁止期間が設けられている水産動植物につきましては、アワビ、トコブシ、イセエビ類、アサヒガニ、アユ、リュウキュウアユとなっています。

また、魚介類の体調、大きさ、大きさなどの採取の制限が定められているものは、バカガイ、サツマアカガイ、ツキヒガイ、イタヤガイ、クロチョウガイ、ナベ、トコブシ、アワビ、イセエビ類、ウナギ、ブリです。

さらに、奄美漁協に漁業権があつて、禁漁期間が設けられているもの、これにつきましては、モズク、サザエ、ヤコウガイ、マガキガイ、シャコガイ、オゴノリ、ウニ、タコ、イセエビ、タカセガイ、ヒラセガイ、トコブシ、ナマコ、タハラガイでございます。

ついでに申し上げますけれども、サングシ、これについても県の規則では採ることが禁じられているということでございますので、ご注意くださいと思います。

次に、組合員の要件なんですけれども、正組合員は、90日以上漁業活動を行なうこと、それから20万円以上の水揚げが必要ということで、年間の1万円の組合費を納めることになっております。

また、准組合員につきましては、最初出資金を2万円払っていただいて、年間の組合費が5,000円ということで加入することができるそうです。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

なかなか多くの水産動植物が含まれていると思います。

漁業権、最低でも准組合員になったら、そのものをその期間中であれば大丈夫と言うことでいいんですよね。

○農林水産課長（迫地政明君）

そうですね、禁漁期間以外は採ることはできるんですけども、その対象、大きさも制限がございますので注意していただきたいと思います。

○1番（高橋研太郎君）

わかりました。

町民の皆さん、貝を自由に採りたかったら、せめて准組合員になることをお勧めします。

次に、シラヒゲウニの陸上養殖の可能性についてですが、以前にも龍郷町の夏の風物詩になっていた安木屋場海岸でのシラヒゲウニ漁が、資源減少のためできなくなり、ウニ減少の原因が特定できないのであれば、陸上養殖の可能性を探ってみてはどの一般質問をしました。

答弁書では、奄水協が奄振事業を活用して、瀬戸内町でシラヒゲウニの種苗生産実証実験を3年間行ない、成果が上がっているとのこともあり、報道機関でも去年、稚ウニの繁殖が成功したとの情報がありました。

これを受けて民間から、陸上養殖を始めたいとか、進出してきたいとか、そういう問合せはなかったですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

シラヒゲウニに関しましては、今のところ進出したいとのお話は一度もありません。

以前、シラヒゲウニではないんですけど、アオノリについては、本土の民間会社からの陸上養殖の話はありましたけれども、用地の確保とか運営管理面での問題等で、企業進出には至っていないという状況です。

○1番（高橋研太郎君）

ウニ関係はなかったと言うことで残念ですが、私は瀬戸内町での稚ウニの繁殖が成功したとの情報で、では次は龍郷町での事業開始かと本当心待ちにしていたところでした。

実施主体と期待していた本町の漁業集落の活動が停止している状況だから、事業導入は極めて困難と言う答えが返ってきました。

非常にショックを受けております。

しかし、奄美の食文化を守るためにも陸上養殖の先進地視察を行なうなど、可能性を探る必要はあると思います。

過去6年間シラヒゲウニが採れないという現状打破のために、何か行動を起こさないと何も変わりません。

地球温暖化が原因という聞き慣れた言葉では諦めたくありません。

町長は、所信表明で水産業の振興について、減少傾向にある漁業者の担い手育成や漁業所得の向上、豊かな水産資源の安定などに向け、漁業者がより活躍できる事業の導入を検討し、水産業の発展に取り組んでまいりますとあります。

町長、このへんどうお考えでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

大変厳しい、私も漁業者の皆さんをしっかりと所得向上を図りたいということありましたけれども、このシラヒゲウニの関係は、奄水協から瀬戸内町と龍郷町で試験をやろうということで、私も依頼を受けて動いたんですけれども、まずもって受け皿がないということになりました。

それで漁業者の皆さんとも相当議論をしたところですが、そういうことはちょっと厳しいというお話であります。

そういう状況の中で、瀬戸内町が3年間そのシラヒゲウニの実績も上がってまして、漁業者が取り組むのであれば、これまで3年間取り組んだことをここで実践をするということは可能だろうと思います。

ぜひ、私は業者の皆さんに、単独ではなくて漁業集落をもう一回再興していただきたいと常に申し上げます。

そして、その受け皿として漁業集落が母体になって、普及を図っていくということは可能ではないかと思っています。

また、このごろ若い漁業者の皆さんがNPO法人を組織して、いろんな取り組みをしようという計画もあるようですけれども、具体的な今、話ありませんが、とにかくその受け皿、しっかり漁業集落の再興を心待ちにしているところでございます。

私、いつ何どきであっても水産業の皆さんがそういう機会をつくっていただけるのであれば、私の考え方も述べさせていただいて、その受け皿づくりをしていきたいと思っていますところでございまして、高橋議員もどうかひとつ漁業者の皆さんに激励をしていただいて、そういう気運づくりをお願いしたいと思っていますところでございます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

町長、ありがとうございました。

町長も結構前向きだと私は感じておりますが、この海のもの海産物の不良は今に始まったことじゃなくて、いろんな要因が重なって今の海の状況になっているのはわかります。

それでも陸上養殖に私は思い切って挑戦していただきたいなど、期待をしてこの質

問は終わります。

次の質問に入ります。

合併浄化槽の質問をいたします。

最初に、合併浄化槽の集落ごとの設置状況についてお聞きしたのは、新聞において2022年度の市町村別汚水処理人口普及率が、龍郷町は82.4%と高い水準だったため、単純に普及率イコール合併浄化槽の世帯ごとの設置状態にあると思ったのですが、合計で1,340基は想像していたより大分少ないようなのですが、これは何か要因があるのでしょうか。

○生活環境課長（園田徳一君）

お答えします。

これはあくまでも設置基数は1,340基なんですけど、これは汚水処理人口でして、汚水処理人口の普及率が、本町では公共浄化槽整備推進事業市町村設置型の使用人口が3,393名、プラス町単独事業人口が494名、プラス民間の設置型の使用人口が1,001名でございまして、合計4,882人、これに住民基本台帳の人口5,929人を割りましたら、普及率が82.4%ということでございます。

○1番（高橋研太郎君）

これは単純に世帯数を浄化槽で割るんじゃなくて、町民の人数割りでやっているということですか。

わかりました。

次に入ります。

合併浄化槽の設置には、町からの後押しもあると思うんですが、今年度の設置予定数や予算、または設置数は毎年目標に達しているのか、お答えください。

○生活環境課長（園田徳一君）

今年度の設置予定数でございますが、予定としましては、ここ最近60基を設置予定してまして、当初予算では5,700万円を計上しております。

また、毎年ここ数年は目標に達してございます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

毎年60基ということですが、その中では、やはり新築住宅への設置が最優先されると思います。

去年の新築住宅への設置件数はどれほどなのか。

○生活環境課長（園田徳一君）

令和4年度の新築住宅の設置件数ですけど、これは33件でございました。

○1番（高橋研太郎君）

じゃあ残り27基がその他にまわせるということですね、新たにまわせる分は。

○生活環境課長（園田徳一君）

令和4年度の実績でございますけど、57基ありまして、単独から合併になったのが10基、あと汲み取り式が合併になったのが14基の合計24基でございます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

それでは、市町村設置型事業が始まる平成10年以前に設置した世帯の中には、合併浄化槽ではなく、単独浄化槽を設置している世帯にも合併浄化槽への移行を町として働きかけていくのか、どうですか。

○生活環境課長（園田徳一君）

今後合併浄化槽の移行をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

答弁書には、設置困難地域へは、同じ敷地内であれば1基設置して共同で使用することも考えられますとありますが、実現した場合の設置費用や維持費は世帯数で割っていくのか、それとも全体の人数で割るのか、どのような方向でいくのか、考えがありましたらお教えてください。

○生活環境課長（園田徳一君）

浄化槽の設置の申請の条件といたしまして、住宅に大体普通はお風呂が1カ所あると思います。

これが2カ所以上ですと10人槽という決まりがございます、通常1件につきお風呂は1カ所なので、2軒ですとこれは10人槽になります。

1世帯1件でもこれは5人槽ですね。

1世帯5人いてもこれは5人槽です。

そう考えた場合は、個人の数で割るんじゃなくて、これは世帯数で検討していただいて、また設置不可能な場所に関しては、両方で話し合っていてから設置の申請をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

わかりました。

そうですね、なんか腑に落ちない部分もありますけど、決まりだったらしょうがありませんね。

この申請の当事者同士、お互い世代が違う世帯であるとしたら、いろいろもめることもあると思いますが、町が積極的に取り組んでいただきたいと思いますし、合併浄

化槽の普及は、先ほど言ったシラヒゲウニとかの海の環境保全のためにも大いに期待できる事業だと思っておりますので、協力しながら進めていってもらいたいと強く願って、この質問は終わります。

続きまして、台風時における食料品の搬入搬出体制についてお聞きします。

先ほど答弁書の中には、役場には大規模災害というのを対応として、米と飲料水は備蓄してあるが、食料品小売業者の備蓄までは把握していないとあります。

町内には大型店舗が現在2店舗ありますが、台風時の食料の状況とかわかりますか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

ビッグツーは本町と地域包括連携協定を結んでおりまして、そこはビッグツーのほうに確認いたしましたところ、生鮮食料品や牛乳、あとパン、定期船により頻繁に運ばれる食料品につきましては、すぐに全てなくなったようでございますけれども、米やレトルト食品、あと即席麺、カップ麺なども、いわゆる非常食になり得る食品というのは、全てなくなることはなかったということでございます。

今回の食料不足により町民の方からそういった苦情等や要望等も特にはございませんでした。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

非常食となり得る食料品は全て品切れになることはなかったとのことですが、やはり第一になるのは生鮮食料品や乳製品は不足したと思えます。

そのためにも台風前に事前に備蓄できるのであれば、食料品に関しては安心して日常生活が送れると思えます。

8月の知事定例会見で塩田知事も、台風6号の影響で欠航が長期化したことにより、改めて離島における備蓄のあり方が問われていることに対して、必要な物資を確保するために調査を行ない、食品その他の物資について、どういう形で確保するか検討したいと話しています。

そこで今後備蓄倉庫整備に向けてどのように進めていくのか、わかっている範囲で教えてください。

○企画観光課長（勝元 隆君）

これも先ほど町長答弁でもありましたように、県のほうは整備を検討したいというような意向を示しております。

この備蓄倉庫の整備は、本町の単独というよりも本島内、5市町村で広域的な課題として県と一緒に協賛する必要があるのではないかと考えております。

ただ整備するにあたっては、かなりの大型な事業になります。

事業主体がどこなのか、補助スキームがどうなっているのか、あと適地の選択、あ

と維持管理等、多くの問題を抱えておりますので、まだ実際に商品を仕入れる店舗事業者の意向調査もございますので、計画については中長期的な計画になるかと思っておりますので、今後も県と関係市町村と意見交換をしながら、将来的に整備ができるよう努力をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

説明ありがとうございます。

いろいろと解決していかないといけない課題があつて時間はかかるが、将来へ向けて整備できると解釈してよろしいでしょうかね、これは。

ちなみに、この建設には奄振予算を充てることは可能なんでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

先ほど言いましたように、これは大型な事業でございますので、奄振事業で整備をしなければならないと思っておりますし、活用は十分可能であると考えております。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

はい、わかりました。

ぜひとも奄振予算を活用して、自治体負担が少ないように取り組んでいただきたいと思えます。

次に、台風6号では航空機のほうが船便に比べて欠航の期間が短かったようですが、航空機による食料品の輸送とかはできないのか。

これは農産物の出荷にも利用できると思えます。

今回、収穫最盛期のマンゴーについても出荷できずに農家の方も苦勞していました。

このことは先週開会した奄美市議会の一般質問でも取り上げられたように、市当局が航空会社から、運用を前向きに検討しているとの報告があつたとの答弁が地元紙に掲載されました。

台風時に一般食料品と農林水産物の航空輸送の可能性について、どのように考えていらっしゃるのか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

その先週の奄美市議会での航空会社からの空輸についてのお話があつた件ということなんですけど、詳細についてはちょっと今、把握しておりませんので、このことについては早急に確認したいと思えます。

ただ、まずは航空機の輸送等のニーズを調査する必要があると考えております。

航空機を活用した場合には、コストが多分高くなることが予想されますし、現行の航空機材では対応できないと思えます。

導入には奄美空港等の改修等を含めた多額の財源が必要であるように思われます。

今回のマンゴーなど農林水産物の航空輸送につきましても同様の課題が残るんじゃないかと考えております。

今回のマンゴーにつきましても、本町の場合個別の販売農家が多いですので、まずはこの共販体制の確立とか、収入保険などの活用を推進したほうが現実的ではなかろうかと考えております。

このことにつきましては、担当課の農林水産課のほうとも協力しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○1番（高橋研太郎君）

この今、ちらっと出ましたけど、収入保険の内容を教えてくださいませんか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

これは国が行なっている保険制度でございまして、青色申告とか農業簿記を実施している農家さんでございましたら、最大で9割の保障が受けられるようでございます。

すみません、ちょっと詳細については、農業共済組合等にお問い合わせいただきたいと思います。

○1番（高橋研太郎君）

確かにいいですね、収入保険、費用対効果を考えるとこの保険制度を利用したほうが現実的だろうなと思います。

それではすみません、こういう収入保険という保険制度を知らない農家さんもいると思いますので、情報の周知をお願いしたいと思います。

それと航空輸送に関連して、奄美は二つの自衛隊基地があります。

自衛隊輸送機やヘリコプターを活用した食料品の輸送などはできないものでしょうか。

○企画観光課長（勝元 隆君）

そういった協議はこれまで行なったことはないと思います。

一度協議する必要はあると思いますけれども、自衛隊の支援というのが、大体大規模な災害を想定していると思いますので、厳しいように思われますけれども、一度お話をさせていただきたいと思います。

○1番（高橋研太郎君）

そうですね、お話してください。

台風は奄美における一番身近な災害だと思います。

自衛隊に協力を依頼できるのであればお願いしてみてもいいのではないかと思います。

最後になりますが、台風6号では、旅行者も町内のホテル等に長期滞在することに

なりました。

金銭面や安全面などで不安も大きかったと思います。

そこでそういう方々にもおもてなしの夢を込めて、食料支援をすれば、きっと龍郷町ファンになってくれると思います。

そして町長の理念である心配りにも通じるものだと思います。

今回、総文祭で宿泊されている高校生にマンゴーを届けて、皆さん感激されたと思いますが、最後に町長、このことについてどうお考えでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

今回の台風6号の件については、まず農産物をどう本土に送り届けられるかということで検討を加えました。

そういう状況の中で、島育ち館の冷蔵施設を活用したところがございます。

ただ、先ほど担当課長からもありましたように、今回のマンゴーについては、まず冷蔵して冷凍室に保管をしました。

そういう状況の中で、私も勉強不足で大変、農業所得と農業保険というのがあるというのは初めて知りました。

それで、その特農家の皆さんの話を聞きますと、農業簿記をやらなければならないと。

畜産の簿記については、ちゃんと簡単にできるような状況はあるようではありますが、農業種についてはちょっとそれなりの講習を受けなければできないという状況のようです。

そういう状況の中で、今度のこのマンゴーのはけ口はどうするかということで心配したところですが、電気が止まりますとどうしても冷蔵庫ではもたないという状況の中で、そのときには町が介入して買い上げしていこうかなという発想をいたしました。

そういう状況の中で、そこにはけ口として、全国総文祭が奄美大島で開催されたという状況の中で、龍郷町に宿泊した皆さんには、把握できた分についてはマンゴーを食させていただきました。

また、当日持ち帰った子どもたちもおられるようではありますが、その関係機関からお礼の電話をいただいたところがございます。

奄美のおもてなしという状況で、大変効果をはくしたのかなあと思うんですが、ただ、先ほど航空輸送の話がありました。

マンゴーについては、冷蔵施設から、その冷蔵をもって本土に送らないとどうしてもいかないと。

航空便にしますとそういう施設がありませんので、通常の温度でしますと、いわゆ

る黒点病というんですか、何ていうんですか黒い点がつく、あれがすぐ出てくるという状況で、航空便にはちょっとおぼつかないのかなあとということで、各市町村取り組みなかったということですが、今回の経験を通して、10日あまり冷蔵施設で管理したんですけれども、ふるさと納税の返礼品でいろんな苦情がくるだろうと思っていたところですが、4点ぐらいあったそうです。

それはまた新しく送る方法、また怒った方もいたそうですけれども、その実情を話させていただきました。

そういう状況の中で、今後この果樹部会の中もしっかりと農家の皆さんが話し合いを持って、どうすべきかというものをしなければならないと思っています。

今、龍郷の果樹関係はほとんどが個販になっています。

個人取引をやっている状態で、これをぜひ共販体制、いわゆるJAの共販体制に乗せる仕組みをつくり上げていくのが、これからの我々の課題じゃないかと思っていますところでございます。

どうぞそういう状況の中で、常温輸送というのは、マンゴーはおぼつかなかったということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○1番（高橋研太郎君）

はい、わかりました。

町長、ありがとうございます。

皆さん、本当ご存じのように奄美は台風常習地帯です。

万一台風期間に来島されても安心して滞在できる環境を整備すれば、観光の振興にもつながり、リピーターも増えると思います。

対応するためには多額な財源がもちろん必要だと思いますが、将来の奄美のためにぜひこの施策を検討していただきたいと思います。

それで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（前田豊成君）

高橋研太郎君の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後3時58分

令和5年3回龍郷町議会定例会

第 2 日

令和 5 年 9 月 13 日

令和5年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年9月13日（水曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

1. 隈元 巳子 議員 P 96－P 107

2. 伊集院 巖 議員 P 107－P 120

○日程第2 議案第35号 龍郷町振興計画審議会条例の一部を改正する条例

○日程第3 議案第36号 龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例

○日程第4 議案第37号 令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第3号）

○日程第5 議案第38号 令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○日程第6 議案第39号 令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第7 議案第40号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更

○日程第8 議案第41号 令和4年度社会資本整備総合交付金工事（屋入赤尾木線塩田橋）工事請負変更契約の締結

○日程第9 議案第42号 令和5年度公立学校情報機器（タブレット端末）の取得

○日程第10 議案第43号 令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○日程第11 認定第1号 令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算

○日程第12 認定第2号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

○日程第13 認定第3号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○日程第14 認定第4号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○日程第15 認定第5号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
------	----	------	----

1番 高橋 研太郎 君
 3番 久保 誠 君
 5番 隈元 巳子 君
 7番 伊集院 巖 君
 9番 田畑 浩 君

2番 長谷場 洋一郎 君
 4番 前田 豊成 君
 6番 圓山 和昭 君
 8番 徳永 義郎 君
 10番 平岡 馨 君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川畑 進 弥 君 書 記 岡江 敏 幸 君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	竹 田 泰 典 君	町民税務課長	大 吉 正一郎 君
副 町 長	則 敏 光 君	建 設 課 長	屋 浩 仁 君
会 計 管 理 者	豊 山 さゆり 君	農 林 水 産 課 長	迫 地 政 明 君
教 育 長	碓 山 和 宏 君	生 活 環 境 課 長	園 田 徳 一 君
総 務 課 長	井 一 馬 君	土 地 対 策 課 長	竹 山 智 幸 君
企 画 観 光 課 長	勝 元 隆 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	里 園 一 樹 君
保 健 福 祉 課 長	加 藤 寛 之 君	大 島 地 区 消 防 組 合 龍 郷 消 防 分 署 長	大 司 昭 二 君
子 ども 子 育 て 応 援 課 長	松 尾 昭 宏 君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（前田豊成君）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

隈元巳子君の一般質問を行ないます。

○5番（隈元巳子君）

町民の皆様、おはようございます。

毎日のお仕事お疲れさまです。

まだまだ暑さも厳しい折、身体には十分気をつけられて毎日をお過ごしください。

先に渡してあります通告書に基づいて質問いたします。

1項目めが、町営住宅の跡地活用について。

一つ目、各集落にそのままにしてある町営住宅跡地などの活用をどうしていくのか。

二つ目が、売却（払下げ）のお考えは。

2項目めが、秋名幼稚園跡の今後の活用について。

一つ目が、秋名幼稚園跡地の今後の活用のお考えは。

3項目め、食育について。

一つ目が、町として食の安全をどのように認識しているのか。

また、どのような取り組みをし、今後どのように推進していくのか。

4項目め、こども食堂について。

一つ目が、町内のこども食堂の現状は。

二つ目が、こども食堂運営に対する町の取り組みは。

以上、当局の答弁を求めたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

隈元議員から4項目の質問事項がございますので、順次お答え申し上げます。

1項目の町営住宅の跡地活用について。

1点目の各集落にそのままにしてある町営住宅跡地をどのように活用していくのか。

2点目の売却（払下げ）のお考えはにつきましては、関連しますので一括してお答え申し上げます。

本町の町営住宅老朽化に伴い、取り壊しを行ない普通財産となった土地につきましては、町内に数カ所あり、現在、担当課の土地対策課において年数回の伐採等を行ない、管理に努めているところでございます。

本町といたしましては、昨年度、今後再利用可能か払下げをするかについて、関係各課と協議を行なった結果、払下げ（公売）対象土地が数筆あり、今年度から計画的に払下げを実施していく予定でございます。

次に、2項目の秋名幼稚園跡地の今後の活用について。

秋名幼稚園跡地の今後の活用のお考えはのご質問にお答え申し上げます。

秋名幼稚園は昭和48年4月に秋名小付属幼稚園として設置され、平成15年4月より幼児数減少のため休園となりました。

その後4年余りの経過をみて、園児数が見込めないため廃止を行なった経緯がございます。

平成20年1月に行政財産から普通財産へ所管替えとなり、定期的に草刈り等を行ない、現在まで維持管理をしているところでございます。

建設から50年が経過し、建物が危険な状態のため、建物としての今後の活用については厳しい状況と考えているところでございます。

土地に関しては、数筆の筆界未定地があり、また数筆の未登記があるため、昨年度から未登記処理を進めていますが、県外在住者の一部の相続人から登記承諾が得られていない状況となっております。

未登記のため建物の取り壊しも厳しい状況であり、秋名幼稚園跡地の今後の活用については、倉庫等に利用しつつ所有権移転登記を優先して進めていなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

3項目の食育について。

町として食の安全をどのように認識しているか、また、どのような取り組みをし、今後どのように推進していくのかについてのご質問にお答え申し上げます。

本町では、第2次龍郷町食育推進計画に基づき、食育の推進を図っているところでありますが、今年度は計画の見直しを行なうため、プロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいるところでございます。

既に3回のプロジェクトチームによる協議と、1回の食育推進計画協議会を開催しているところでございます。

農林水産省が定めた第4次食育推進基本計画に基づき、龍郷町に合った計画となるよう努めているところでございます。

食の安全については、食中毒の予防方法や食物アレルギーに関する表示の理解を深めるなど、食品の安全性について基礎的な知識を深める機会を持てればと考えているところでございます。

また、SDGsの目標でもある持続可能な社会を達成するためにも、有機農業など環境に配慮された農林水産物や食品を選ぶことも重要だと考えているところでございます。

4項目の子ども食堂について。

1点目の町内の子ども食堂の現状と、2点目の子ども食堂に対する町の取り組みについてのご質問は関連しておりますので、一括してお答え申し上げます。

令和5年9月1日現在、本町では2カ所の子ども食堂があり、それぞれ月に2回程度の活動を展開しているところでございます。

2点目の本町の子ども食堂運営に対する取り組みとしましては、令和2年度に児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助事業を活用し、1カ所の子ども食堂に対し、備品購入費や食材費、消耗品などの補助をしているところでございます。

また、今年度は地域子どもの未来応援交付金を活用し、2カ所の子ども食堂に対し、備品購入費や食材費、消耗品費などの補助をしているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○5番（隈元巳子君）

質問いたします。

払下げ土地は事前に対象となる集落へ周知はしてもらえるのでしょうか。

○土地対策課長（竹山智幸君）

お答えいたします。

払下げ土地が決定し、払下げの手続きの準備が整いましたら、対象となる集落の区長から集落の皆様へ周知をしたいと考えております。

以上です。

○5番（隈元巳子君）

ぜひ周知をお願いいたします。

次に、払下げ以外の土地は、町が再利用するあいだ集落で使用してもよろしいのですか。

例えば駐車場とか、一時駐車場とかそういったことに利用してよろしいのでしょうか。

○土地対策課長（竹山智幸君）

集落から土地対策課へ貸し付け申請なりをさせていただいたら利用可能でございます。

また、個人の方からも申請をしていただいたら貸し付けを行なっているところがございます。

○5番（隈元巳子君）

ぜひよろしく願いいたします。

この質問はこれで終わります。

次に、幼稚園跡の今後の活用についてですが、秋名幼稚園の筆界未定の筆数と未登記の筆数は何筆ほどあるのでしょうか。

○土地対策課長（竹山智幸君）

お答えします。

秋名幼稚園跡地は13筆の筆界未定となっております。

そのうち龍郷町の名義が6筆ございまして、龍郷町への未登記土地が7筆ございます。

以上です。

○5番（隈元巳子君）

登記終了後の幼稚園跡の町としては利用計画を考えていらっしゃるのでしょうか。

○土地対策課長（竹山智幸君）

町長答弁でもございましたが、登記を優先して進めていき、相続人からの登記承諾で時間がかかると思うんですけども、登記終了の時点で跡地利用については集落へもご相談をさせていただきたいと考えております。

○5番（隈元巳子君）

その点はよろしく願いします。

登記が終了するあいだ集落の倉庫などに使用はできるのでしょうか。

○土地対策課長（竹山智幸君）

先ほどの町営住宅の跡地とも一緒でして、集落から申請をしていただいたら利用可能でございます。

○5番（隈元巳子君）

そのときにはよろしく願いします。

登記をちゃんとするまでには数年かかると思いますので、その間集落でもいろんな婦人会とか、そういった団体が個人で道具を持っているとかしていますので、そのときにはよろしく願いいたします。

次に、食育についての質問をいたしたいと思います。

町長の答弁でも、町としても食の推進を図ってプロジェクトチームで取り組み、1回の食育推進協議会を開催しているとうたっていますが、どういった内容のことを推進協議会はしているのでしょうか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

龍郷町には食育推進協議会というものがもともとございまして、その部会の中で、龍郷町食育推進計画というものを策定しております。

第1次、第2次を踏まえまして、今年度第3次の龍郷町食育推進計画を策定します。そのために第2次での評価、第3次に向けての計画についての骨子案を提出させていただきます。アドバイスを協議会からいただいております。

さらにもう1点、大切な食育推進計画にかかるアンケートの実施についても今、打診をしている状況でございます。

以上です。

○5番（隈元巳子君）

龍郷町の子育て世代に食のアンケートなどはとっていないのでしょうか、以前に。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

前回第2次計画を策定しているのが平成29年度となっております。

この際は18歳以上の社会人の方向けのアンケートと、小中学生向けの子どものアンケートのみとっておって、子育て世代の保護者の方へのアンケートというのは実施していないのが現状です。

○5番（隈元巳子君）

先ほどの町長の答弁でも、龍郷町は食品の安全性に基づき、基礎的な知識を深める機会を持てればと考えていると答弁してあります。

そして、有機農業など環境に配慮された農林水産物や食品を選ぶことも重要だとうたっていますが、今、全国では、食を安全にしようといろんな自治体が参加をしているオーガニック給食協議会があることはご存じと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

全国オーガニック給食協議会ですが、令和5年、今年の6月に設立がされまして、各自治体、各農協さん、市民団体などが参加され、全国オーガニック給食フォーラムの定期開催や先進自治体の視察なども行なっているということは把握はしております。

○5番（隈元巳子君）

近隣の自治体と行政が協力してオーガニック給食に取り組んでいるところもありますが、龍郷町の子育て世代に食やオーガニック給食に興味があるのか、アンケートなどもとったらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

今年度策定を予定しています第3次龍郷町食育推進計画のアンケートの中には、小学生、中学生、高校生までの保護者向けのアンケートを考えております。

その項目の中に、今、候補としてはオーガニック食材についての項目は今のところ載ってはいないんですが、本日ご提言いただいておりますので、プロジェクトチーム、協議会さんのほうにも諮って、その点についてのアンケートも取り入れることができれば、ぜひアンケートでとってみたいと思います。

○5番（隈元巳子君）

ぜひ検討をお願いします。

学校給食がオーガニックや安全を大事にあげだしたら、子育て世代には子どもを通して食にもっと目覚めるのではないかと思います。

ぜひ進めてもらいたいと思います。

食は生まれたときから私たち人間には大事なものですので、これをやっぱり町、そして町民の皆さんが意識をして、子育て世代に伝えるようなそういった環境ができればと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長（竹田泰典君）

大変大事な問題だろうと思っているところでございます。

本年から役場でも管理栄養士を1人増員をいたしているところでございますけれども、まず、プロジェクトチームを立ち上げてございます。

まず、子ども子育て応援課、関係課、保健福祉課、さらに農林水産課の農政部門、それから教育委員会、さらには給食センター、それから保育所の関係の方々をプロジェクトチームをつくって、いろんな角度から食育は大事だと思っています。

特に子育て世代の皆さんがしっかり食育を推進することによって、高齢者になってもそのものが息づいていくものだろうと思って今、取り組んでいるところでございます。

大変隈元議員からは前回も食についていろいろご質問をいただいているところですが、しっかりと子育てができるように、また、その子育て世代が高齢者になってもしっかりそれが続いていくように、やることによって龍郷町に住んで良かったということにつながっていくのかなあと思っているところでございます。

大変大きなことを申し上げているんですけども、着実に一步一步前に進めていきたいと思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○5番（隈元巳子君）

町長の答弁に龍郷町の未来は、食育に対する未来は大きいのだと感じました。

本当にありがとうございます。

それでは、子ども食堂について質問させていただきたいと思います。

子ども食堂の集落への取り組みの周知などはお考えないでしょうか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

子ども食堂について、子ども食堂を開催してほしいという形での募集というのは、ちょっと大変難しい部分がございます。

今年度も町のほうとしてはその運営費の助成をさせていただいていますが、この助成事業が国の100%補助事業を活用しております。

町の単独事業として子ども食堂の運営費の補助ができるのであれば、ぜひ推奨してまいりたいと思うのですが、そのあたりはどうしても財源が伴うものですので、子ども食堂というのは、本来民間団体さんの好意というか、ご自分たちの資金を使って、またフードバンクとかを利用して行なっていただくものですので、子ども食堂をやりたいという声が聞こえたときには、速やかにいろんな制度の案内とか、開設までの助力をしようとは思っているんですが、子ども食堂開設の募集となってくると、ちょっと役場のほうが主体的に主導するものではなく、民間のほうから声があがって、それを応援していくのが筋道かなと感じております。

○5番（隈元巳子君）

今の答弁では、町自体の補助金はなく、県とか国からの補助金は、もしする団体があるときには協力をしてご指導するというところでよろしいでしょうか。

はい、ではそのときにはお願いします。

私が子ども食堂に強く言うのは、私たち秋名集落では、見守り隊さねん花という団体がありますが、平成23年に役場のほうから、保健福祉課のほうから、高齢者の見守りを集落が周知するためにワークショップをして、保健福祉課の方がいらして、私たちもそれを集落の隅々までひとり住まいがいるのかということをしたときに、高齢者のひとり住まいがすごく多くて、それでそのときに立ち上げたのが私たちの今の見守り隊です。

そのころは老人を見守ろうということでしたけれども、しているうちに令和5年に老人ばかりじゃなく子どもたちも一緒に食事をしたり、集う場所があればということで立ち上げたのが子ども食堂で、今、子ども食堂をして5年になりますが、子ども食堂のメンバーが、当時スタートしたときには60代だった方たちが今は80代になっています。

でも現役として一緒に私たちと活動し、新しい若い子たちが、自分たちにも応援できたらということで、今、28名でしているんですけども、その子ども食堂を通して感じていることは、孤独の解消や食の大切さ、子どもから高齢者との交流の場であり、

見守りにもつながっています。

子ども支援や防災にもつながり、本当にいろんな集落の中が私たち見守り隊には見えて、このあいだの防災、台風のときも見守りと防災が協力してできたというのも一つの見守り隊がいるおかげだなあということをすごく周りからも言われましたので、このようなことがほかの地域でも、小さい人数から立ち上げていけば必ずできると思うんです。

それを自主的じゃなくて、何かのきっかけで行政とこうして取り組んでいって、この20集落のうち1団体でも増えたらいいんじゃないかなと思います。

そして、そのメンバーの中には役場職員の方もいらして、役場とのパイプ役もしてください、役場から補助金も課長さんからの依頼で、役場職員のパイプ役で補助金もたくさん県から頂いております。

私たちだけではそういった制度があるということは全然わからなくて、自分たちのボランティアで少しずつ溜めたお金で食材を買ったりしていましたが、そういった制度も役場の方が教えてくださって、初めて今、運用していますので、そういうことを集落に、強制じゃなくて周知をするというのも一つの方法じゃないかと思います。

受ける側も重く感じるんじゃないくて、何人かで食事をしようというそれから始めてもいいと思います。

今現在、会員の皆様は、できる人ができるときにするというのがモットーで、こうして活動を年に1カ月2回しているんですけども、かえって年配の方が、私たちと集うのが楽しいとって集まってきますので、ぜひそこは役場と距離を近く置きながらしてもらいたいと思いますけれども、先々先月か、町長のほうがちょうど食堂を開催しているときに、そのときはカレーライスだったんですけども食べにいらして、高齢者の方は子どもたちも、町長さんが来たとってすごく喜んでくださいました。

ありがとうございます。

そういった人と人とのふれ合い、そして、この集落で住んで良かったという、高齢者の方にもそういう気持ちになれるような活動をこれからも私たちは続けていくんですけども、一つの集落でもそういうことができるんだったらと思い、今回から近隣のこの荒波の集落の方たちを、子育て世代の子どもたちも呼んで、そういった計画もいろいろ考えていますので、しながらいろんなその地域に合った活動が展開していけるとと思いますので、ぜひ役場の方の指導をよろしくお願いします。

そしてあと1点、町長に子ども食堂について感想をお願いします。

思いをお願いします。

○町長（竹田泰典君）

今、隈元議員が子ども食堂に至るまでの経緯を話していただきました。

私も2カ月前だったですかね、なんかさねん花の皆さんが子ども食堂を展開するというのでお邪魔をさせていただきました。

まず肌で感じたことが、その秋名見守り隊さねん花の気持ちをまずどういうものかと思って聞いたところ、一番初めに言われたことが、子どもは地域の宝であるという認識のもとに始まっているということで、大変感動したところでございます。

また子どもたちが学校の帰りのときだったんですけれども、嘉渡の子どもたちもそこに参加をしたりという状況の中で、ただ単なる子ども食堂ではないと思いました。

まずは地域の融和、親睦、そういうのも兼ねているなあと思いましたし、また、その子ども食堂のカレーライスだったんですけれども、大変おいしくいただきましたけれども、地域の独居老人、あるいは高齢者の皆さんがそこに立ち寄っていただいていた、その話を聞きますと、単なる子ども食堂ではないという考え方で進めていると。

そして、一番根本にある地域愛というのがでてくるんじゃないかと思っています。

当然、秋名幾里集落においては、一番文化のふるさとであると思っていますけれども、そのことが脈々と息づいてこの活動に展開をしているんだということで感心をさせられました。

ほかの集落でもこのようなことがあれば、もともと持っている龍郷町民の素地というのは、支え合い、助け合いだと思っていますし、このことが各集落に広がっていけばなあと期待をしているところでございます。

もし、先ほど担当課長からありましたけれども、確かに地域から盛り上がってきてやるのが本来の支え合いじゃないかなあと思っていますところでございます。

どうぞほかの集落でもこのような活動が展開されることによって、地域で住んでいて良かったということにつながっていくものだろうと思っていますところでございます。

本当に今後ともさねん花の皆さん、ドラゴンキッズ子ども食堂の皆さんにも頑張っていて、しっかりと子どもたちの食の安全という立場からもお願いをしたいと思うところでございます。

どうもちょっと長くなりましたけれども、以上、感想を申し上げさせていただきます。

○5番（隈元巳子君）

本当に私たちの集落のことを言うのは恐縮でございましたが、私たちがそういったいろんな幅広いことを感じたもんですから、ほかの集落にもそれぞれの色を出すすごく良い集落ばかりですので、ぜひそういった私たちの思いというか、広がっていったらいいのになあという私たちの感想でした。

すみません。

それでは、短いんですけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

議員のお言葉の中に、ぜひ子ども食堂の活動、地域の輪の広がりを周知していただきたいというお言葉をいただきました。

何らかの形で、ホームページ等を通してぜひ周知をさせていただきたいと思います。

ただ、補助金の性質上、どうしても実際に活動をしている団体への補助しかできないというのがこの運営費の性質があるのが1点、なかなかちょっと難しい部分がございますが、一つ、鹿児島県が行なっています子ども食堂新規開設支援事業といて、新たに子ども食堂を開設しようとする団体さんへの補助事業が県の事業でございますので、このあたりも龍郷町のほうからしっかりご案内をさせていただければと思っています。

また、今、子ども子育て応援課で、SNSを使った情報の発信をさせていただいております。

各団体さん、秋名さねん花会さん、ドラゴンキッズ子ども食堂さんがしている活動をぜひ紹介させていただいて、周知に努めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副町長（則 敏光君）

秋名地区でなさっていますさねん花、それからドラゴンキッズのほうもそうなんですけれども、地域の融和とその精神、これにつきましては、今、県の立ち上がり支援事業というのもありましたけれども、それに企画観光課の事業の中に、地域活力創出支援事業というものもあります。

ただし2分の1の事業なんですけれども、そういったものも活用しながら、こういった取り組みを進めていただければ、それぞれの地域で進めていく中で、これは私、昨日も感じたんですが、自主防災組織との兼ね合いも広がっていくと。

自主防災組織の一番の問題点は、ただメンバーがそろっただけでは機能しないと思っています。

一番肝心なのは、どこにどういう支援する人がどこにどんなにいて、誰がそれを支援するか、これを消防団だけに頼ってはいけませんと思ってまして、一から十まで消防団はそういった避難所活動をするわけではありませんので、そこは自主防災組織がやると。

そういう意味で、既に各集落それなりの自主防災組織についてもそういった素地を持っておりますので、その素地を生かすためにも秋名でやっておられるさねん花の事業、ドラゴンキッズの事業を拡大していければ、即いろんな意味で結いの精神が花開いていくんじゃないかと思っていますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思

ます。

以上です。

○5番（隈元巳子君）

ありがとうございます。

最後にこういった子ども食堂という事業をするにあたって、町としての補助金を活用してもらおうというお考えはないでしょうか。

○子ども子育て応援課長（松尾昭宏君）

お答えいたします。

町内でも2カ所の子ども食堂が活動していただいている、我々のほうとしてもフードバンクとつなげたり、いろんな支援のパイプを心がけておりますが、実施されている団体さんとも協議をさせていただいて、やはりその運営費が補助が必要だというお話があれば、きちんと予算の策定根拠、積算を積み上げて、財政のほうに予算要求をしてみたいと思います。

○5番（隈元巳子君）

ぜひ、今、立ち上がっている私たちはもうちゃんと、ちゃんとじゃないんですけども、集落からも今年度から私たちも頂いているんですけども、今から立ち上げる方たちの支援ということで、ずっとじゃなくて最初だけでも少しでもということができれば、皆さん本当に一番食材を買ったりという資金がないとできないことですので、そういったお考えもよろしく願いいたします。

○町長（竹田泰典君）

大変子ども食堂の件で、財政支援という形なんですけれども、先ほど副町長からもありましたように、地域活力というのは継続的にはちょっとできないので、その件については前向きに、その集落がそういう状況にあるということであれば、前向きに捉えていきたいと思っています。

ぜひそのさねん花の皆さん、ドラゴンキッズ子ども食堂の皆さんには、このものをしっかりと各集落にも伝えられるような方向で進めていきたいと思っています。

それから、余談になりますけれども、食育推進員というのがございます。

龍郷町食育推進員ですかね、そういうものがございまして、以前は大変少なかったんですけども、いまは女性団体連絡協議会の皆さんのご尽力によって、各集落からそのメンバーが増えている状況にあります。

これが地域にまた戻り、地域に浸透していくことによってこの活動が展開していけるものだろうと思います。

特に昨日、老人クラブの皆さんが傍聴に訪れました。

この子育てを終わった皆さんの力も借りていくということは、これから大事な問題

になってくるんじゃないかと思います。

高齢化社会の中で、少子高齢化の中で、これを活用していくことは大事じゃないか
と思います。

併せて、何度も申し上げますけれども、教育民泊のほうも手を出していただければ、
メンバーが増えていくのかなあと思っているところでございます。

そして龍郷町が持っている素地というものを、しっかりとほかの地域にアピールを
していきたいという考え方で進めてまいりたいと思いますから、その財政についても
前向きに検討をさせていただくということで、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○5番（隈元巳子君）

大変ありがたい答弁でした。

本当にありがとうございました。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前田豊成君）

隈元巳子君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩をします。

10時50分より再開いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院巖君の一般質問を行ないます。

○7番（伊集院 巖君）

町民の皆様、おはようございます。

9月に入り、朝晩わずかながら涼しさを感じる季節になりました。

日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。

健康管理には十分留意をされてお過ごしください。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきま
す。

一つ、観光資源の維持管理について。

二つ、畜産農家への支援について。

三つ、マリンレジャーの安全対策について。

以上、3項目について質問をいたします。

1 項目めについては2点ほど質問いたします。

1 点目、ソテツ群生地のカイガラムシの被害対策についてであります。

昨年末からカイガラムシ被害については、大島北部で確認がされておりました。

この時点においても安木屋場ソテツ群生地への拡散が心配されておりましたが、9月7日付けの地元紙に群生地の一部に被害が確認された記事が載っておりました。

観光資源でもある安木屋場ソテツ群生地の被害対策についてお伺いいたします。

2 点目は、今井権現石段の補修についてであります。

今井権現の石段の傷みが年々進んでいるように思われます。

特に登り口の傷みが際立って目立っております。

また、場所によってはぐらついている石もあり、危険性を感じます。

今井権現石段の補修についてお伺いいたします。

2 項目めは、畜産農家への支援についてであります。

子牛価格の低迷、飼料価格の高止まり、さらにはガソリン価格の高値が続き、原価割れをし、畜産農家の経営は逼迫をしております。

既に町独自の支援策が講じられていることは承知をしておりますが、さらなる支援が必要だと考えます。

畜産農家への支援についてお伺いいたします。

3 項目めは、マリレジャーの安全対策についてであります。

赤尾木湾では、サップ、水上バイク、カヌー、シュノーケリングなどいろいろなマリレジャーを楽しむ人が増えております。

湾内の安全対策についてお伺いいたします。

以上、当局の答弁を求めます。

○町長（竹田泰典君）

伊集院議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答え申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1 項目の観光資源の維持、管理について。

1 点目のソテツ群生地のカイガラムシ予防策についてのご質問にお答え申し上げます。

安木屋場集落のソテツ群生地は、島内でも希少なソテツ群落の景勝地で、国立公園の指定区域となっておりますが、外来種のカイガラムシ被害が一部でみられ、被害拡大が懸念されているところでございます。

対策としまして、例年冬場に安木屋場集落で行なっているソテツ群落内の伐採作業を緊急的に行なう予定となっております。

今後も関係機関とも連携して、ソテツカイガラムシ被害の拡大防止によるソテツ群

生地の環境保全に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2項目の畜産農家への支援について。

子牛価格の低迷や農業資材の高騰等、繁殖農家は厳しい経営状況にあるが、町独自の支援対策についての質問にお答え申し上げます。

本町独自の支援対策としまして、家畜導入事業による導入時競り価格の費用を、上限60万円で6年間町有牛として貸し付けており、増頭・母牛更新による経営規模の拡大及び安定を図っているところでございます。

また、優良牛保留導入対策事業により、町の貸付牛となる家畜導入時の競り価格が60万円以上の価格差額の半額補助を上限額20万円まで支給し、自家保留牛及び自家町有牛については、1頭につき補助定額10万円を頭数に制限なく支給しており、以前より改良増殖しやすい状況となっているところと思います。

また、生産基礎の強化を図る目的で、畜産用簡易資材の購入費を半額補助する畜産用簡易資材購入補助事業を令和2年に創設し、負担軽減を図っているところでございます。

さらに、近年の敷料不足による対策費用として、敷料運搬3分の1補助、飼料価格高騰による対策としては、昨年母牛1頭当たり1万円を支給し、畜産経営の安定を図っているところでございます。

次に、3項目のマリンレジャーの安全対策について。

マリンレジャーに対する町としての安全対策についてお答え申し上げます。

海を舞台に楽しむマリンレジャーは、スキューバダイビングやシュノーケリング、サーフィンやボディボード、ヨットや水上バイクなど多岐にわたります。

このうち、海水浴における事故対策は、昨日の答弁のとおりでございますが、そのほかにつきましては、奄美海上保安部が主体となって、安全対策を講じているところでございます。

具体的には、「ウォーターセーフティーガイド」を作成し、ホームページ上で公開しているほか、シーズン中には奄美空港等で来島者にガイドブックの配布を実施しているところでございます。

今後も海上保安部と協力しながら海上での安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

○教育長（碓山和宏君）

1項目の観光資源の維持、管理について。

今井権現石段の補修についてのご質問ですが、今井権現石段及び石碑は、平成4年に町指定の有形文化財として登録されております。

今井権現石段については、先人が残した貴重な史跡ですので、保護が必要だと感じております。

文化財保護審議委員の皆様と現地調査等を実施しまして、できるだけ現存の形で残すよう、必要最低限の補修ができないか検討していきたいと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

観光資源の維持管理について、ソテツの群生地のカイガラムシの被害対策についてから再質問をさせていただきたいと思います。

昨年末に奄美市では、カイガラムシの被害がみられております。

龍郷町にはその時点ではまだ入っていない状況でありました。

その後、県の6月末被害者調査においては、大島北部では既に付着被害が確認されております。

資料があるんですが、カイガラムシの被害調査の位置図がございまして、その中からの数字でございしますが、山羊島周辺の全てのソテツの葉は変色し、県道81号線、瀬留龍郷沿線でも0～20%で90%、安木屋場ソテツ群生地周辺でも0～10%の変色が確認されております。

この時点で群生地での被害はみられなかったのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

ソテツのカイガラムシ被害でございすけれども、今年に入りまして既に被害は龍郷町でも確認されてございました。

そういう情報もありまして、まず心配される方もいらっしゃいましたので、急遽調査を行なったというところでは、安木屋場集落のほうでは確認はされておられません。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

9月7日の地元紙によりますと、安木屋場ソテツ群生地の一部において被害が確認されたことが載っておりました。

採択については、新聞の内容のとおりでございすが、町はどの時点でこの被害確認をされたのかお聞きします。

○農林水産課長（迫地政明君）

この新聞記事では9月7日の新聞記事には、もう安木屋場集落に入っているということでしたけれども、その約1週間ほど前ですかね、地元の方から、もしかしてこれカイガラムシじゃないかという情報がありましたので、現地に赴いて確認をしたところですよ。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

カイガラムシの被害は奄美市の議会で一般質問でもされておりますけれども、島内5市町村、国・県と連携し、効果的な対策を協議しているとの記事が地元紙にも載っていましたが、この協議をされているのであればその内容をお聞かせいただきたいと思えます。

○農林水産課長（迫地政明君）

カイガラムシ防除対策の連絡会というのが開かれておりますが、これは担当者レベルの会でございます。

私どものところにはそういったメールで情報が入りまして、当初8月初旬に行なわれる予定でしたが、台風の影響で延期したというところで、8月22日に行なわれております。

この中には、現在の分布状況の詳細についてのお話、それから今後の駆除対策方法などが話し合われております。

この中には、県としての一定の方針も示されているところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

これは広域的な問題でありますので、近隣市町村や県と連携した取り組みが必要だと思えます。

私も9月7日の地元紙に載る2日前に、安木屋場群生地の状況を確認に行きましたけれども、自分的には確認することができませんでした。

ちょうどこの日に町の作業員の方が、町道安木屋場沿線ですか、ソテツの葉を除去作業をしておりました。

これを見ますと、なんか町の対応が遅いように思いますが、どう思われますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

対応が遅れているというお話でございますけれども、まず、本町ではソテツカイガラムシの被害を拡大を心配される方が町長室のほうに来られまして、一刻も早く何とか対策をしていただきたいというお話がありました。

その直後すぐに町長は県庁の森づくり推進課のほうへ直接情報を伝えて、対策の申入れを行っております。

その後、専門技術者が来島されて調査した結果、外来種であることが判明して、奄美での初動防除の対策がとられております。

本町でもほかの市町村よりもいち早くチラシや広報紙により、冬場の被害拡大抑制のための葉の切除、あるいは被害樹の防除方法を町民へチラシ、広報紙などを通して

周知をしております。

そのあとに夏場のこの気温の上昇によってカイガラムシの広がりがみられて、9月のその新聞で、安木屋場集落も一部出てきているというところでございまして、そのあと町としましても何とか対策を講じたいというところで、県のほうに申入れをしたんですけども、この連絡会議が開かれる前に手を打つことはできなかったわけです。

その県の方針が8月22日に示されましたけれども、この中で県のほうでは、薬剤の購入助成については市町村判断、あるいは防除伐採についても市町村判断、そういったものは市町村が積極的な防除措置を行なう必要があるという方針が、そのときに打ち出されたわけです。

町としましても、県のほうである程度のその防除の対策はしていただくのかなという期待もありましたので、その連絡会の前に動くことはできなかったんですけども、その方針を受けて、町としても何とか防除の対策ということで、集落のほうにも伐採の依頼をお願いしまして、集落のほうでは伐採を一部ですけれどもやることになっておりますし、予算措置も今回したところでございます。

併せまして、一般者向けには薬剤の補助ということで、今回1本1,000円ほどするマツグリーン2の購入補助を、1本500円で購入していただけるように対策を講じたところでございます。

ということで、当初のほうから町長を先頭にこの問題については危機感を持って対応しておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

この群生地は先ほども答弁でもありましたが、国立公園の第2種特別指定地域でもありますので、この薬剤やらこの作業についての国や県の補助などはないのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

県の方針、先ほども申し上げましたけれども、市町村が積極的な防除措置を行なうというところで、国と県の今のところ補助金としてはございませんが、今後環境譲与税ですか、そういった交付金もありますので、そっちの活用を検討していただきたいというお話はございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

防除に当たって今回補正予算が150万円ほど計上されておりますけれども、薬剤の価格は結構高価なものでございます。

これでまたその安木屋場の群生地は急傾斜地にあるんですが、これ人力作業でやる

と思われるんですよ、先ほどもドローンの話が出まして、これはドローンを使っでの防除等は考えられないのか。

○農林水産課長（迫地政明君）

ドローンによる防除作業なんですけれども、これについてはいろいろと問題が指摘されております。

一つは、上から防除しますけれども、カイガラムシは下のほうから入ってくるんですね。

しっかりそれが浸透するということは難しいんじゃないかという話があります。

それから、やっぱり薬ですので、それが大量に噴霧しますと、それが浸透したり、あとは海のほうへ流れだしたりと、環境面でもあまりよろしくないという話があるようございまして、なかなかドローンでの防除というのは、また機械もございませぬので、そういったことも考えますと、ちょっと現実的に難しいかなと今のところ考えているところございまして。

○7番（伊集院 巖君）

このソテツの群生地は、町にとっても重要な観光資源でもあります。

また防災面での機能も果たしております。

ソテツが仮に枯死した場合には、観光資源ももちろん失いますけれども、さらには2次被害をまねくことにもなりかねますので、また食料難の時代には、奄美の人はソテツに助けられた歴史もあります。

一刻も早い対応をしていただきたいのですが、この作業時期はいつぐらいになる予定になっていますか。

○農林水産課長（迫地政明君）

これにつきましては、一応安木屋場集落のほうにこちらのほうからお願いしております。

先日そういった総会といいますか、お話し合いも集落の中ではされたと聞いておりますが、近いうちという話は聞いておりますが、いつからというのははっきりはまだしてありません。

こちらでまたそのへんの情報がわかればお伝えしていきたいと思っております。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

これ以上被害を拡大させないように、早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、今井権現石段の補修について再質問いたします。

文化財審議委員の役割は、文化財の審査だけなのか、また、この町指定の文化財の保存状況などを確認をされる巡回などはされているのか、また、担当部署では町指定

文化財の定期的な状況確認など、また、通常の管理はどうされているのかをお聞かせください。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

審議員会の皆様には、通常の指定にかかわる審査等を行なっていただいております。また、いろいろなお話があれば、現地のほうに赴いて確認をする作業等も行なっております。

あと通常の維持管理とのことですが、定期的な維持管理というのは行なっておりません。

ただし、イノシシ等によりまして石段の近くが掘り返されたというような事例等もございますので、そのような場合は随時補修を行なっているような状況でございます。以上です。

○7番（伊集院 巖君）

私は年に1回程度、今井権現神社の現地に行っております。

冒頭でも述べましたけれども、石段の傷みが進んでいるように感じられておりますが、ぜひ審議委員の方にも、委員の方にも現状を見ていただきたいと思います。

状況が写真ではなかなかはっきり写らないものですから、行ってみますと石が、どこの据えていた石かわからないんですけれども、下のほうに崩れてきたりずれていたり、先ほども言いましたけれども、上に乗るとちょっとぐらついている石もございしますので、行ってみられたらわかると思うんですが、そういった形で審議委員の方にも見ていただいて、現状を認識していただきたいと思います。

まずは石段の登り口の整備をお願いしたいと思うんですよ。

かなり下のほうがなかなか登りづらくなっているというか、段差が高くて、このあいだ行ってみたときも子どもたちが登った形跡がございまして、小さな運動靴の足跡もございました。

それだけならいいんですけれども、シシが水を、海岸ですかね、穴を掘ったところもございしますので、そういった状況でございしますから、早めの対応をお願いしたいんですが、この文化財に対する県や国の補助事業等はないんですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

お答えいたします。

町指定の文化財に関しましては、県費等の補助というのは、なかなか難しいというお話でございました。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

町単独の予算であれば一挙に石段の補修は予算的なものでできないかと思いますが、

歴史のある石段ですので、皆様もご存じの尊敬する、私も皆さんも尊敬いたします西郷さんも行かれたかもしれません。

毎年予算を確保していただいて、石段の維持管理に努めていただきたいと思います
が、いかがですか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

毎年予算ということでございますが、できる限りの補修等に関しましては、審議委員会の皆様と現場で打ち合わせをしまして、どの程度が可能なのか、また改めて協議をさせていただきたいと思えます。

○7番（伊集院 巖君）

この今井権現に関連しますけれども、今井権現まで行く道がかなり状態が悪いんですが、整備計画はあるのかお尋ねします。

○建設課長（屋 浩仁君）

ご質問の路線は、延長1,722メートルの安木屋場今井崎線だと認識します。

この路線は、令和4年の第4回定例会で、町長からの答弁にもありましたように、令和6年度から整備を進める計画を立てております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

はい、ではよろしくお願ひしたいと思います。

単純な質問なんですけれども、この今井崎の石段の段数の数は把握されておりますか。

わかりますか。

○教育委員会事務局長（里園一樹君）

正式に数えたことはございませんので、段数がいくらあるのかはちょっと把握しておりません。

○教育長（碓山和宏君）

私が正式に数えてきました。

石段が253段、それから石が628個、1692年に航海安全を寄進をして持ち帰られたという話です。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

さすがに教育長ですね。

書いていたんですけれども言う必要はありませんので、はい、わかりました。

今井権現の石段は、先ほども教育長から述べたとおり、江戸時代に薩摩への航海安全を祈願して、元禄5年、1692年、今から約330年前になりますけれども、薩摩の石

材を持ち帰り、船主によって寄進されたものといわれております。

歴史ある遺産です。

年次的に補修をぜひやっていただきたいと思います。

町の大切な文化財はほかにもあります。

歴史に名を残した誰もが知っている西郷さんの謫居跡などもあります。

将来に引き継がなければならない大切な文化財です。

維持管理にもっと力を入れていただきたいと思います。

この文化財の維持管理について、総括して教育長に見解をお聞きいたします。

○教育長（碓山和宏君）

文化財というのは、これまでの長い歴史の中でつくられてきた貴重な財産だと思っております。

その財産を後世に残すために我々ができることは、その原形を保持しながら、いかに後輩たちに伝えていくかというのは非常に大事なことで、文化財保護審議委員とも話をしながら、この保存に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

はい、ありがとうございます。

龍郷から荒波地区に向けて多くの観光資源があります。

ソテツの群生地、今井権現、西郷謫居跡、そういったあとは荒波地区の無形文化財もございます。

文化財の維持管理について、徹底していただきたいと思います。

次に、畜産農家への支援について再質問をさせていただきます。

冒頭でも言いましたけれども、繁殖牛農家は子牛の価格低迷、飼料価格の高騰などで、畜産農家の経営は逼迫をしております。

先ほどの答弁で既に支援策が講じられていることは理解しておりますが、現在実施している予算の額と支援期間、そしてその執行額をわかれば教えていただきたいんですが。

○農林水産課長（迫地政明君）

まず、町の予算で行なっている事業でございますが、優良牛保留対策事業補助金というのがございます。

これは290万円、令和4年度実績でございます。

自家保留牛が23頭、導入牛が3頭でございます。

それから、龍郷町敷料保管庫の管理組合の運営補助金が36万2,900円、これも令和4年度の実績でございます。

それから、畜産用の簡易資材購入補助金、これが34万3,440円ということで、これは2件の農家が利用しております。

それから、ほかに飼料価格対策費用ということで、372万2,700円、これは母牛に1万円を補助するということですが、15戸の農家が利用してございます。

頭数が351頭となっております。

それにもほかに龍郷町の肥料価格高騰緊急対策補助金というのがございます。

これはほかの農家も含めてでございますが、対象農家が24戸ということで、実績額384万8,815円となっております。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

1回目の答弁書の中で、昨年、母牛1頭当たり1万円を支給しておられますけれども、現在も続いておられるんですか。

○農林水産課長（迫地政明君）

この事業につきましては、昨年緊急的に措置した予算でございます。

これは肥料と飼料が高騰したというところで、緊急的な予算措置でございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

新たな支援をするといたしましても財源が問題だろうかと思うんですが、ちなみにこれも新聞記事であったわけですが、伊仙町ではコロナの交付金を活用し、1頭当たり1万2,000円を交付することが示されておりますけれども、本町もこのコロナ資金を活用はできないのでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

コロナ対策費用をということで、枠はどの程度あるのかちょっと把握しておりませんが、一応ほかの市町村でもそれを活用するという話は聞いてございます。

ただ、国の価格低迷の対策というのもしっかりと打ち出して、その補助金も農家の方は受け取っていると聞いております。

これは本町だけの問題ではございませんし、広域的な問題だということで、これについては生産組織である畜産部会、この中でもこういった対策が効果的であるのか、そのあたりもこれは十分に協議する必要があると思っております。

畜産部会についてはJ Aのほうで事務局を持たれておるということを知っておりますので、そこらあたりはそちらのほうも提案していただければ、そういった組織活動がやっぱり成り立って、やはり町の予算というのをも要望していただくのが本来の流れだろうと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○7番（伊集院 巖君）

確かに組織で動いて、組織の特に部会の活動のほうからいろんな要望を要請をかけて、こういう支援策をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

国のほうでも和牛生産者臨時経営支援事業ということで、60万円を切った場合に75%の補助が支援をするようなことが載ってございましたけれども、それでも今現在、原価割れをしている状況ですので、農家の経営は結構厳しいものだと考えております。

子牛価格の低迷、価格の高止まり、これはしばらく続くことが予想されますが、先ほど、去年やっていた母牛1頭当たりの1万円の支給、これを再開することは考えられませんか。

○農林水産課長（迫地政明君）

先ほど申し上げましたけれども、本町では限られた予算の中で、畜産の振興には何が効果的な対策なのかということ、畜産部会での意見集約を行なったうえで検討してまいりたいと思っておりますので、ぜひそちらのほうでお話を進めていただければありがたいかなと思っております。

○7番（伊集院 巖君）

ちなみに大島地区の牛の平均価格を言いますと、5月競りで税込みで52万1,000円、7月競りで50万3,000円、9月競りで、経済連がまだ正式に発表しておりませんが、これらの競りの資料から計算しますと、50万を切って49万9,000円になっているようでございます。

この状況が続きますと、農家の廃業も出てこないかと心配されます。

奄美市のほうにおいては、1件ほど廃業をしている農家もございます。

母牛、繁殖牛を処分して、あとは子牛だけ残っている状態の方もいらっしゃいます。本町にとっても農業生産だかの1位は畜産ですので、若手の後継者も育てておりません。

さらなる支援をお願いしたいと思っております。

畜産の経営は窮地に立たされておりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（竹田泰典君）

第1次産業、農業の最も畜産は若い農家が就業しているという状況にありますから、これは的確に支援をしてまいりたいと思っておりますけれども、先ほど来、申し上げているとおり、一個人の農家との話し合いではちょっと厳しいものがあると思っておりますから、その畜産部会、これはJAのほうにあるわけですが、私どももしっかりとその部会の中で議論をしたものをどうしていくかということにしていきたいと思っております。

どうぞ農家の皆さんがしっかりと悩みを話し合い、町あるいは県、国に要望を申し

上げるということになれば、そこに積極的に支援をしてみたいと思います。

今後このことについては、堆肥センター、あるいは敷料の施設にもつながっていきますので、農家が廃業するということがないように、そこはフォローしていきたいと思っていますところでございます。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

はい、わかりました。

畜産部会のほうで検討していただいて、要望があった際には対応をひとつよろしくお願いいたします。

次に、マリンレジャーの安全対策についてでございますが、昨日もこの質問出ておりましたので、なかなか質問しづらいんでございますけれども、この赤尾木湾でかなりマリンレジャーが盛んなんですが、これに対して漁業者などからの苦情などはなかったのか、お聞きします。

○企画観光課長（勝元 隆君）

漁業者からの苦情、問合せ等ということなんですけれども、私が把握している中で、そういったことはまだない。

以前ちょっとあったような記憶があるんですけども、ちょっと記憶は曖昧ではございまして、直近、最近に関しては特にはないと思います。

以上です。

○農林水産課長（迫地政明君）

漁業者からの苦情というのは今、私のほうでは把握するところではございませんが、もしあった場合には、やっぱり漁業権を阻害するものということで、漁協と一緒にになって指導するとなると思いますけれども、私のほうでそのあたりはまだ把握してございません。

以上です。

○7番（伊集院 巖君）

このマリンレジャーの安全対策について、海上保安部でいろいろ話を聞いてきたんですが、事故防止に対する行政指導は保安部としてはできないということでございまして、注意をするぐらいでしたらできますよということでした。

昨日の答弁書の中にもあったんですが、海上保安部のほうでは、注意喚起の啓発活動を行なっているということでした。

また、このインストラクターが付いての事故はないようでございます。

海は開かれておりまして、業者さんにはモラル、個人は自己責任で楽しむのが海洋レジャーだということになるようでございます。

前日の同僚議員にもあったとおり、湾内で水難事故が2件あり、尊い人命も失われておりますので、町もこれまで以上に注意喚起の啓発活動を行なっていただきまして、事故防止に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（前田豊成君）

伊集院巖君の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（前田豊成君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第2 議案第35号 龍郷町振興計画審議会条例の一部を改正する 条例

○議長（前田豊成君）

日程第2、議案第35号、龍郷町振興計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第35号、龍郷町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度からの次期龍郷町総合振興計画の策定に向けた審議会委員に、新たに子育て世代や福祉分野の委員を盛り込むなど、所要の規定を整備しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第35号、龍郷町振興計画審議会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第36号 龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第3、議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、町が直営で管理運営しております龍郷町島育ち産業館について、現在の実態に併せて条例の全部を改正するものでございます。

具体的には、新たに職員の配置や業務内容の明確化、行為の禁止等の条文を追加するほか、利用時間及び休日、使用料等について条文を変更するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例は、経済建設常任委員会に付託することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号は、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

△ 日程第4 議案第37号 令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第3号）

○議長（前田豊成君）

日程第4、議案第37号、令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第37号、令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に7,631万円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億1,265万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税1億6,041万8,000円、衛生費国庫補助金475万円、安全安心対策基金繰入金1,000万円などを増額し、また、減債基金繰入金1億円などの減額補正となっております。

一方、歳出においては、総務費の防災対策費422万1,000円、民生費の児童福祉総務

費396万3,000円、衛生費の環境衛生費1,000万円、土木費の道路維持費1,641万円、教育費の社会教育総務費195万円などを増額し、さらに現時点で予算の増減が必要な経費を調整し、補正予算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○9番（田畑 浩君）

12ページ、6環境衛生費、委託費のこの中身についてちょっと説明をお願いします。

○生活環境課長（園田徳一君）

お答えします。

この補正の1,000万円ですが、これは環境省の補助メニューにございます地域レジリエンス、脱炭素化を同時実現する公共施設への自立分散型エネルギーの推進事業でございます。

再生可能なエネルギー等の導入調査、これは計画策定を行なう一部補助でございまして、補助率は2分の1でございます。

国が進める脱炭素、2050年カーボンニュートラルを宣言しました。

本町も喫緊の課題として捉えてございます。

本年度より副町長を委員長といたしまして、脱炭素プロジェクトチームを立ち上げて、各課1名以上参加し、また本町に合った脱炭素の取り組みを調査、検証しております。

補正予算の委託料におきましては、りゅうゆう館の駐車場にカーポートに太陽光パネルソーラーをして、りゅうゆう館の年間の電気代とかを賄えるような、そういった調査委託でございます。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（徳永義郎君）

6ページですけれども、歳入のほうで目の4の農林水産費県補助金が、栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業補助金等25万円ありますが、これはどういうものをされるのか、これからまた検討されていくのか、もう決まったものをこれからやっていくのかどうか、これは額は小さいんですけども大事な事業かなと思っ
てみているんですけども、いかがでしょうか。

○農林水産課長（迫地政明君）

6ページの農林水産業費県補助金の栄養機能等を生かした農産物の高付加価値化モデル事業補助金25万円でございますけれども、これは、実は歳出のほうでこれは13ページになります。

13ページ、農林水産業費の農業費の目34地域食育推進事業費、これに充当しております。

内容につきましては、こちらのほうで事業費とそれから役務費、委託料でございます。

主にマコモダケ、これの食材を使いまして、栄養成分の試験を行なうというところで、成分検査手数料これが18万2,000円、委託料につきましては、パッケージデザインにかかる経費ということで、マコモの生産組合の設置を念頭にこういった活動を続けていきまして、マコモの消費、商品化、そちらのほうに結び付けていくという考えもありますし、食育の推進にもつながるのではないかとということで、これ補助金を使ってやっていくということでございます。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○10番（平岡 馨君）

3点ほどちょっと細かいんですけどお尋ねしていきたいと思います。

内容説明をお願いします。

13ページ、農業振興費、節13使用料及び賃借料の150万円、車輛借上料の説明と、15ページ土木費、節14工事請負費500万円、道路維持補修工事、同じく16の公有財産購入費の2,000万円の説明をお願いいたします。

○農林水産課長（迫地政明君）

13ページの目4農業振興費の使用料及び賃借料150万円でございますが、これは町単独事業でございます。

秋名の田袋でいろんな作物を植えてはおりますけど、耕作できない田んぼが多数ございます。

これが原因はいろいろありますけれども、恐らく排水不良だということで、一度機械を入れてこれの実証試験をしたいということで、この工法については2カ所を選定して、その工法を別々にしてやってみようということで、その作業機械借上料ということで、2カ所分の150万円を今回予算措置したところでございます。

○建設課長（屋 浩仁君）

先ほどの土木費、節14の工事請負費の500万円です。

これは町道浜田原浜道線、これは浦地区になるんですが、及び普通河川屋入川の排水路工事計画を今、行なっております。

その中で、工法等に若干変更がございましたので、その分の工事費が高くなった分、今回500万円計上しております。

併せて、16の公有財産費、これも今回この工事にかかる用地面積が確定しましたので、1,000万円計上しております。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（伊集院 巖君）

12ページの4の衛生費の中の目の4、保健福祉センター運営事業費の中で、節の12と14、12の222万7,000円ですか、これの指定管理委託料の増額になった理由と、この工事請負、資産形成とあるんですが、この内容を教えてください。

○保健福祉課長（加藤寛之君）

12の委託料、保健福祉センターの指定管理委託料ですけれども、当初予算で今回、光熱費が昨年度からどんどん上がっていきまして、光熱費の部分を指定管理の委託料と別にしたんですけれども、この試算が少し間違いがありまして、足りない部分、今回補正させていただきました。

あと14の工事費ですけれども、1階のフロアのクーラーが2台あるんですけど1台壊れまして、どうしても暑い中での、どうしても新品に替えないといけないということで、この工事の導入費用が98万4,000円となっております。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（圓山和昭君）

8ページの企画費、目12企画費の節7報償費で、運営委員の謝金31万円というのがありますが、これは何の運営委員会が行なわれているのか、その目的は何なのかということの説明を1点と、その下、目13広報費の節12の委託料211万7,700円、この委託料というのは、この内容、委託料の内容、目的等を答弁いただきたいと思います。

そして、その次のページ、9ページ、目36戦略プロジェクト推進費、これの節12委託料の200万円、これは委託料200万円ですけれども、実際設計委託料の300万円を落としていますので、この委託料にかかっている500万円についての説明をいただきたいと思います。

あともう1点、15ページの消防費、目2消防施設費の節16、この用地購入費の130万円について、その場所ですとか面積、その用地購入の目的などの答弁をお願いいたします。

○企画観光課長（勝元 隆君）

まず私のほうから8ページ、12目企画費、7節の報償費31万円でございますけれども、これは今年度みらい会議を、以前みらい会議ありましたけれども、一度当初のみらい会議は役割を終了いたしまして、新たに今年度からみらい会議をまた発足しております。

この島外の委員の方々の謝金ということで入れております。

当初、島外の方につきましては費用弁償のほうで組んでいたんですけれども、謝金として組んだほうが適正だろうということで、こちらのほうに組ませていただきました。

続きまして、13目広報費、12節委託料217万7,000円でございますけれども、これは今年度上半期から広報紙のレイアウト、あと校正、あと印刷も含めて外部のほうに委託をしたいと考えております。

その理由といたしましては、現行の広報紙の品質向上と、業務の効率化を目的としているんですけれども、広報の作成につきましては、ちょっと専門性の部分がかかなり多いと、特殊なソフトを使ってレイアウト作業をずっとしていたんですけれども、そうとなかなか1人の方がなかなか次に異動できないと、新しい方が来てもなかなかできない、俗人化どうしてもしてしまいますので、このあたりがちょっと業務の効率化を図る意味でも、この部分については委託にさせていただきたいということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

続きまして、9ページの36目戦略プロジェクト推進費の12節委託料の200万円でございますけれども、これは今、安木屋場児童館がございます。

安木屋場公民館の代替として今、使っているんですけれども、安木屋場公民館が今年ご存じのように新設になります。

その後の使い道といたしまして、これは公共施設の今後効率よく使っていくといった意味で、国のデジ田交付金を活用しまして、移住おためし住宅やコワーキングスペースといった整備を、まだ計画の段階でございますけれども考えておまして、当初基本設計だけは300万円で組んでいたんですけれども、このデジ田交付金を活用するにあたって、事業計画策定がかなりのボリュームでございまして、その分の事業計画策定の委託をちょっと上乘せさせていただいたということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○大島地区消防組合龍郷消防分署長（大司昭二君）

公有財産購入費の130万円の内訳なんですが、耐震性貯水槽を芦徳地区の、場所はミル奄美というホテルがあります。

その少し150メートルぐらい手前になりますかね、その海岸線側、町道に面した右側の町道と隣接した畑を先行で取得して、今年これから耐震性貯水槽60トン型を入れ

る用地の購入費です。

以上です。

○議長（前田豊成君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第37号、令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第38号 令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第5、議案第38号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第38号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額1億729万7,000円から歳入歳出それぞれ18万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億748万6,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、繰越金95万7,000円を増額し、一般会計からの繰入金76万8,000円を減額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、保健事業費35万円、一般会計に繰り出す諸支出金95万8,000円を増額し、総務費111万9,000円を減額計上いたしました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第38号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第39号 令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計補正
予算（第1号）

○議長（前田豊成君）

日程第6、議案第39号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第39号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額7億6,011万3,000円から歳入歳出それぞれ3,662万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億9,673万5,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、県支出金404万4,000円、介護給付費準備基金繰入金1,474万8,000円、繰越金1,880万7,000円を増額し、一般会計繰入金144万4,000円を減額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、基金積立金2,331万9,000円、諸支出金1,474万7,000円を増額計上し、保険給付費の組み替えを行ないました。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第39号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第40号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更

○議長（前田豊成君）

日程第7、議案第40号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第40号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合理約の変更の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の「伊佐北始良環境管理組合」が令和5年4月1日付けで「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したこと

に伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第40号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第41号 令和4年度社会資本整備総合交付金工事（屋

入赤尾木線塩田橋）工事請負変更契約の締結

○議長（前田豊成君）

日程第8、議案第41号、令和4年度社会資本整備総合交付金工事（屋入赤尾木線塩田橋）工事請負変更契約の締結を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第41号、令和4年度社会資本整備総合交付金工事（屋入赤尾木線塩田橋）工事請負変更契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、令和4年7月4日に本会議の議決をいただき、赤穂産業株式会社代表取締役、堅山兼二郎氏が受注し、現在工事を行なっていますが、工事施工実施において、基礎工及びアスファルト舗装工の施工方法の見直しが必要となりました。

また、使用資機材の運搬回数の変更、週休2日制導入や熱中症対策の適用に伴い、当初契約金額に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第41号、令和4年度社会資本整備総合交付金工事（屋入赤尾木線塩田橋）工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第42号 令和5年度公立学校情報機器（タブレット端末）の取得

○議長（前田豊成君）

日程第9、議案第42号、令和5年度公立学校情報機器（タブレット端末）の取得を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第42号、令和5年度公立学校情報機器（タブレット端末）の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

現在、GIGAスクール構想の取り組みの中で、児童生徒へ1人1台のタブレット端末を整備してございます。

今後、デジタルの教材を活用したタブレット端末の使用が必須となってきますので、教員用のタブレット端末を整備し、授業等の円滑な運営を図ろうとするものでございます。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、令和5年8月31日見積りの結果、南国殖産株式会社代表取締役、永山在紀氏に落札決定したので、その契約を締結するための議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第42号、令和5年度公立学校情報機器（タブレット端末）の取得は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第43号 令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（前田豊成君）

日程第10、議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき利益の処分について提案し、同法第30条第4項の規定により決算の認定を求めるものでございます。

利益の処分については、令和4年度龍郷町水道事業会計剰余金処分計算書（案）のとおり、6,562万452円を減債積立金へ積立てし、資本金へ繰り入れるものでございます。

次に決算につきましては、収益的収入では3億3,508万8,689円、収益的支出では2億6,059万603円となり、消費税を抜いた差引利益は、7,442万8,656円となりました。

また、資本的支出では1億4,850万9,534円となり、収入額が支出額に不足する額については、損益勘定留保資金等にて補填しております。

どうぞご審議のうえ、認定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第43号は経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

- △ 日程第11 認定第1号 令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第12 認定第2号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第13 認定第3号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第14 認定第4号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第15 認定第5号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計

歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第11、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算から、日程第15、認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定を一括議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました認定第1号から5号まで、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づいて、令和4年度龍郷町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出の決算が調製されましたので、同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、同条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付けて議会の認定を求めようとするものでございます。

まず、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入総額75億1,720万1,401円、歳出総額73億6,403万8,515円で歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億5,316万2,886円の黒字となり、さらにその額から翌年度に繰り越すべき財源4,018万6,000円を差し引いた実質収支においても1億1,297万6,886円の黒字決算となったところでございます。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は2,141万8,334円の黒字となっております。

それに財政調整基金積立金37万4,724円を加え、さらに財政調整基金積立金取崩し額4億2,000万円を差し引いた実質単年度収支は3億9,820万6,942円の赤字を計上したところでございます。

次に、認定第2号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入総額8億7,426万6,345円に対し、歳出総額8億7,382万5,962円で、実質収支44万383円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税1億488万2,905円、保険給付費等交付金5億6,098万7,329円、一般会計繰入金2億283万6,769円となっております。

歳出につきましては、保険給付費5億3,967万9,041円、国民健康保険事業費納付金1億9,810万5,705円、基金積立金1億1,661円、保健事業費1,085万4,813円となっております。

次に、認定第3号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、提案理由をご説明いたします。

本案は、歳入総額 1 億228万6,859円に対し、歳出総額 1 億132万8,138円で、実質収支95万8,721円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料5,044万4,900円、一般会計からの繰入金4,133万4,450円、後期高齢者広域連合からの受託事業収入992万779円となっております。

歳出につきましては、総務費536万4,853円、後期高齢者医療広域連合納付金8,412万2,050円、後期高齢者の健康増進と介護予防を推進する保健事業費1,174万6,335円となっております。

次に、認定第4号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入総額 7 億4,328万3,569円に対し、歳出総額 7 億2,447万4,650円で、実質収支1,880万8,919円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、介護保険料 1 億738万4,500円、国庫支出金 2 億2,307万4,111円、支払基金交付金 1 億8,511万8,498円、県支出金 1 億97万5,187円、繰入金 1 億2,508万9,529円となっております。

歳出につきましては、総務費2,357万4,778円、保険給付費 6 億6,950万7,072円、地域支援事業費2,584万6,506円となっております。

次に、認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、提案理由をご説明申し上げます。

生活排水処理事業会計では、浄化槽の普及促進を図るため、生活排水処理事業に基づき、令和4年度は、合併処理浄化槽57基を設置整備いたしました。

決算状況を申し上げますと、歳入総額 2 億3,723万2,913円に対して歳出総額 1 億6,631万5,847円となっております。

収支の状況は、実質収支で7,091万7,066円の黒字となっており、龍郷町生活排水処理事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだところでございます。

どうぞご審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑はそれぞれの会計ごとに行ないます。

まず、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第2号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第3号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第4号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第5号までは、お手元にお配りしました認定付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月14日から9月26日までの13日間、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、9月14日から9月26日までの13日間、休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後2時00分

令和5年第3回龍郷町議会定例会

第 3 日

令和 5 年 9 月 27 日

令和5年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年9月27日（水曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第36号 龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第2 議案第43号 令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第3 認定第1号 令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- 日程第4 認定第2号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第5 認定第3号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第6 認定第4号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第7 認定第5号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋 研太郎 君	2番	長谷場 洋一郎 君
3番	久保 誠 君	4番	前田 豊成 君
5番	隈元 巳子 君	6番	圓山 和昭 君
7番	伊集院 巖 君	8番	徳永 義郎 君
9番	田畑 浩 君	10番	平岡 馨 君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥 君 書記 岡江敏幸 君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典君	町民税務課長	大吉正一郎君
副町長	則敏光君	建設課長	屋浩仁君
会計管理者	豊山さゆり君	農林水産課長	迫地政明君
教育長	碓山和宏君	生活環境課長	園田徳一君
総務課長	井一馬君	土地対策課長	竹山智幸君
企画観光課長	勝元隆君	教育委員会 事務局長	里園一樹君
保健福祉課長	加藤寛之君	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	大司昭二君
子ども子育て 応援課長	松尾昭宏君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 議案第36号 龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第1、議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

本案について、久保経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

○3番（久保 誠君）

議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例につきまして、ただ今議題となりました議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月15日、勝元企画観光課長、村山企画観光課長補佐兼島育ち産業館活性化担当に出席を求め、本案に対する説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

島育ち産業館は平成元年に設置されましたが、現在の実態にあわせるため条例の全部改正をするものであります。

主な改正内容については、職員の配置や業務内容の明確化、行為の禁止等の条文を追加するほか、利用時間及び休日使用料等についての改正内容であります。

特に委員より利用者の利便性を図るため、利用時間について質疑がありました。

当局より第10条第1項及び第2項の規定により、町長が特に必要があると認めるときは変更ができる旨の条文があるので、今後の業務体制など状況を見極めながら検証していきたいとのことでした。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。
質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。
これから議案第36号を採決します。
本案に対する経済建設常任委員長の報告は原案可決です。
議案第36号は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。
したがって、議案第36号、龍郷町立島育ち産業館の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例は、経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第43号 令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（前田豊成君）

日程第2、議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題といたします。

本案について、久保経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

○3番（久保 誠君）

議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきまして、ただ今議題となりました議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日、園田生活環境課長及び担当職員に出席を求め、本案について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

5ページ、利益の処分について、剰余金の処分については議会の議決が必要となる

ことから、処分額である6,562万452円を減債積立金へ積立し、資本金へ組み入れるものであります。

なお、当年度末、未処分利益、剰余金は、2億1,604万8,173円で、処分後の繰越利益剰余金は、1億5,042万7,721円になります。

11ページ、収益的収入に関しましては、3億2,289万6,159円に対し収益的支出は2億4,846万7,503円で、差額7,442万8,656円が当年度純利益となっております。

資本的収支につきましては、収入額0円に対し支出額1億4,850万9,534円で、差し引き1億4,850万9,534円の不足となっております。

不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額6万9,430円、当年度損益勘定留保資金8,281万9,652円、繰越利益剰余金処分が6,562万452円で補填しました。

15ページ、収益的収入は営業利益が1億2,718万6,406円のうち水道料金が1億2,680万3,459円となっております。

また、営業外収益として1億9,570万9,753円のうち、一般会計補助金が6,766万6,000円となります。

収益的支出に関しましては、人件費や委託料、貯水場と機械運転動力料や水道水質検査業務手数料等です。

令和4年度の給水事業につきましては、給水人口5,927人に対し年間配水料84万4,172立米、年間有収水量75万9,755立米で収率90%となっております。

最後に、独立採算制に向けた見通しについては、将来的にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な基本計画に基づき、独立採算制の原則に向けて健全な事業運営を図っていただきたいと思います。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は原案可決です。

議案第43号は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第43号、令和4年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第3 認定第1号 令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第3、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、各常任委員長から順次審査報告を求めます。

はじめに総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

おはようございます。

ただ今議題となりました認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会に付託された所管事項の審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日、15日に開催し、全委員出席のもと、当局より里園教育委員会局長、中村給食センター所長、大吉町民税務課長、加藤保健福祉課長、井総務課長、松尾子ども子育て応援課長、大司龍郷消防分署署長、勝元企画観光課長、各課担当職員の出席を求め本件についての説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりです。

歳入です。

5 ページ

質問 町民税の徴収率や内容は。

答弁 町税等の個人現年度分徴収率は99.63%、滞納繰越分徴収率は、31.11%で、対象者は2,750人です。

法人税の現年度分徴収率は100%で、対象事業所は前年より9事業所増え270事

業所となります。

固定資産税徴収率は98.92%で、対象者は2,727人です。

滞納繰越分の徴収率は20.77%です。

不納欠損29人、103件を処理しています。

軽自動車税の徴収率は99.25%で対象車は3,842台、町内たばこの販売本数は881万1,443本で、昨年費7万9,735本の増加でありました。

近年は増収傾向となっております。

6 ページ

質問 項1 地方消費税交付金1億3,927万5,000円の内容は。

答弁 地方消費税交付金と社会保障財源交付金の総額になります。

まず、人口案分及び事業所・企業統計の従業員数の割合で配分される地方消費税交付金が5,969万6,000円、そして社会福祉・社会保険及び保健衛生の施策に要する経費に充てられる社会保障財源交付金は7,957万9,000円です。

7 ページ

質問 地方交付税の内容は。

答弁 普通交付税29億9,316万7,000円、特別交付税2億1,638万円、合わせて32億954万7,000円であります。

前年比2,391万5,000円の増額です。

9 ページ

質問 目1 民生費国庫負担金、節1 児童保護措置費負担金1億722万7,449円の内容は。

答弁 健児保育園6,125万6,706円、へき地保育所538万467円、地域型保育園3,976万6,492円、広域入所保育所82万3,784円分で、国が1/2、県1/4、町1/4の負担割合となっております。

10 ページ

質問 目3 教育費国庫補助金、節4 教育施設整備費補助金4,076万2,000円の内訳は。

答弁 小学校理科教育振興事業補助金69万7,000円、中学校理科教育振興事業補助金64万5,000円、学校施設環境改善交付金として3,942万円の補助金です。

12 ページ

質問 目1 総務費県補助金、節11 奄美群島成長戦略推進交付金1億4,129万1,200円の内訳は。

答弁 サング礁保全、観光拠点連携、野良猫対策、防災関連施設整備、奄美大島自然保護協議会補助金等に充当されています。

15 ページ

質問 款17 寄附金、ふるさと納税寄附額は。

答弁 5,690件から寄附をいただき、総額9,875万6,000円で、企業版ふるさと納税寄附金は14件780万円となっています。

歳出です。

26ページ

質問 目12企画費、ふるさと納税返礼品代の内容は。

答弁 ふるさと納税返礼品代は3,541万4,940円です。

去年に引き続き、たんかん、マンゴー、パッション等が人気商品です。

28ページ

質問 目16地域活力創出事業の内容は

答弁 補助率1/2で、決算額193万3,950円です。

地域が自主的・主体的な地域づくり活動を支援し、活力ある住みよいふるさとづくりを推進しています。

街灯のLED切替事業は、令和5年度で終了となっています。

30ページ

質問 目21公共交通対策費、高校生バス通学を利用している高校生の数は。

答弁 140人の高校生が利用しており、大島高校へ76人、奄美高校へ33人、大島北高校へ31人通学しております。

47ページ

質問 目3母子衛生費、扶助費の内容は。

答弁 子供医療助成金として2,222万5,867円、出産祝い金は161万円、出産・応援子育て応援交付金は430万円となっています。

48ページ

質問 目4保健福祉センター運営事業費の工事請負費558万5,000円の内容は。

答弁 令和3年度からの繰越となった風呂ボイラーの取替工事です。

68ページ

質問 目1非常備消防費、節1報酬1,042万4,797円の支給があるが、現在の消防団員数は。

答弁 条例定数153名に対し実員数4分団140人が加入しています。

女性消防団員も近年増加し5名となっています。

70ページ

質問 目2事務局費、節13使用料及び賃借料のパソコンリース料2,502万8,940円の内容は。

答弁 各学校教育用タブレット・校務用パソコン・学習支援用ソフト・児童生徒タブレット用ソフト等のリース料です。

80ページ

質問 目2給食センター運営費の修繕料及び工事請負費の内容は。

答弁 修繕料として、厨房関係及びボイラーの配管工事等に425万3,348円、工事請負費としては、調理室内の空調改修工事及び蒸気配管改修工事4,220万円です。

※本町の税徴収率は、県内でも上位に位置しています。

町長はじめ関わる全ての職員に感謝申し上げます。

また、世界自然遺産登録の島として、観光客の来島も増え経済の活性化も実感されます。

今後の町内観光強化等の企画力に期待いたします。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会に付託された所管事項については、全会一致で原案のとおりと認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（久保 誠君）

ただ今議題となりました認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日、15日に開催し、全委員出席のもと、迫地農林水産課長、園田生活環境課長、竹山土地対策課長、勝元企画観光課長、屋建設課長及び各担当職員に出席を求め、本案に対する説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

まず歳入のほうからいきます。

8ページ

（質問）款13使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節4港湾施設使用料1,204万5,851円の内容は。

（答弁）港湾施設使用料で10社等からの使用料になります。

11ページ

（質問）款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産業費国庫補助金、節2林道

改良事業費補助金1,515万円の内訳は。

(答弁) 円林道改良事業825万円、中勝林道改良事業690万円の国・県の補助です。

(質問) 同じく款、項、目、節3漁港海岸保全事業交付金2,255万8,000円の内容は。

(答弁) 玉里地区海岸施設保全積算委託業務の195万8,000円と玉里地区海岸施設保全工事の2,060万円です。

13ページ

(質問) 款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節5海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金1,090万円の内容は。

(答弁) 海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金で補助率が90%で、全体事業費が1,215万円です。

14ページ

(質問) 同じく款、項、目4農林水産業県補助金、節11鳥獣被害対策事業補助金372万4,000円の内容は。

(答弁) イノシシ防護柵北部地区の整備事業268万円、電気止め刺し機等罫用1機等4万3,000円、緊急捕獲活動支援事業イノシシ成獣143頭の1頭当たり7,000円で100万1,000円です。

(質問) 同じく款、項、目5商工費県補助金、節2商工費補助金2,452万1,568円の内容は。

(答弁) 農林水産物輸送コスト支援事業交付金939万3,568円、加工品等販路開拓支援実証事業補助金166万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業補助金273万1,000円、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業1,073万5,000円です。続きまして歳出です。

49ページ

(質問) 款4衛生費、項1保健衛生費、目8自然保護対策費、節12委託料229万7,170円の内容は。

(答弁) サンゴ礁保全対策委託料109万8,000円で、龍郷ダイビング組合にオニヒトデの駆除等と外来種駆除作業委託料119万9,170円です。

52ページ

(質問) 款6農林水産業費、項1農業費、目6畜産振興費、節12委託料589万3,800円の内容は。

(答弁) 敷料及び堆肥生産施設建設予定地の環境調査及び測量設計で、環境調査に390万5,000円、測量設計等198万8,800円です。

55ページ

(質問) 同じく款、項、目12地籍調査事業費、節12委託料2,344万7,907円の内容は。

(答弁) 地籍調査事業一筆地調査・測量委託業務2,226万8,707円で、嘉渡・幾里地区の一部の441筆で、令和4年度末進捗率は70.43%、統合型土地情報システム保守委託業務69万3,000円、地籍調査事業数値情報化委託業務48万6,200円です。

58ページ

(質問) 款6、項2林業費、目6治山事業費、節12委託料250万8,000円の内容は。

(答弁) 治山林道協会委託費で、町単独治山事業戸口地区測量設計業務委託250万8,000円です。

58ページ

(質問) 項3水産業費、目2水産振興費、節12委託料440万円の内容は。

(答弁) 廃船除去業務委託費440万円です。

63ページ

(質問) 款7商工費、項1商工費、目9西郷小浜公園整備事業費、節14工事請負費1億1,132万7,508円の内容は。

(答弁) 西郷小浜公園整備工事1工区2,476万5,000円、2工区2,717万2,000円、3工区355万円、公園ステージ上屋新築工事2,078万8,000円、トイレ新築工事2,306万9,508円、電気設備工事1,058万1,000円、給排水設備工事140万2,000円で、龍郷町発注分は全て完了しています。

65ページ

(質問) 款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節14工事請負費7,715万5,000円の内容は。

(答弁) 緊急自然災害防止対策事業で幾里金久線1工区2,791万9,000円、幾里金久線2工区2,075万6,000円、嘉渡地区1,561万円、過疎対策道路改良舗装工事、中勝アツ田線1,287万円です。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから認定第1号に対する討論を行ないます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第1号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、各委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第1号、令和4年度龍郷町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

△ 日程第4 認定第2号 令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別
会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第4、認定第2号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第2号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日、15日に開催し、全委員出席のもと、加藤保健福祉課長、大吉町民税務課長と担当職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりです。

（歳入）

1 ページ

質問 款1国民健康保険税、国民健康保険税の加入数や収納率は。

答弁 国民健康保険一般被保険者数は1,526人、世帯数は1,044世帯です。

加入率は被保険者数で25.3%、世帯数で33.1%です。

保険料徴収率は、現年分で96.8%、滞納繰越分が23.4%となっています。

（歳出）

11ページ

質問 項2保健事業費、目1保健衛生普及費、人間ドックを受診した人数は。

答弁 人間ドックの受診者は21人、委託料90万8,860円でありました。

昨年より若干減少しています。

※保険給付金も医療費適正化事業や健康づくりのための各種施策の成果が見られ、昨年よりは抑えられています。

今後も健全な国民健康保険運営に努めていただきたい。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第2号令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第2号、令和4年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第5 認定第3号 令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第5、認定第3号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第3号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をします。

当委員会は、9月14日、15日に開催し、全委員出席のもと、加藤保健福祉課長、大吉町民税務課長と、担当職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりです。

歳入です。

16ページ

質問 款1 後期高齢者医療保険、後期高齢者医療保険料の徴収率は。

答弁 保険料を年金から徴収する特別徴収は100%で、対象者は896人です。

保険料を納付書で納める普通徴収の現年度分は99.7%で、対象者は290人です。

特別徴収・普通徴収を合わせた保険料は5,030万7,200円、滞納繰越分の13万7,700円を合わせた後期高齢者医療保険料の合計額は5,044万4,900円です。

歳出です。

18ページ

質問 款2 後期高齢者医療広域連合納付金の内容は。

答弁 鹿児島県後期高齢者医療広域連合に支出するもので、その額、8,412万2,050円です。

保険料納付金は、後期高齢者医療に加入している75歳以上の被保険者より徴収した保険料の納付金です。

※歳入における徴収率は高い水準を保っています。

今後も引き続き精進いただきたい。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第3号、令和4年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第6 認定第4号 令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第6、認定第4号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（長谷場洋一郎君）

ただ今議題となりました認定第4号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日、15日に開催し、全委員出席のもと、加藤保健福祉課長、大吉町民税務課長と、担当職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりです。

歳入です。

23ページ

質問 款1保険料、第1号被保険者保険料の内容は。

答弁 年金から介護保険料が差し引かれる特別徴収対象者は1,803人で、徴収率は100%です。

納付書による普通徴収対象者は296人で、徴収率は96.2%です。

滞納繰越分普通徴収保険料の徴収率は18.2%で、不納欠損が8名55件あります。

23ページ

質問 目2地域支援事業総合事業分391万9,000円と、目3総合事業以外分625万8,374円の内容は。

答弁 地域支援事業総合事業は介護予防・日常生活支援サービス事業等の納付費、さらには一般介護予防事業の報償費等に充てられます。

一方、包括的支援事業・任意事業費等が総合事業以外の交付金となります。

(歳出)

28ページ

質問 款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、介護サービス等諸費の負担金・補助及び交付金4億4,774万2,064円の内訳は。

答弁 居宅介護サービス給付金1億3,801万8,112円、施設介護サービス給付金は2億8,460万592円、介護福祉用具購入費は52万2,010円でした。

また介護住宅改修費230万1,350円で介護サービス計画給付費は2,230万円となっています。

※今年度は第8期介護保険事業計画の最終年度です。

高齢者の健康づくり活動等、地域支援事業の果たす役割は大きいものがあります。

これまで同様、健全な介護保険事業の運営がなされることを期待いたします。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第4号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第4号、令和4年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決定いたしました。

△ 日程第7 認定第5号 令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計
歳入歳出決算

○議長（前田豊成君）

日程第7、認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件について、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

○経済建設常任委員長（久保 誠君）

ただ今議題となりました認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月14日、園田生活環境課長及び担当職員に出席を求め、本案に対する説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

（歳入）

36ページ

（質問）款1分担金及び負担金、項1負担金、目1浄化槽市町村整備推進事業負担金、現年度分373万7,000円の内容は。

（答弁）浄化槽設置個人負担分で、5人槽51基分321万3,000円、7人槽4基分31万6,000円、10人槽2基分20万8,000円です。

36ページ

（質問）款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1、節1浄化槽市町村整備推進交付金2,558万9,000円の内容は。

（答弁）補助率は2分の1で、交付金は工事費の2分の1と事務費（工事費の3.5%）の合計分であります。

（歳出）

38ページ

(質問) 款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費602万5,684円の内容は。

(答弁) 修繕料でポンプ・フロート・ブローアールベルト交換・マンホール等であります。
38ページ

(質問) 同じく款、項、目、節12委託料6,302万9,647円の内容は。

(答弁) 維持管理委託料、約1,300基と公営企業会計移行支援委託料等です。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（前田豊成君）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから認定第5号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、認定第5号、令和4年度龍郷町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定いたしました。

△ 日程第8 議員派遣について

○議長（前田豊成君）

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いた
しました。

△ 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前田豊成君）

日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本
議会の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出が
あります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたし
ました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第3回龍郷町議会定例会を閉じます。

お疲れさまでした。

閉 会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 前 田 豊 成

龍郷町議会議員 徳 永 義 郎

龍郷町議会議員 田 畑 浩